

立て行歸の船郎奴僕の袖をひかへて遊たまへ、來り玉へとさ、はやく、是を、此橋の名によくかなひ侍る。

仙醉嶋 面向不背の嶋なり。いつかたより見るも同じ景趣なり。昔、足利直冬、西國の探題に下り給ふ時、迎の船、此嶋に待請し故、むかひ嶋といふ。貞和年中、左兵衛督直義の謀ひとして直冬を探題として備前に下し、次に備後鞆浦に遣すとあれど、迎の事なし。此嶋南北に向て二つ有、故に向江嶋と云歟。所俗、北を向江嶋といひ、南を向江嶋といふ。憶く神功皇后、船を此所に着給ひし所成へし。故に皇后嶋と云なるへし。此嶋に七浦有、七浦の明神の祠有。昔、何の阿闍梨とかや、求聞持をくりし所とて、虚空藏山と云所有。此島の景、面向不背にして宛も假山の泉水に似たるゆへ、泉水といひけるを、仙醉と書誤りたるなるへし。

●(原本朱圈)七浦 小垣 田のうら 彦ノ浦 大松浦 大浦 京か崎 牛か首 以上七浦に明神の社有。深山尻といふは北の方にて、京か崎と牛か首との間也。

百貫嶋 仙醉の前に有。古より辨天の社有。荒廢しけるを正保中に荻野新右衛門再興し侍る。嶋のかたち雄龜の背に松を植たる如く、態と拵たる様にて、風景百貫にもかへかたきゆへ斯なつけゝるにや。昔、近江國の住人正道と云人、嚴嶋に詣てかへるさに此嶋に船をつなき、終日風景を詠居けるか、いかゞしたりけん太刀を海底に取落し、せんかたもなかりしに、是より下、布苅と云所に海人有、かれを召て、かつかせたまへといひければ、則錢百貫にて番をやとひ、海底を探せければ難なく件の太刀を取來りければとも、性勞れて死しければ、不便におもひて十一重の石塔を立、錢百貫を以て懇に供養しける故、百貫嶋といふにや。此石塔の脇に一丈餘の石碑有。昔ハ文字有しならんか、今ハ文字消て見へす。慶長の比、朝鮮の信使歸帆の時、建置けると。又曰朝鮮の遊擊將軍を囚來り歸國を不^ス免、此浦に被留置、百貫といふ蚕と夫婦になり居住し果けるゆへ此嶋に葬、夫婦の墓を建ると。遊擊か子孫今も有と云傳。

●(原本朱圈)辨天 玉泉寺の支配にて例年三月(原本三四字許缺)迄、此嶋にて開帳有。

玉嶋 大可嶋の坤、平村の東に有小嶋なり。むかしは福嶋といひけるを、慶長の頃、福嶋正則此國を領したまふ時、玉嶋とあらたむ。此嶋の邊に河豚多く有故、獵師とも、ふ、嶋といひけるを、福嶋と書違へしともいふ。昔は禿山なりしを、正保の比、荻野庄新か右衛門、松を植置けるなり。○(原本○のみで朱を施してないが恐らく朱圈であらう)玉嶋大明神の社有、玉泉寺の支配也。福嶋正則領し給ハさる以前には河豚嶋大明神と申しけるにや。いかなる神を祭けん、領主を玉嶋何某といは、又福嶋大明神と可改や、可笑。

三郎石 向後島の北に有石なり。昔、三郎といひし船頭、大石を積通りけるか、此嶋に船を乗かけ、せんかたなく積たる石を捨て、漸、船を漕除ける故、彌か上に嶋(岨)に成侍るを、遊擊煩敷思ひて其上に又々石をたゝみ上させければ、いつかたよりも、能見ゆる故、此嶋(岨)に乗掛る船もなく悦けるか、ほとなく荒波にて打倒けるゆへ、寛永の末、荻野新右衛門澗木を立置けるか朽失侍る。夫々以後、西國往來の諸侯御通船の節ハ、岨昇といふものを立るなり。

●(原本朱圈)龜嶋 平明神の下に有。

●(原本朱圈)涌出石 西町、保命酒屋の下の岨なり。

●(原本朱圈)年取嶋(岨) 要害山下、己午の間に有。

●(原本朱圈)かもめ岨 向後嶋より西の方に有。

●(原本朱圈)敷見岨 原町の沖に有。又鳥崎共いふ。

今川 祇園の前に有井なり。所の詞にて井を川と云。寛文の初、中村市右衛門、秋八月、此井堀せける。八月を仲秋と云故に、かく名附ける。

柳川 善行寺の前に有。天和の末、尾關左次右衛門掘せけるか、此浦には水不自由成所なれども、おしますして、すなほにやるといふ心にて、斯名付るにや。●(原本朱圈)寶永の比、大宮監物といひける社人、遊女と此井戸へ身を投げるゆへ、年久敷汲さりけるか、水不自由成所故 正邦公御所替の後より汲けるか、正徳の比、又々男女身を投げる以後、汲ものなし。

右之外

●(原本朱圈)御屋鋪 松平忠雅公の御代燬失し、多門厩計相殘。正徳年中後藤新八奉行之節、御役屋敷を建。夫々前、小倉善左衛門奉行之節ハ、御茶屋に住居す。

●(原本朱圈)御茶屋 西町に有。貞享の末より元祿の初に建。

●(原本朱圈)御船小屋 焚場^{カタ}に有。

●(原本朱朱)御船道具藏 要害の下に有。

●(原本朱圈)在番小屋 水野家の御代より 正邦公の御代迄、福山より在番有之。明圓寺の脇に一ヶ所、田中^{靜觀寺の前、}町屋の後なり一ヶ所、

原に一ヶ所所有しか、二ヶ所は崩されて原計になり侍る。御水主長屋、在番小屋の内一所に有。後藤新八奉行之節まで、御水主拾人

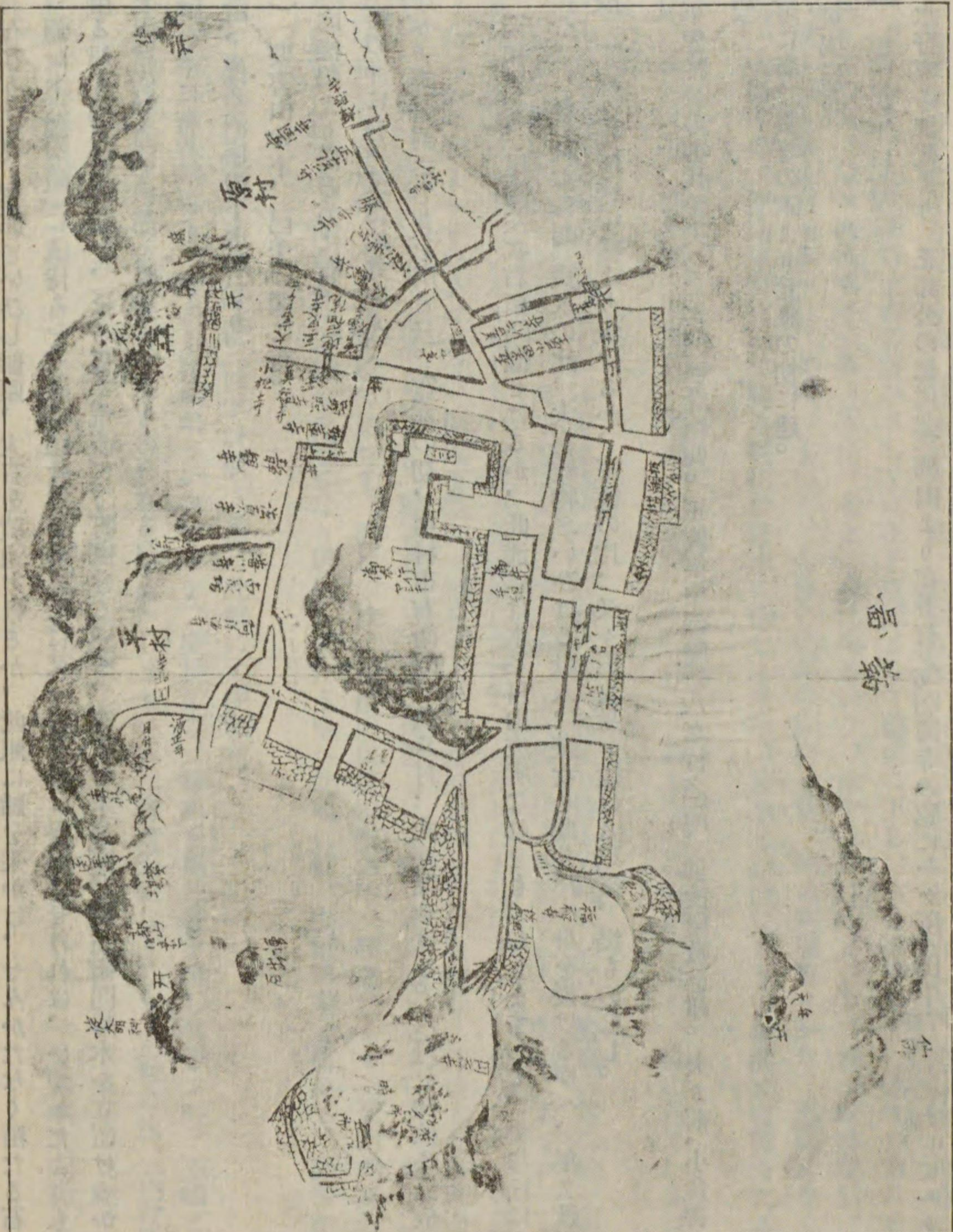
被置けるか、御通船之節の御用、其外御船御用有之ハ、福山御船手被越相務、當時ハ御小人三人住居す。

●(原本朱圈)率 善行寺の前に有。

●(原本朱圈)高札場

要害番所の下、御船道具藏の脇に壹ヶ所有、是ハ海上の制札也。(此間原本三四字許缺ぐ)壹ヶ所有。大崎玄番居住の時、大崎玄番守と制札に書てかけられは、其夜いかなるものかしたりけん、玄番の國と申は、いつぐに御座候哉、と脇書をして置けり。正則の御前にて或時此物語をせられけれハ、正則き、給ひて、左様の文旨にて祐筆を勤るこそ奇怪なれ、速に首を可勿との事にて、玄番も是非なく刑罰せられけるとなり。

化野橋 寛文中、石



(圖 輒 の 筆 自 者 著)

井町夷屋渡す。

●(原本朱圈)輛津曆(歴)代奉行

毛利家之時、文祿之比、要害山に居す。 村上左衛門助康
福嶋正則之時、慶長、元和之比、古城山に居。 大崎 玄 番
町奉行 岡本傳之丞

元和五年、水野勝成公、當國を御拜領被成神邊城當浦に被成御座、福山之城成就之後迄、御嫡子勝俊公、暫、古城山に被成御座、御家督之後、福山へ御移り、爲奉行、萩野庄(新か)右衛門を被指置。

元和より(沼隈郡志には、寛永十七年よりとある)

- 萩野 庄右衛門
- (沼隈郡志には、萩野新右衛門とある)
- 酒井七郎右衛門
- 中村 市右衛門
- 堀 江文右衛門
- 藤井六郎右衛門
- 尾關佐次右衛門
- 生原勘彌左衛門
- 關口 新左衛門
- 小幡 伊左衛門
- 草生源五左衛門
- 松平総州公御代
- 元祿十三年辰八月
- 同 十六年未八月

寶永四年亥八月
同 六年丑十二月

御當代
正徳元年卯三月
同 六年申二月
享保三年戌十一月
同 七年寅三月
同 九年辰三月

大岡勘之丞
馬場又左衛門

小倉 善左衛門
後、與右衛門と改
後 藤 新 八
不破 此右衛門
森戸 勝左衛門
堀 金右衛門

寺社郡奉行兼役

同 十四年酉十一月此三人交代而輛奉行を相務。尤、組支配
九右衛門預
同 十六年亥七月九右衛門壹人ニ而相勤。引越ニ而ハ無之
享保十七年子十二月
寛延二年巳十一月
同 四年未九月
寶曆六年子十一月交代

永峯九右衛門
座間十郎左衛門
服部九八郎
加藤 奎 兵衛
吉田彌五左衛門
小 野 恰
森 嶋 伊 丹
吉 田 端 守
(沼名前神社本により(を加へる))

備陽六郡志 『備陽六郡外志』 『百姓心得』

(校訂者曰ふ、原本卷首には上記の『備陽六郡志』、『百姓心得』は記してないが、著者自筆の表紙題目に依り之を加へる)

百姓心得(得)貳拾貳ヶ條

夫農民の心たて能は國の寶なり、心たてあしきは國の賊なり。心たてよきと云ハ、我田畑ハ上よりあつ、置給ふ故、其かげにて親妻子を養ふ、其恩を報する事ハ、耕作油斷なく地利を考、其地に因て種をまき、晝ハ耕作に出て、夜ハ繩をなひ、菰を編(筵)織、草履を作り、耕作に可入道具を拵、朝夕のつとめおこたらす、仮初にも地頭代官の御意にそむかず、少も驕事なく、悪食を嫌らばす、第一年貢を人さきに納て恩を報せんと心かけ、適々友農民と出合時は、耕作の咄より外は語る事なく、能事を人に語り、人の作のかしこき事を尋、我身の徳にせんと心かけ、我も人も能様にと仮初にも偽をいはず、是を財農民と云也。心たて悪き農民ハ、田畑を我ものとおもひ、上より預りたる事を辨へず、恩澤を知らねは年貢をはやく收る事をおもはず、偽をいひて上を掠め、身上能ても、ならぬふりをし、年貢を出し兼、借錢のかたへは隠してはやく濟す。是恩澤を不知故なり。其心ゆへ、耕作に油斷して朝寢を好み、雨降か強照日は宿に居て遊び、農具悪けれども不拵、下主の樂寢とて透さへあれば寢て日を暮し、少、身を持たる農民は暮、双六を好み、剩、かけの博奕を好み、日を暮し夜をあかす。加様のもの、田地は畦を隔て不出來なり。我獨の悪心にあらず、人迄引入あそふ事、大なるいたつらものなり。諸人に面をまふられ、窄に入、いよく耕作おくれ、取實すくなく、年貢を不足し、田地を賣、子を賣、一二年を續様なれども、終には妻子とも別れ()になりて、潰るものなり。是を盜賊農民と云。

一、庄屋の心たて能は地頭の寶なり。小百姓の師匠なり。毎朝はやく起て鋤を提、鎌をさし、田畑を見廻り、耕作の時分を考へ、小百姓の内、油斷のものあれば異見を加へ、情(精)を出させ、公用に無沙汰せず、奉行、代官の仰を背ざる様に教へ、村中物いひなき様に心掛、孝行なるものあれば譽立、弟は兄に隨ひ、兄は弟を慈み、兄弟中能者をは譽立、不孝なるものには異言(見)を加へ、かりそめの出合にも作の嘶をし、物事をおしへ、我いやなる事は人も否ならんと思ひ、我人能様にと心懸る庄屋は、其村計にあらず、國中のたからなり。

一、郷中に身体能農民あるに、善惡の二つ有。友農民のならぬをあはれみ、我米錢を取替、身上取續様に利を輕くかし、或は延、我も損のなき様にして、ならぬもの、育様にするは郷中の寶なり。又貧乏にして未進を負たるものに高利成米錢をかし、田畑を質に取、その田地を我物にせんさたくみ、表向ハ情の様にいひなし、内證にては、ひとを潰す事をこのむは郷中の敵なり。如此なるむらは農民に強弱有て、地頭より免を下て情をかくれば、つよきものは彌つよく、よわきものは利足に潰れ、いよく弱り、一樣に不行、片落して終にそのむら立あからず、其詰る所は地頭の爲に大なる凶事になるなり。

一、農民の親子、兄弟、親類、田地を諍ひ、又ハ何にても怨の事に公事を好ハ必負なり。其子細ハ、我手足を切たることく、いたむ事甚し。養生而、能なりたり共役に不立、万事に關事おほし。親子、兄弟もと一本なり、然るに公事にかちて窄へ入れ、或ハ成敗に行るゝ時ハ、我手足を切たるに同し。是、勝てまくるなり。元來、天地に隨ふ事を業とする所の百姓、田畑を諍は神罰を蒙る事必せり。公義の憎をうけ、庄屋年寄に苦勞をかけ、其上旅宿、逗留の費若干ぞや。

一、本農民は心清く、いさよきもの也。五穀を作出し生命を養ふ事を業とし、不背天地を以て職とす。故に昔の聖賢ハ農民より出給ふ事おほし。何事も武士に等し。今侍の病氣にて公務ならざるか、又故有て仕をやむる時ハ百姓より外なし。然るに百姓と屏風は直なれハ、たゞすといひならはし、世の中の能時も、あしきといひ、取實多くても少といひ。萬事に實を不言、偽を以て上を掠るゆへ、天道の憎を請、自ら仕合惡敷、ことほりなるかな。又、心清、潔きものは大風、洪水、干魃等の天災をうらみず、世中あしければ惡様に、よければ能様に身を持ち、年貢を濟し、家の修理を加へ、妻子の衣類相應に拵へ、無左と費をなさす。是、世の中あしからん事をわすれず、耕作に心を盡し、ものこと正直にして、天地人の道にそむかず、年貢たに皆濟すれば、心廣く躰胖なり。まことに侍のかくれ家ハ農民に不如。上に慈悲の心有て無理なる事もなく、農民の爲よき仕置有とおもふ時分、何事に付ても偽をいはず、常々在々の百姓仲間の善惡有様に申し、奉行、代官廻村の節は親に逢たることく、眞實の愛敬をいたし、物こと有の儘にかたる時は、上下和睦して隔心なく、郷中の強弱、百姓の内身体ならぬをも有の儘にかたり、其年の貢税迄談合つくにいたすならば、上に財寶澤山に、農民不餓不凍、饒なり。如此民と心を同せは何事も成就せすといふ事有へからず。又奉行、代官を仇敵のことく思ひ、何を尋ても實をいはず、身慾の事計申せば、其村の様子も不知、上下別々になるハ村の爲惡事なり。

一、領分の内、何村の庄屋ハ能、何村の庄屋ハ惡敷と、人の見る所、人の指所不違、人の心見へかたき物にて又知やすきものなり。能庄屋といふは、物こと直に無偽、公義を恐れ法度にそむかず、其身正直なるゆへに一村よく下知を用ひ、少の言分もなく、百姓仲間も圓きもの也。又惡敷庄屋は、公義をかるしむる故、切々法度に背、萬事慾につよく、偽多き故、一村下知を不用、いひふん不絶、百姓仲間も付合惡敷、其惡敷庄屋をは人毎に惡みて、一番にハ何村の庄屋、貳番にハ何村の庄屋と數へ立らるゝと、程なく亡るものなり。大勢の中にて、いたつらものといはるゝ事、口おしき事にあらずや。

一、免狀を請取たらは庄屋宅へ小面を呼あつめ、一人々々へ年貢を皆濟したるか、滞たるかをあらため、不濟者ハ田地を賣せ、其殘る田地にて以後續か不續かを穿鑿いたし、つゝかざる時ハ、はやく身体を潰し、奉公などに出し、一兩年過て其田地を取もとす

か、又ハ無盡などを企てすくふか、庄屋能肝煎て小面を我子のこく大切にす、よき庄屋ハ地頭ハの奉公にて、國のたからり。又、免狀を請取ても穿鑿もせず、面々心任にいたし、ならぬものあれども捨置て搦はす、面々捌の村ハ一村あしくなりて、地頭への不奉公にて國のかたきなり。如此の庄屋ハ一村より訴訟して、はやくかゆへし。小面のためなり。

一、隠簀、隠笠、打出の小槌とて大なる寶あり、人々家ごとに持て其理をしらす。雨ふりて耕作ならず、外へ出られざる時、常に持たる、みの、かさを著し、其用をつとめ、酷暑の節、外に難居時、彼笠をかふりて、打出の小槌の鍬をふり上、一はい打込、土を起し、やわらかにして、種を蒔時ハ實入各(格)別なり。此、三品の寶を持て、耕作に油断せされは、富貴なる事眼前なり。

一、隠れ座頭と云もの家々に有て、善惡共に、公義へ訴知らずもの有。天照大神の御託宣に、謀計雖爲眼前利潤、必蒙神明罰、いか成、山の奥、遠き嶋にても惡事を随分とかくせども、隠れ座頭、忽、公義へ達する故、知れすと云事なし。正直雖非一旦依怙、終蒙日月憐ものと、正直にして當座ハ知れされども、かくれ座頭、能き、出して、公義へ訴るゆへ、自然と露顯するなり。必、隠れ座頭に心をゆるすへからず。

一、人のよく知たる田地を作てこそ、心ハ安けれ、少なりとも隠田あれは氣遣ひたへす。一郷一味して知れまじきとおもへども、終には隠座頭訴出、令見に逢。又、何とそ子細有て命をたすかることも、惡名のかるゝ所なく、一代面をまふられ、其上に行末つゝ、かざるものなり。慎おそるべき事なり。

一、世間にたわけといへる事は、農民の内より出たるこきこへたり。田の分様は縦は五拾石持たるもの、兄弟の子ともに、貳拾石と三拾石に分らせ候へは、水旱の年にも兎や角やいたし暮せども、子共大勢にて、五石拾石つゝ分散せば、分られたる子共、昔の五拾石の心はなれず、暮し方大様に捌かくる内に纒の高故、忽本を失ひ別れゝに成て乞食非人となり、能分にて名子、水呑と成なり。無差と高をは分へからず。分別もなき親父、世倅を半分と云事、此理なるへし。

一、農民惣領をは幼少より手習、算用を習らばせ、農業の事は其親務て随分可見習。仮初にも大脇差などさゝせず、武士のまねをいたさせず、農事に心をよせさせ、武藝、遊藝など、かたく可禁事、第一の教なり。弟共大勢あらハ、富饒ならハ外にて田地を調、別宅をさするか、養子などに遣ハすか、無左は奉公に出し、又職人、商人に仕付、又兄の家にて内ものもの同前に耕作を致させ、妻子を持時ハ惣領の屋敷の内にて寢所計とらせ、職分の影にて妻子を養育させ、若不足ならハ惣領より合力を加へ、田地をは無左と分ちらさぬものなり。惣領ハ親の代りなれば、弟共を随分大切にし、弟は兄を恐れ敬ふべき事肝要也。

一、農民をたをさんとハおもはねども、其年の毛頭の見立、或ハ一郷々々の毛頭高下の見立多分に付といへども、秤にて物をかく

ることくにはならざる所有。併、能々可吟味事なり。農民有てこそ五穀を作り出して夫を納、萬事をなすをおもへは、百姓ほどの實なし。其たからを作出ものをたおして、上に御益なき事也。百姓の有徳なるは國守の御寶也。

一、一村に有徳なる百姓多ければ自ら毛頭よく、万事に益有事多し。毛頭上中下三段つゝ九段に見分、多分に付毎年書付置所の毛頭、上中下、大麥、小麥、黍、稗、粟、麻、綿、菜、蕎麥、大根、大豆等に至る迄、當年の毛頭にくらへ、勝劣を考へ、年々の免を引合、一村の吟味をして一人の云分を不立、多間に付毎年の出来不出来を知り、地癖、百姓の強弱、其村の餘力様々詮議して免狀を極め、何とそ農民をたをさぬ様に可心掛。

一、大廻の時、田地有次第見すべき事也。隠して見せぬ所は、其所をよき出来とす。子細ハ毛頭悪しき所を廻る道に拵、田を菫分て見るなり。爰を以て見せざる所を能とするなり。不殘見すれば一郷の出来不出来を考へ、上中下をきはむる事なり。此理を不知而、見せされは、下か上に成事有、農民のあやまりなり。大廻前に方々の道橋を造るは、大廻り馳走の様なれ共、百姓の身の爲なり。大廻ハ一度の事にて、村にては年中通行の作道也。田畑の菫株をやく打返し、冬田に水を湛、こやしの考へ油断なき功者なる農人の作物は畦を隔て實入各(格)別なり。

一、武士より農民を見れば、作の事にハ功者たるべきとおもへハ左もなく、稻の名、麥の名を不知もあり。又、季節の遅速、土用八僊、五月の中、星の巡を考て物種を時、或は地の利を辨へ畝を廣作り、又、狭切てひろき畝には何、せはき畝には何を植んと分別し、畝を北南へ日指の能を考へ、垣さ、けを間廣く植、其間に又おそく植て久敷なる事を慮り、畑の畦には色々の物を植、田の畦には稗、大豆、小豆をうへ、少も地をあそはせず、堤、川端には柳を植、川除にし、薪に用。何事に付ても耕作に心を盡すものあらは取立て庄屋になすへし。

一、或老人のいひけるハ、作りほど徳の有ものハあらし。世の中あしければ、さして徳もなければ、悪年にハ夫ほど年貢をすくなく被仰付なれば、よきほどに入合もの也。身を慎しみ用を節にすれば、身をもたすといふ事なしと語る。誠にあれば有ほと費し、明日の事をおもはず、夫故に家居もあはらやとなり、土座にして濕氣深ければ病者にもなり、只一日暮しの様なれば叢(敷か)をばやし木を植、屋敷を黒め、子々孫々、此屋敷に可住とも不思、ふかいせうなる百姓は、子共迄夫を見習ひて、末々まで如斯なり行ものなり。

一、能身体の百姓、表向ならぬふりをして、内證にては恣に驕、身体能故に人の田畑を調議才覺して無理にもとめ、男女大勢遣ひ女房子を乗物にのせ、供の下女を乗懸に乘せ、色々の餘情をして、倅子などには衣類腰のものを結構を盡し、武士の及事にあらず。

是、第一の無禮なり。如斯の心底なれば、上をうやまはず、法度を背き、成敗せらる。是、上よりの成敗にあらず、人の田地などを無理に謀取、富貴を求たる天罰なり。親子、兄弟、夫婦、朋友たかに圓く頼母(敷)して、上を恐れ偽なく、順なる事をは悦び、逆なる事をは除き捨て、家業を大切に務へし。

一、堤、川除、或ハ檢見或ハ米見何れの奉行にても、遮而馳走する庄屋ハ曲者なり。子細ハ御法度に背たる事有て可隠ためか、又ハ公事などの下拵か、又ハ我心に應而、身の徳有事か、從 公義隠れ座頭に尋給へは、庄屋の悪事も馳走に逢たる奉行の不義も、明白に知るゝなれば可慎事なり。

一、一ヶ村の内にて、金銀ハ勿論、米借、麥借など□(原本紙破れて一字不明)を易く借ものあり。一段ハ能事なれども、同ハなきかよし。分別可有事なり。

一、在中に寺有事、善惡有。朝夕の勤行よく、村中の男女に後生の道を説きかせ、心正敷、施物をむさほらず、慈悲なるは一か村の寶也。又檀方に切々無心をいひかけ、適々忘(亡)か者あれば檀那の分限に隨て施物を貪り、博奕、碁、双六に夜をふかし。朝夕の勤行におこたり。公事の尻持をする出家有。加様の惡僧をは、はやく可逐院、永置は災の頭取となるものなり。

一、小百姓の内、身上潰るゝものあらは、庄屋能々穿鑿すへし。耕作に不情(不精)かなるか、博奕を打か、又は失墜の事あらは異見を加へ、急度正し直すへし。又、耕作に油断なく、少の費なく、正直なるものも潰るゝ事有。是、多くは厄介の喰潰し、又ハ病身なるか、左もなくハ計らざるに無據物入おほきゆへなるへし。吟味を逐、救ふへし。彌正敷、不仕合ならば 公義へ訴へ取續様にすへし。小面の潰るゝハ領主の御損なれば、御慈悲なくては不叶事也。

右之條々我心に引合讀味ふへし。身中の病は針、灸、湯藥を以て愈すへし。心底の痛ハ何事に付ても偽なく、上を敬ひ身を慎より外の療用なし。此療治を加へなから、耕作不怠時は少も氣遣ひなる事なく、身上をたもち、朝夕緩々として、親子兄弟一族朋友隔なく、繁榮日々に増るへし。正直雖一旦依怙、終蒙日月憐といふ事、能々可心得者也。

元祿九年子五月

万年長十郎述

郷村役人心持(得)

夫免奉行代官村廻手代等始て其地に臨む時は、土地の厚薄、田畠の廣狹を先ツ考檢、次に東西南北、陽炎、陰地、大河、小川の流、池塘、井手、溝川除、山林、漆、栲、桑、茶園、栗、柿、そのほか何にかきらす、其所の貢物、又駄物運送、行程の遠近迄く

わしく考へ、毎年の取毛無高下様に支配する事專一なり。

一、土免の儀ハ前としの毛上を能御見聞候而、善惡の村々を書付置、暮に及び年貢等難澁するか否哉を見計ひ、常々草臥の多少を考へ、土免の上ケ下ケを差引可有之候。若、御貸物等有之、御用捨之義者可爲各(格)別。

一、農業の時節ハ諸役人の出在ハ、ちと御用捨可有之候。一日の隙を費し候得者十日のおくれにも成事候。時を以すと相見へ候。されども、かなはざる公用有之ハ可爲各(格)別。

一、荒起の義者村々古來よりの例に任、遲速おなしからず候。

一、田畑仕付の事ハ、節のはやき年ハ其時の考よりも五日ほど延、又おそき年ハ五日程はやく仕付候様にと申傳へ候。惣而五月の中の前後を取取にしか能と相見へ候。家職にて候へとも百姓もしらぬがちに候間、折々御聲かけられ可然と存候。

一、麥蒔候事ハ八月末より九月中、十月の始までも能候。こやしは年内に二度ほど、中打も二度ほど能候。むきは百姓の上々の食物にて候。然者麥撒候節、日和能候者收納并差當る夫役等をも被差延、麥の仕付取上專に仕らせたき事に候。百姓ハ食物さへ相應にたくはへ候得ハ、耕作の時節を不失、心まめに精を盡すものにて候。食とほしき時ハ耕耘る事疎にして不熟するなり。貧民を救ふ事薄して扶助を加へざる時は日々力おとろへ、田畠の作毛微少になり、常の半作にも成ものにて候。然ハ上の御損あけて計かたし。

一、檢地の時は、たとひ眞四角の田畠にても十文字に打ハ荒く候。功者なる竿頭、跡さきに立居て、出目入目を考へ、定りをうたせ、兩の肩にて二竿中にて壹竿横竿合せて四竿なり。定り延たる所は横竿四等五竿入の事も御座候。田畑ハくねりゆかみ勝に候へハ、其田其畑へ入込候而、竿目ハ田畑か教候事に御座候。竿算計を證にしても危事候。大曲尺、大目檢か肝要と存候。幾度打候而茂不違様にと御心かけ至極之事候。若、畝不足有之時ハ其作人永々迷惑仕候。かりそめにも檢地ハ一大事のものにて、むかしハ六ヶ敷物に仕候得共、今ハ懸算さへ覺候得ハ成やすき様に相見へ候。能々工夫の入義と存候。

一、繩引之儀、腰たけも有之深田ハ竿打ならず候故、なわを引申事にい、其時は算用の上ニ而、拾歩も廿歩も引可被遺候。無左候而者竿並には逢不申候。膝半迄ハ竿を打可申事なり。

一、田の畦を引遺候事ハ、上田にて畔も細候者御引有ましく候。たとへ太候ても、畔大豆などもよく出來候者不引共不苦。夫どもに畔數多候ハ、少ハ引可被遺候。其外の惡田ハ相應に御引可然候。山田の膳欄の様なる迫田ハ、畔長サ壹間ほどつゝも有物に候。左様の所にては算用の上にて三ヶ一も四分一も引捨不申候へハ、平田一同にハ不合物に候。去とも其田地善惡の所、能々御了簡候て指引可被成候。竿を打事、成程靜に、とつくどくと打たるか能候。達者なりとて足早に打候へハ竿延申物ニ候。兎角畝不足なき様

に御了簡專要候。不足有之時は下のなやみにて奉行人の不調法、川に流れざる内ハ永々悪名不消ものなり。

一、田畠上中下位付之儀、毛上の善悪、田畑のすわり、其年の出来不出来を考へ、位を付可然候。黒土撿地と古來より名付來り候へハ、今以て其通に候。そのむらの一の上と、一の下ハ見やすく候。其間の七八段の位付ハ、地虫にて土の味をよく喰知候ハ九段十段にも名を付可申候。中々位付無高下様には成かたく候。愚意(を)以て考候に、其村の庄屋、組頭、長百姓の内にも、功者なるもの壹兩人相添、誓詞被仰付、位を付させ候は、相違有間敷候。其村の田地の厚薄を不斷見馴候に仍てなり。又よく知たること他村の事ハ不知ものにて候。誓詞前書には自身之儀ハ申に不及、親子兄弟親類縁類、田地の内にて斗代安く名付候者、其近所の地主替りて取候様に可被認候。斗代付の時ハ奉行、竿頭へ相斷、尤も同意に候は、其上にて野取帳に書付候様ニと存候。

一、撿地の節役人 撿地奉行一兩人 竿頭貳人 算盤貳人 竿打三人内尺繩持 帳付壹人 目代壹人 是ハ町反畝歩、田畑アサ、帳引壹人 境目立貳人 庄屋、組頭、地主都合貳拾人の内外なり。

一、見付の時ハ何國の様子も聞およひ候に、庄屋、組頭不埒故か、又は上下疑も有之か、御升付の上リ下見に五割六割一倍も上り候様に、うけ給候。實ハ庄や、組頭不埒にも可有之候。下見を随分念を入、川成并畝不足を立、殘畝組合壹升の所は其儘壹升に書付候様にと存候。村中段々ニ分り候事に御座候得ハ、目違ひ見落しも可有之候。左様之所は升を除、同穂の内へ入候而、庄屋、組頭ニも御相談候而、中分の所にて升付被成、粉拵之儀者、白にて能ふり、生糠、はしかなと無之様にゆり、さびを仕り、壹升の粉に五合の米有之様、可然候。青粉、濡粉にて升付被成候事ハ必御無用に可被成候。其粉を日に干立候得ハ壹升の粉、八九合にもなるものにて候。撿見の村數おほく有之、御いそぎの時は天氣悪敷候共升付を可被成候。その時は過分にも用捨可被成候。四分六分に分り候御制法に候得者、四分の内にて送駄賃、間米、諸役等、地下の入目迄も出す事候。四分にて相當仕る儀者成かたきものに候。夫を目違の所に而、升付被成候得ハ、不存寄殘畝になき米過分にかさみ、四分米は不被下様にもなるものにて候。左候得ハ收納の時必至と行詰り、田地にはなるを難儀におもひ、子ども牛馬をも賣、家財等質物に入、皆濟を心掛候得共、夫にても不足仕に仍て、家、田地にはなれ、行先無之、妻子、眷属まで路頭に立申候。たとひ家、屋敷有之候共、田地を失ひ候得者餓死仕事候。水損に逢候ハ、一廉御用捨可被成候。目におよはざる物に候へハ、その作人も不知田地に有物故、蒔入、こなしをしてのち仰天仕るものに候。右之段者御了簡なされ御覽可被成候。惣して追従と云事、以來無之様に被成事御爲の義と存候。併、生れながらの悪人歟、又たくみて悪をなすものか、あるものを隠し置、年貢を令難澁敷、庄屋、組頭能可存候間、糺明を遂られ、其品によりて追放にも追上にも可被成事と存候。且又納所方之儀、何國にも收納割を仕掛、きひしく催促有之に付、畠方作物之内、麻、たは

こ、木わた、茶、うるし、楮、くり、柿様の物、日間も延候得者、心當も有之事に候得共、うけ合の日限ちか候時は、籠者或は鉾(鉗)鉦、又は、いか様の責にも可逢かとおもひ、百目の物は貳拾目、三拾匁にも賣捨る様に相成候。この有もの、義ハ庄屋、組頭たしかに可存儀に候條、遅速の事ハ年内にても又ハ春へ越候ても、庄屋、組頭請合候者御差延候て可然候。併はやく御取立候て、上の御爲、大に宜候ハ、御無用の事候、少之御爲までにてハ下のいたみハ過分の事候。かれこれ差つとひ、下つかれ候時は或ハ免を御下ケ、或ハ飢扶持、作扶持、或ハ追種、子米、牛銀など名付、御かし御救被成候事に候得者、悉皆もとに歸り御仕置のさまたけにも罷成、他國へも悪敷きこへ候時は、還而御爲に不宣事と奉存候。とかく不死不生の御計策尤以可然義と奉存候。

一、見付の時、畠方ハ何國にも、そこ／＼になること見申候。春夏毛一作ハ取候故、尤にも可有之候得共、その出来物を以て秋作を仕付、其餘りにて喰や不喰寐にて、漸と秋へ取付物ニ候。見付に及ふほどの事に候得ハ、水損か干損かの時に候ゆへ、畠方大かた皆捨りの様にも成ものにて候。夫に屋敷高を加へ、土免をかけ候而者可成様ハ無之候。畠方をも三分一半分引にも可成儀と存候。

一、下々は奢やすきものにて候。豊年にて作物もよく出来候而、年貢、諸役等も心能つとめ候時ハ、凶年の難儀をはわすれ、又來年の毛上も此様に可有とおもひ、酒肴、美食の費、衣類に美を飾り、遊興かましき事に時日を費し、家業の耕作をは忘るゝものに候間、此所随分御心を可被附候。民の事をは緩ふすへからず、晝ハ芽(芽)かれ宵は繩なへとの教、聖人の格言、ぬけ目もなき御事に御座候。たとへ打つゝき瀟作たりといへとも、朝夕簡略して壹錢の費を省き、稻の糶、米稗の糠、蕎麥のはこ、柿の皮、芋の莖、干菜、大小豆の葉、葛、わらひの根、陵婆、野老、其時に隨てなきもの取置候様に可仕事也。海藻類、梗芽、合歡木芽、桑芽、同葉、蔓、荆、百合根、菊葉、蓬、各晒しかわかつて積蓄へし。累年有ても腐らざるものよし。されは一たひ喰することに稼穡の艱難をおもひ、一度著る毎に紡績の辛苦をわすれざる様に仕候ハ、飢饉にても餓死するほどの事有間敷候。

一、豊年には免貳分三分上り候而茂、下不痛、凶年にハ免五分ほど下り候様にと存候。壹損ほども御用捨なく候而者、御百姓立行不申い。豊年凶年の損益は各(格)別ニ御座候。

一、庄屋、組頭、算用立之儀、其年切に埒明候様に仕度義に候。若諸拂方、春へ越候時は其拂詰にハ、かならず庄屋、組頭、釣頭迄打寄、一々逐吟味、埒明候様に可仕事也。下々ハ愚なるものかちにて候得者、日比きふれ候事も延々になり行時は打わすれ、庄屋、組頭、私慾等も有之様におもい、いふ事になり、下にて不濟時は書付をも上候様ニなる事ハ、毎度有儀に候。上へ達し候得ハ、すみやかに理非分明に被仰出うへは、愚なれハとて御制法に任、死罪等にも仰付られされハ不成御事に候。これみな下のあやまち、庄屋、組頭戴(裁)判なきより起る悪敷事に極り申候。惣而、人ハ切てつかれぬものに候得者、かり初にも人の命を斷より上

の大なる事ハ無之事に候へハ、縦、大科のものにて先被免置、其内もし御助被成品も出来候へかしと思召か専一と奉存候。右之旨趣者、拙者在郷方支配功者の様に御き、およはれ候に付、もたしかたく愚意のあらまし書附御目につけ申候。若よろしきと思召候儀も御座候ハ、其所はかり御取なされ、其外者反古に可被成候。五斗壹石作る小百姓迄も、能々御いたはり被成、家田地に不離様に御了簡專一ニ奉存候。五代十代續來る田地のかけにて渡世し候所に、少之事にて追上候事ハ不仁千萬候。とかく仁の一字か大切の事ニ候。又、諸役人ハ奢なき様に其身を慎、眞實におしへ道ひく時は、下々其志を感じ、自然と直るものにて候。下々ハ愚蒙なりといへども、天性質直なるものに候。第一には父母に孝行を盡し、能、御法度をまもり、親の悪をは諫め、子の悪をは懲し、兄弟、夫婦むつまじく、友傍輩信を以て交り、姉、妹、娘、中能いたし候か肝要に候。庄屋、組頭は觸下の百姓を大切にいたし候か第一の事也。とかく慾心、驕無之様ニ被仰付事、專要の義と奉存候。

天和二年成八月

右者三次窄人河原勘左衛門と云者、三原にて郷村方之役人へ書附遺候由。

後藤新八廻在之節村々へ申渡候趣

今度御郡奉行中被申渡候趣ハ、御百姓共を 御上にて至極不便に被爲 思召候故にて候間、右書付之趣難有拜見可申候。扱御百姓共を 御上にて何とテ左様に不便ニは思召候やと、若ハ不審に奉存ものも有之へし、其所以をたどて申聞すべく候。銘々の家に狗、猫、雞の類を飼置候者、定て不便可存。しかる處、其雞又ハ猫などを狐、狸やうのもの取候を見付候ハ、立騒追放し養育いたし遣し可申候。爰を以、考へ見可申候。犬、猫の類さへも不便に存候は人心の常にて候へハ、増て御百姓共の事ハ、いか程かるき名子、水呑風情にても犬猫とハ類いたさず候事勿論の事にて候。然ハ、上の思召に至極不便を被加候事、御僞無之儀と奉存候。其上、御百姓共之儀ハ御知行の田畑を耕、御年貢を差上申ものにて候得ハ、誠に御上の御爲には御百姓は御寶と御同様の儀に候故、猶以て不便を被加候思召候間、此分得と存しわけ、至極有難可奉存候。右申ことく御いたわりのあまりに、當秋よりハ、上へ御取被遊候御免合一ヶ村に貳ヶ所ほとつ、御張置被遊、惣御百姓共へ御見せ被遊候。扱又村免の儀者、小入帳に引合て算用被 仰付。庄屋、組頭等に至迄、私の遣用又者無益の出錢など御百姓へ割かけ不申様に被遊可被遊との御下知にて候。仍之諸勸進其外、御役人へ賄賂等も不仕候様にとの義、常々被 仰付置候へ共、猶又このたひ急度被 仰渡候。剩、此度など御領分中、川、かけ、樋普請所など見分の序、加様の儀をも御百姓共へ爲申聞候様にて、我らをも被差出候。然處に此たひは上下三拾人に及し人数に候得者、御定

法のことく喰溜にては御百姓共間銀も多ク出、難儀可致とて加様の巨細なる事共迄御心を付られ、御上の御賄にて御出し被遊候はとの御いたわりにて候。至極難有儀と可奉存候。加様に間銀不出様に被 仰付候ハ、兎角村免上り不申様にとの思召に候間、庄屋役人能々心付 上の御慈悲の御心に不違様に、御百姓共を取扱可申候。扱又御納所之儀、年々御取毛も強様に存誤候者有之様に相聞候。是ハ以之外之了簡違候。先收納之儀ハ何方にても檢見之法古今共不相替事候。就中御當地ハ小檢見に被 仰付、其上作物出来不出来相應の御用捨被成下候得ハ、御百姓の痛と成申儀ハ毛頭茂有之間敷候。然處、潰百姓適々も有之時ハ御取毛も強、又ハ村役等も多く當り候など、申族も有之由。是等之儀ハ無筋千万之事候。如右間々潰百姓に成候所詮ハ、近年御百姓共殊之他に驕、妻子の衣類等分限も能、其上はきものに至る迄、奢かましく、或は髪をたはね候ニも、古は薰、粟かなにて束候を、御百姓の姿と申候所、當時にては随分輕き水呑風情の御百姓にても左様之姿之者ハ無之候。此等之趣一々難申盡。年寄たる御百姓に身帶の様子を尋て自分の奢を可考見。其外村々に、庄や役人の取扱小百姓共不勝手之事多く潰れ候ものも有之候。第一ハ長病の御百姓など有之候て、持分の田畑の耕作等得不仕、荒し置候を、村役人見捨置候故、右之病人快氣にて罷出候而も飢におよひ候様に罷成候故、田地を賣拂跡頭に立物を乞候様に罷成、剩、村役人も右のことく長病などにて打臥候ものハ、段々借置たる金銀も多候故、とかく田畑賣拂せ、借方へ請取て庄や役人命田を多く可仕内存にて、心底には怡敷族も有之由。左様の所存は誠に欲に迷ひて人の情を忘れ、畜類と可申。村々ニ而久敷目馴たる御百姓又ハ所縁有之候者の潰れ候を哀と不存儀は、言語同斷の事に候。右の如くのものハ、皆一分の覺悟あしく、又ハ村役人のいたしかた宜しからざる故に候。夫をば不考、常々不便の 思召に被爲遊御座、 御上の御取毛強き故など、申儀ハ、かりそめにも勿躰なき事に無之候や。能々考見可申候。

一、如右御慈悲の 思召に候へども、御百姓共奉願候通、川除、川、さらへ等の普請之儀ハ願之通に不被仰付候哉と不審ニ奉存ものも可有之哉。此譯もたとへて可申聞候。村々におゐても内福の御百姓の子を養候と、困窮の御百姓、水呑風情の子を育とハ衣類食事に至まで善惡の差別可有之。其衣類食事の善と惡と違候者、子を不便に存するると不便に存せざるとの違にハ有之間敷候。子を不便に存儀ハ内福のものも困窮の御百姓も同様たるべく候得とも、貧富によりて右のことく食事、衣類共に善惡の替り有之候。爰を以考可申候。御公領などハ川除、川、漆の御普請定て御百姓願之儘に可被仰付候得共、殿様には延高の拾萬石の御知行にて、剩、新涯場おほきゆへ、樋普請さへ大小合て四百ヶ所の事故、堤等も夥敷、御物入多ニ付、以之外の御不勝手に、御家中さへ半知被下置候得共、猶それニ而も御納戸御不足にて、殊之外御難儀被遊爲遊候。仍之御百姓共之儀、至極不便ニ被爲思召候得共、願出候通に一々御普請も難被仰付候間、此等之儀も得と勘弁仕可申候。美作守様御代之通、延高に無之。神石、甲怒、小田三郡内、五万三

千石の御上ヶ地を 殿様にも御拜領被遊候物に候者、御普請之儀も随分被入御念、早速被仰付可被下候間、古繩に歸り候様に佛神にも祈精可申候。古繩之通ニ無之候而者万々一、殿様目出度御所替坏候而、いつれの御地頭様御越被遊候共、延高の十萬石にて御拜領被遊候ハ、誠に申きかせにくき事に候得共、御百姓の願通、一々御普請などハ被成下事ハ難被成事と恐察申候。此等の儀も得と立歸、考見候者得心可仕義と被存候。

一、右のこゝに誠に御百姓を至極不便に被爲思召候と承候者、さぞ御百姓共、いか様の儀仕候ても不苦事と存誤るものも可有之哉。猶又たとへを以て可申間候。銘々の一身の内にも、害になり候ものは切捨申候。たとへハ手足のつめもなかり候て肌に疵付、害をなし候故、切申候。申迄ハ無之候得共、一分の手足の爪を、にくきものこハ不存候得共、害に成候へは切捨る。又、癩疔出來候へハ、外治をたのみ背腹の肉を斷切、是等も一身之内、憎しこハ不存候得共、腐行肉を切とらされは命に害をなすゆへ、切捨る。こゝをもつて可考。御上にも成敗被仰付候儀ハ、何共不便ニ被思召候得共、御政務に害をなし候惡人ハ、是非なく御仕置被仰付候間、此等之趣、得と勘弁可仕者也。

右之趣小百姓迄、得と合点仕る様に爲申間、平日張置、五節旬其外障無之節ハ呼あつめ、爲讀聞可申者也。

卯三月

覺

一、當秋より免合書しるし村々に貳ヶ所程宛はりをき可申候。村免之儀は向後小入帳と引合せ見候而、可遂吟味候間、左様に可相心得候。且又、役目帳、下作帳、米喰面帳とて品々帳面有之由、加様之帳共は相止、萬事を小入帳に記し、向後別帳仕間敷候。譯無之て村免上候ハ、庄や、役人急度越度に可被 仰付候。惣而、村役人、奢無之様に可仕處、慎なく村用にて寄會候節も費おほきに相聞え候間、随分費無之様に致へく候。就中、庄屋、福山へ罷出候時分、近在迄ハ駕籠又ハ馬にて參り、御城下下者、夫豈人召つれ、歸之節も馬、駕籠、近在迄迎ひ呼候族有之。如斯之儀をも役目の内へ入候故、役目高おほくなり、小百姓共之難儀になり殊に役目割合にも依(依)怙量員仕候由、其沙汰有之候間、加様之儀一切仕まじき事。

附。兼々相觸置候諸奉加之事、從 上被 仰出候義ハ一切無之候間、彌、左様に可相心得。庄屋、役人相對を以て遣し候勸化ハ各(格)別の事候。それとも御納所相濟さる前に取立遣候儀、かたく無用に候。庄屋、役人相對の奉加にても、畢竟村中小百姓の及難儀候間、随分斷を申、奉加寄進相止可申事。

一、前々より御停止にて候得共、庄屋役人ともより御役人江音物等仕候様に相聞候。此段以之外なる儀に候間、向後堅相止可申事。
一、出在之小役人共 御權威をかり候儀有之様に相聞候付、急度被 仰付候間、定めて向後は 御權威をかり候様なる義有間敷と被察候。自然此後茂左様の我まゝなる私欲かましき事有之候者、内證にて穩便に可相達候。若、御役人之威に恐れ、かくし置、御百姓に難儀いたさせ候段相聞候者、庄屋、組頭迄私欲我儘なる在御役人同前の越度に可被 仰付事。
右之趣、堅可相守、於違犯之族者、曲事たるへきもの也。
一 享保八年卯二月

覺

御大名様方御通行之節、諸賃銀ハ不及申、被下物於有之ハ、委細有躰に書付可差出、勿論右品々正直に御百姓共へ割出可申候。請取の證文、文言等随分相敬、貳通相認、庄屋割印を仕、壹通は先様御役人へ相渡し、壹通ハ郡役所へ可差出候。且又或者よせ馬、或者待夫等之儀、随分費無之様に見つもあり、庄屋役人依怙量員無之様可仕事。
右之通堅可相守、若於違犯之輩者、越度ニ可申付者也。

卯 二月

覺

一、先達而被 仰付候御書付之趣、向後彌無懈怠、御百姓共へ可申間候。若御書付ヶ條之内、何にても被 仰付候通ニ難仕事有之候者、其段不苦候間可申達候。用ひかたき譯立候者承届可申事。
一、先頃被 仰付候通、當秋村免之儀、引合せ候に付而ハ、若、村役人之内、心得違之者有之、去年迄之村免と、當秋之村免大ニ違候而ハ、いか敷存し、去年に著く違も無之様ニ算用合取繕候事茂可有之候。左様之事ハ誠に重罪と申ものにて候間、急度被遂御證議、御仕置可被 仰付候間、能々了簡可仕候。去年迄之儀御見捨被遊候間、當秋ハ上り不申様に小入帳面、正直に可致事。
一、庄屋、組頭など相勤候儀者當分之事、畢竟、惣御百姓の勝手に成候事ハ、庄屋役人子孫の爲に宜敷候間、此段得與考候者、重々難有儀可奉存與存、此等之趣能々可奉承知者也。

卯 三月

役所

入米過料之覺

一、他領より當郡中へ入米停止、且亦 御城下町并府中市江者當郡中の米も(此邊脱字あるか)儀者當所古法之處、いつとなくゆるみ候様に相聞候。背國法入米持擔候者之咎者勿論之儀、相調候者も同罪たる間御仕置可被 仰付。但し輕重に隨て家財欠所又は過料等にも可被 仰付事。

一、入米を持はこひ候者、或ハ馬に附て渡世いたし候ものハ、其村にても誰々申儀、粗可存事候。左様の者は、堅御法度之趣申きかせ、向後急度相止させ可申候。件之米、持はこひものハ定而年若、達者なるものにて可有之候得者、いか様の渡世茂可罷成處、國法を破り、入米を持運候者爲重罪之間、見付次第米押へ取り候は勿論之儀、急度御仕置可被 仰付事。

一、入米相調商買いたし候ものハ別して其咎重く候間、急度御仕置可被 仰付。尤、加様之者ハ其村庄や、組頭などハ大旨可存知事ニ候。國法に背たる渡世を見遁に致し、異見をも不加差置候段ハ、庄屋、組頭共ニ其咎難遁之間、是又過料可被 仰付事。但村中にて左様の致渡世候者と見請候者、早速異見を加へ候而、則其者之名を書記し、其村之庄屋、組頭共封印ニ而奉行所へ差出置へし。其者異言を用候ハ、庄屋、組頭共其段奉行所へ可申出、則右之書付可取戻、奉行所より封印之儘にて可返之、異見を加候而茂猶不相改候者、其者之名を顯し奉行所へ可訴、然らハ庄や、五人組之過料ハ御免可被成事。

一、入米持運ひ候もの并ニ買調候者之儀、五人組、釣合之者可存事候間、早速庄屋役人江内證可申候。隱置顯るゝにおゐては、釣合之者共へ過料可被 仰付事。

一、入米持擔候者ハ御仕置可被 仰付事。

但御詮議の筋により家財闕所又ハ過料可被 仰付。持擔候もの店借のものに候ハ、大屋より別段に過料可差出。何茂銀貳枚宛。

一、入米調候ものハ御仕置に可被 仰付事。

但御詮議之上、品により過料銀三枚。

一、右持擔又ハ致商買候者之五人組、軒並ひの者に候者、銀壹枚宛。程隔り候者釣合のものにても時に取、御用捨も可有之事。

一、其村庄屋過料銀貳枚。其村組頭同貳枚宛。

但是ハ御制禁を犯候者之向寄の組頭壹人過料可差出。自然五人組、釣合之内組頭居候ハ、組頭之過料計可被 仰付事。

一、御領内の村々村へ米取送候者、唯今迄之通勝手次第たるへき事。



一、生綿、疊表、繭類、その外、古法之品々抜出候者、入米に準へ過料可被 仰付事。

一、右之通過料被 仰付候得者、大分之過料に候。此銀 上江御取上可被成様無之候間、貧窮之者へ以割合可被下置事。

一、入米擔ひ者向後ハ猶更きひしく被 仰付、爲御捕被成右之米買上候所、賣候所委細に御尋被成。若明白ニ不申露候者可及拷問事。

卯七月

右御書付之通、委細令承知、小百姓末々迄、得與讀聞せ、急度可相守者也。

卯七月 役所

郡中役目除高覺

役目除高

一、四拾石迄 庄屋。 同 一、貳拾石迄 組(頭)。

表改、米斗、狀持。 同 一、拾石迄 釣頭。 同 一、四五石迄 賄人、下走、米拂、

一、山番、敷番、樋守、池番、渡船番等。 同 是は右之場所常住相守候者ニ候間、其心得を以て、吟味之上可相極。

同 一、拾石迄 笠岡表見 福山御用表見

一、村々役目、世話役之者除高ハ無用に致し、筆墨代、給米少々宛遣し、御百姓の内にて拾人も拾五人も定置、壹ケ年に壹人つゝ代り〱に年番ニ相勤へし。村により役目割世話役無之、庄屋、組頭之内ニ而仕候由、是ハ不宜候。向後右之通可仕事。

一、高持の醫者、村により役目除申由、向後ハ村並に役目可相勤。往還筋病人へ藥杯遣申由、藥代不取事も有之故、役目除申由、向後は藥代を取、除高相止可申事。

一、大工之儀、役目唯今迄者除候由。向後ハ極之、作料を遣し、自今ハ役目可申付事。

一、座頭、村並之役目可申付事。

一、寺院、社家、山伏、持高之内拾石迄ハ可除、其余之高へ者半役掛可申候。向後持添高ハ不殘役目可仕。將亦、山代(伏)之儀、唯今迄持來之高ハ右之通たるへし。向後持添高、又ハ他村々引越參候而高持に成候山伏ハ、百姓同前之役可相務事。

- 一、御城下寺院、頼寺院、唯今迄之通。
- 一、手城、三吉、吉津、原、平、走嶋、六ヶ村者、唯今迄役目除高無之由、向後外村同前ニ被 仰付候事。
- 一、田嶋、横嶋、百嶋、三ヶ村者庄屋、組頭計、持高除來候由、是又向後外村並ニ被 仰付候事。
- 一、府中市ハ市場之儀故、役目割合之間割ニ仕來候由。是者其通可仕事。
- 一、穢多、茶釜、唯今迄之通、役目可指免。向後持添高之分者除申間敷事。

以上

享保八年卯八月

覺

- 一、唯今迄、小高持之者共、子共などへ夫々に高分ケ候得共、向後ハ向後者(向後者之三字窓か)可爲無用。但大高持之者、子共へ分ケ候とても、拾石も少ハ分ケ爲取申間敷事。
 - 一、小百姓共之儀、子共又は兄弟などへ妻もたせ候儀、向後三十歳以上ハ勝手次第たるへし。三拾歳以下ハ可爲無用事。
- 但勝手宜敷もの又は妻差置不申候而者叶さる譯有之ものハ、三十歳以下にても願之品により聞とゞけ可申付事。
- 右之通向後可相極候以上。

享保八年卯八月

諸賄吟味之條々

- 一、普請所下改之節、庄屋、組頭壹賄つゝ可給事歟三賄給候事如何。釣頭も給候事いか。但、釣頭も組頭同前にはたらき候節は品により給させ候事茂可有之歟。
- 右御先法者、釣頭は支度不致事之由。但、村により御先代も支度いたし候村茂有之候哉、とかく一同に可有之處、加様に不同なるハ村前例にて候哉。左候者小入用帳差出見せ可申候。將又先々御代御役人江壹日三賄之由。先御代ハ壹日に二賄之由。仍て村役人茂先御代ハ書賄は無之様に相聞へ候。然る處、書賄を附出し候。又、今度御役人三賄被下候故、村役人も三賄給候や、御役人ハともかくも、乍爾御用差つかへ候節、品により稀にハ貳賄給候事も可有之事歟。

- 一、諸算用帳面相調候節、組頭一賄ハ可給事。三賄いか。庄屋賄候事如何。
- 右之節、庄屋ハ宿に居ながら、算用等もいたし候事故、御先代ハ村賄給不申由。然處此度書出候村間々相見へ、いかゞいたしたる譯に候や。

- 一、諸算用之外、庄屋宅へ相詰候節ハ、賄不給御先法之由。
- 右之節、役人とも賄不給儀者、畢竟役人大勢聚、賄之入用多成候ゆへ、賄不給様に相きたため候由。しかる處此度いかゞ致し候て書出し候哉。尤御先法之通、庄屋宅へ集り候節、賄給不申村も間々相見候。
- 一、御役人出在之節、村々にて薪、油代不定置。薪、油時々調候と相見候村有之如何。油、たき、前々より不定置、時の相場にて相調可然歟

右者前々小日記指出、見合可遂證候。

- 一、宗門御改帳紙。是者其紙敷を以て可相改候。尤書捨り何ほと、可書入候。
- 一、例年有來物。前々の小日記に附紙いたし可差出。

但二三ヶ年分可差出事。

- 一、笠岡御用表下改之節、壹賄つゝハ御先代より給候由。今度三賄と書出し候事如何。

- 一、村役人、福山へ御用にて罷出候節、朝賄給候事如何。但遠在より來候者品により晝賄、夕賄兩度ハたべ候事も可有之哉。然共福山へ罷出候遠近を考候に、道法何ほとにても庄屋共の心々にて候哉。壹賄つゝ給候而、成ほど廉直に相見へ候も有之候。

右者村先法ニ候哉、左候者、是又二三ヶ年の小入用帳可指出候。

- 一、村入用ニ調候品々、重而よりハ賣上手形相添可出。但し先御代ハ銀ハ五匁、米は壹斗以上ハ兼而御代官へ願出候へハ年柄見合聞すみ候而被申付候由。向後先御代之通可致候。

一、諸寺、諸社へ初穂等之儀、例年定之通、是又小日記附紙にて見せ可申。但向後者免へ不入、百姓共次第に取集候而可然事歟。且亦定祈禱之外、切々祈禱など致候由、是ハ御先法ハ願出候上ニ而被仰付事茂有之由相聞候。是亦御先法之通可致候。

- 一、町宿賄高辻計書出候故、譯不相見村有之候間、向後ハ町宿帳面茂可指出事。尤不時に町宿帳面會所より直に取寄可相改候。
- 一、町宿井在にて賄日積算用不都合之村間々有之、算用違ひ歟。

右者御先代ハ壹賄米壹升歟、銀八分歟ニ相定候由。然處村賄之通壹升五合之積ニ相見候村も有之。彼らハ、いかゞ。井町宿賄人足

にも八分之賄ニ相見候村も有之候。先御代ハ人足之賄七分ニ相定候處、郡にて庄屋并ニ人足共ニ米壹升つ、遣候郡茂有之候如何。

一、内夫村役目ニ被爲相務處、扶持方米出候村有之候。且又安那郡之内、夜廻番之者ニ扶持方遣申候、是者役目ニ可罷成事ニ候哉、外郡にハ此品不相見候。

一、御用之節、近在福山へ夕詰ニ罷出候義如何。尤急御用、品により夕詰にも可罷出儀に候得共、左迄急候共不相見御用を、夕詰ニ罷出候様ニ相見候。加様之儀、向後ハ別而心を可附義ニ候。將亦御門松など例年日用にてきらせ候而大割ニ入候故、ふち米ハ無之筈ニ候處、扶持方米書出し候。是ハ大割ニ者不入候哉如何。尤ふち米、不書出村も有之候。

一、下作差引之算用賄書出し候村壹貳ヶ所有之。是者取立之算用にて可相濟儀ニ候處、分而書出し候義、村例法ニ候哉。前々之小日記重て可差出候。

一、庄屋病氣之節など、組頭、庄屋宅へ名代ニ相詰候節ハ二賄給可申事、三賄給候事如何。是又 上御役人へ被下候三賄を學ひ候事歟。

一、表買入問銀。是ハ小帳可有之、重而可差出候。

一、村役人、福山町宿にて書賄給候儀、前々之箇條にも書候通、品によるへきながら如何。

附、御領分にて炭、たばこ、疊表、惣躰何にても役人ハ頼候而調候品々之代銀集候時分、村賄を給候而代銀相聚候事、向後無用ニ可致、代銀之儀ハ其取次之役人の方へ兼而書狀にて何時切にあつめ置くれ候様ニと申越候而、集置もらい、御用にて福山へ罷出候序ニ請取可申候。必以て町賄を給、御家中調物之代銀あつめ候義有間敷事。若右之品々取次候ハ、代銀集候事延引申候者此方へ早々可相達。尤此方よりも右之代銀相違なく取集候而早速遣候様兼而申觸置候事。

一、御役人出在之賄問銀の事ハ小帳可有之候間、何々之もの調候と申品可書出候。尤、村により其品々不書出も有之候。

附、從 公儀被下候米、木錢、問銀を合候而候得ハ一賄貳匁餘に成候村有之候、是ハ大分之儀如何。尤、油、薪代ハ村より兼て出置候得ハ、是ハ問銀へハ入申間敷候。然ハ彌以大分之翌と相見候。且又草鞋等大分調候村間々有之候。か様之儀向後能々心を可附候。追々可及詮議候。

一、問銀不書出村は如何。是ハ百姓共あつまり賄仕出し候故、當分分々に錢を集候哉。庄屋方にて賄仕出し候村々茂當分わけに出錢いたし候村有之候哉。

一、組頭年頭之禮に罷出候節、町宿賄給候儀如何。村々先例ニ候哉。尤庄や名代として罷出候者格別候。

一、先々大割へ入來候品、小入用帳へ書出候儀如何。尤同品にても村により不書出も有之候。是ハ大割へ書入候と相見候。か様に村により不同有之候事如何。向後一郡支配割の小帳も可令披見候間、其旨可致承知候。

一、御役人普請所見分ニ被出候節、庄屋、組頭二賄ハ給可申、三賄給候儀、是又 御家法にて御役人へ被下候三賄を學ひ候哉。

一、村役人御用にて他むらへ參候節、同日罷歸候ハ、壹賄給申儀茂可有之處、貳賄如何。乍然、御用之品により夜半迄茂相詰候ハ、兩度可給哉、左様之儀者希に可有事歟。

一、公儀御普請扶持借渡候小帳能々入念、人別之判形可取置。惣別御借物之儀、隨分入念割渡可申。當年之御免定之引方とも一々小百姓手前ニ不時に可相改候。只今迄ハ割に不直有之様に風聞有之候。免定之面割餘米指引平均免目錄をも令披見候間、可有其心得候。

一、他村へ越普請之節、宿賃并たき、代之事、小帳に引合、令吟味之間、是又可入念候。

一、庄屋役座敷、普請入用等、小帳可有之、重而可指出。

一、町宿にての、あふら、たき、入用之趣、書出候村有之如何。但近年ハ諸色高直ニ候故、か様之もの、代、別に拂候哉。何共ふつゝかなるいたし方ニ相見候。

右 之 外

一、庄屋、福山へ罷出逗留の日數を書出し候御用の品積り考候へハ、少の御用に日數多くかゝり候様に相見候も有之候間、かさねてハ御用の品致吟味、不書落様ニ可致事。

一、筆役之者賄給候むらも有之候如何。筆役のものは役給を取候得者爲給申間敷事歟。但村々先例有之候哉、前々小入帳重而可差出候事。

一、御城下出作年貢取立候村之内、庄屋役人之外雇人致シ賃銀出し賄給させ候事如何。村の先法左候ハ、重而前々の小入帳可差出候事。

一、山番御用にて福山へ罷出、町賄給候も相見候、不給も有之、兩品先法之格に候哉。

一、大割并一郡割、御先代々、よほど増候様に沙汰有之候間、隨分入念可令吟味。尤向後ハ役場におひて得と令吟味候而、可致其心得事。

一、庄屋共寄會宿可爲無用事。

右者御先代も四五年も宿有之、其後相止候由。然ハ寄合宿無之候而茂埒明事與相見候。不意に寄會宿入候者其節指掛借候而茂濟可申候。乍然、此以後是非宿なくて不叶儀に候ハ、其趣以書付可願出事。

一、福山町并府中、鞆、松永など村入用之物調候町人可定置事。但入用之物參掛候もの有之候者其村におゐて調候事茂くるしからず候事。

一、毎月小日記、釣頭、長百姓二三人つゝ立合相改可指出事。

一、糠、粟、繩、澁之儀、町人請合可相納候哉。左候者御用之品、會所より直に其町人へ可申付事。但、惣躰調物通に致可申候。方々にてハ調申ましき事。

一、御年貢内勘定相濟候者早々下札可相渡事。但庄屋病氣或ハ無據譯有之候而相渡事成不申ものハ、其趣書付を以て御代官へ可相斷事。

一、役目銀、小割銀、書付可差出。但庄屋、組頭にて小割書付仕立兼候村ハ別ニ役人壹人附可申事。

一、小日記定り物之外、書入申度品有之候ハ、庄や、組頭計の願ひにてハ不取立候間、小百姓ともまて相談いたし、一同に可願出事。

正徳二年巳(二年は辰である)四月十三日

諸賄定

一、毎月之小日記、釣頭、長百姓、小百姓貳三人つゝ立合相あらため可差出事。

一、普請所下改之節、庄屋組頭共ニ一賄可喰事。但釣頭茂組頭同前ニ働候節ハ品により可爲喰事。且又御用之品ニより稀には二賄つゝ可喰事。

一、諸算用帳面相調候節、組頭共一賄つゝハ可爲給。尤、庄や之儀ハ宿に居ながら合算用候間、先代之通村賄給間敷事。附、諸算用之外、庄屋宅へ相集り候節、賄一切給ましき事。

一、笠岡御用表下改之節、一賄つゝ是又御先代之通可爲給事。

一、村役人、福山へ御用にて罷出候節、朝賄給候事無用ニ可仕候。但、遠在より參候ハ、品により晝賄、夕賄、兩度給可申事。

一、町宿拂之儀、壹賄米壹升、人足ハ九合ニ可仕事。

附、町宿賄帳面、小日記へ差添可出事。尤、町宿帳面會所を直に取よせ相改る事も可有之間、其段町宿へも可申置事。

一、町宿にての油、薪、入用の代物、別に拂候儀有之間敷事候。右油、薪、拂候由書出し候村茂有之候に付、分而此度申付候事。

一、組頭、年頭之禮ニ罷出候節、町宿賄給候儀かたく無用たるへき事。但、庄屋爲名代罷出候者格別之事。

一、庄屋病氣之節、組頭、庄屋宅へ相詰候ハ二賄可給事。

一、下作之儀、御取立之算用にて可相濟候間、向後者別に賄之儀仕間敷事。

一、内夫之事、村役目に可爲相務事。但、是ハ此度扶持方遣候村有之に付而、あらため申付候。御納所米取込之節、并ニ何事に付大勢夜廻番入候者村役目可相勤事。

一、御用之節、近在福山へ夕詰に罷出候儀仕間敷事。然共御用之品により夕つめに罷出候様ニ御代官を被申付候者格別事。

一、他村へ越、御普請之節、宿賃并薪代之事、小帳ニ引合令吟味候間、是又可入念事。

一、村役人御用にて他村へ參候節、同日ニ罷歸候者一賄つゝ給へ可申事。乍爾御用の品により夜半までも相詰候者、稀には二賄給候義茂可有事。

一、筆役之者、賄給候村茂有之候。向後者筆役給取候得ハ賄給させ申間敷事。

一、御城下出作年貢取立候村之内、庄屋役人之外壹人にては雇人致間敷事。

一、山番御用にて、福山へ罷出、町賄給させ候事可爲無用事。但、山番給無之、あるひハ給米わすかにて賄不給候へハ難儀におよひ候ハ、別段之儀に候間、重而其譯可申出、品により賄之事可申付事。

一、庄屋、福山へ罷出、逗留之日數を書出し候御用之品積合考候へハ少々御用より日數多き様に相見候間、重而御用之品、吟味いたし、不書落様に隨分念を可入事。附、在中にての賄日數茂算用隨分令吟味、日數かゝらざる様ニ可心掛。尤、自是茂段々可令吟味事。

一、出在之御役人へ料理仕出之品、別紙書付之通ニ候間、此旨急度相守可申候。若、違背之者有之と承ひ者、後日に急度可及糺明事。但、別紙書付之通仕出候ハ、賄、間銀ニ入候とても大旨銀五六分にハ及間敷事と相見候間、能々入念可申候。去年大割杯仕出候間銀一日之賄四匁五分ほどに上り候、向後ハ大わりも隨分令吟味候間、其旨可得心事。附、今度賄、間銀不書出村有之、是等者前々村法にて間銀ハ不出、御役人壹人賄を米何ほど、銀何ほどにて仕出し定法を立置、庄屋方にて賄仕出し候村有之由き、つたへ候。若、左様にも致候哉、是ハなをうしろぐらく相見候間、向後ハ左様に密々にあつめ候米銀無用可仕。尤、小百姓共此旨能々承

知いたし、密々にて米錢少ニても出候儀かたく仕間敷事。并賄、間銀之儀、何々のもの調候と申品々、小帳可有之候間、小日記差添可出事。

一、諸寺、諸社數ヶ年定置候而出し來候初穂之儀、前々の如ク免へ入候而取立可遣事。向後者新法之儀ハ勿論、時々庄屋方にて出し候はつを諸勸進共に一切取集申事かたく無用にいたし。とかく百姓どもの志次第可出事。

一、村々薪、油之儀、只今迄者壹年中之用仕切置之由、向後ハ左様之儀致無用、随分令吟味、時々調候而後日ニ可令勘定事。

一、宗門改帳紙之儀、其紙數を以て可相改、尤、書捨り何程と可書出。右帳紙之儀、時々調可申事。

一、此度相定候外、例年有來物にて難相止品々ハ小日記に書のせ可出。尤、小日記出し候節、前々二三年の小日記ニ付紙いたし差添可差出、其上にて令吟味、品ニより減少可申付事。

一、村入用之品々福山町、并府中市、鞆、松永などにて町人相定置、入用之品々、通にて可取事。但、入用之物參かゝり候者其村々にて調候節ハ賣上手形取申事成かたき間、其時分ハ、か様の入用にて調候と申譯書付、其場に有合候庄屋、小百姓迄致判形、庄屋所に取置、小入帳さし出し候節、指添可出事。

一、糠、藁、繩、澁之儀、町人請合を可相調事。御用之品、會所より直に其町人へ可申付事。

一、銀者五匁、米ハ壹斗以上之用ハ兼而御代官へ可願出事。年柄見合可被申付候間、其旨可相心得事。

一、小日記定物之外に書入申度品有之候者、庄屋、組頭はかりの願にては不取上候間、小百姓まで致相談、一同に願可出事。

一、表買入候間銀。是ハ重而小帳可差出事。

一、御領分にて炭、薪、荳若、疊表、惣惣何にても役人頼候て調候品々之代銀あつめ候時分、村賄を給候て代銀取集候事、向後ハ、かたく無用。代銀之儀ハ其取次之役人の方へ兼而書狀にて、いつ幾日ニあつめ置くれ候様ニ與申越候て、集置候者御用にて福山へ罷出候序ニうけ取可申候。必以町賄を給、御家中調物の代銀集候儀可爲無用。若、右之品々取次之者、代銀あつめ候事延引に及候ハ、早々相達すへし。尤、此方よりも右之代銀延引なく相あつめ候而早速相渡し候様、かねて申觸置候事。

一、大割并一郡割、御先代大分増候間、随分入念令吟味可申出事。向後者役場におゐても得と令吟味候間其心得可致事。并ニ先々大割へ入來候と、及候品、此度小入帳へ書入候村有之候。尤、同品を村より不書出茂有之、向後者随分申合一同ニ可仕事。

一、庄屋共寄會宿可致無用事。但、是非寄合不申候ては成不申節、其時に至、かり可申事。

一、庄屋共御用にて罷出候節、會所前ニ立宿有之由、可致無用候。仍之、向後ハ會所の長屋かし渡し候間、是ニ罷在御用可達事。

一、公儀御普請扶持方借渡候小帳能々入念別人之判形取置へし。向後惣別御借物之儀、随分入念割渡可申。御免定引方共に一々小百姓の手前不時に可相改候。只今ハ割に不直有之様に致風聞候間、御免定之面割、餘米差引、平均免目錄等迄も年々暮に至、指出可申。尤、於會所一々令吟味事。

一、御年貢内勘定相濟候者、早々下札可相改事。但、庄屋病氣あるひは無據譯有之相渡事成不申もの、其をもむき書付を以て御代官所可相斷事。

一、庄屋役座敷、普請入用等、小帳可有之候間、重而者小入帳に差添可出事。

一、役目銀、小割銀書付可指出事。但、庄屋、組頭計にて小割書付仕立候村者別役人壹人附可申事。但、並百姓之内、書算等有之者ハ年番に可相仕事。

一、最前申渡候通、大割銀并一郡割、小日記之外、小面帳と申儀一切不相心得候。此段小百姓共能々令承知、右三色之外にハ且(會)而出銀仕間敷事。但、松永村濱中出銀之儀ハ可爲別段事。

一、田嶋、百嶋、横嶋、走嶋、此四ヶ村は先年ハ小日記無之由。然共最前申渡候通、小日記ハ附候而壹年に兩度計可指出。毎月差出候而者往來之物入有之由承届候に付て、毎月差出候義ハ令用捨事。

右之趣急度可相守、若令違背者有之候者、急度御仕置ニ申付候間、其旨可相心得者也。

已四月 役所
此一卷 明和九年(安永元年)辰霜月、於福城市中書之 于昔七十一歲

備陽六郡高を知る歌

(原本の巻首には標題を記してないが、著者自筆の表紙題目に依り之を加へる)

六郡高を知る狂歌

深草の、一しやう六貳、七こまち、五してのはちは、四るの壹升。
安々と、一八そはを、貳三せん、六をよとむて、貳はい四るられ。
品一貳、六七菜の、五ちさふて、四年もろはく、七升てすむ。
分一つ、六つ六つことこの、九し六つ、七めんどう貳、かみも五かてん。
沼にすむ、一八六の、六三とて、飛んで三六、合としるへし。
芦からん、一ほんつゝを、七かまで、四五と三三、三五みたせる。
畝目よせて、九千七百、拾九人、五から七たひ、勝は十三。

藤尾村御林畝高

- 一、赤ぬた山、貳拾八丁八反 六丁ニ四丁
- 一、新山、百貳拾六丁 拾五丁ニ七丁
- 一、取ろう山、六拾丁 拾丁ニ五丁 (以下原本朱書)元文二巳十月、炭山請ル、運上貳百多三分也。左り、うつほ、四拾丁添
- 一、天神山、百四拾四丁 拾貳丁ニ拾丁
- 一、小松山、三拾八丁四反 八丁ニ四丁
- 一、川井谷山、千五百四拾五丁六反 四拾六丁ニ貳拾八丁
- 一、畑山貳百三拾四丁 拾五丁ニ拾三丁
- 一、下赤瀧山、四拾六丁八反 拾三丁ニ三丁
- 一、高八山、百貳拾丁 拾丁ニ拾丁
- 一、上赤瀧山、百拾七丁六反 拾四丁ニ七丁

百丁、立合、大室安左衛門。

- 一、黒木山、百四拾四丁 拾五丁ニ八丁
 - 一、水かはな山、四拾八丁 八丁ニ五丁
 - 一、石屋山、四拾貳丁 貳拾五丁ニ貳拾丁
 - 一、元重松山、六百丁 貳拾五丁ニ貳拾丁
 - 一、新重松山、四百三拾貳丁 三拾六丁ニ拾丁
 - 一、左空穂山、百七拾貳丁八反 拾八丁ニ八丁
- (以下原本朱書)元文二巳十月、此内四十丁請ル、運上銀前ニ有ル。夕(外の略か)ハ辰年請ル、運上銀貳百壹多三分五厘ニ極ル。
立合、松本郡右衛門。
合三千八百九拾丁 拾六ヶ所

一、服部大池之畝 貳拾六丁

内 拾貳丁六反 西法成寺村分
拾三丁四反 新山村分

水下之村々。中嶋村、近田村、江良村、倉光村、万能倉村、上岩成村、下岩成村、拾九間屋村、拾三軒屋村、道上村、八軒屋村、下加茂村、東法成寺村、西法成寺村、拾四ヶ村。畝高三百五拾丁壹反壹畝貳拾七步へ七十五日水懸り、日焼と申儀無之候處、元祿之末、寶永之比段々日數相減、貳拾五日水かゝり申候。近年に及び候而者、道上邊迄ハ水行届不申候付、寶曆五年之春、道上村、にて巾平均貳拾八間、長平均九拾五間之新池を掘申候。

一、洪水之節本庄村分水にて所々水入損毛勘考之次第

- 五尺方六尺迄之水には、損毛貳千五百石 内 五百石ハ畑方
- 六尺方七尺迄之水には、損毛四千石 内 貳千八百石 畑方
- 八尺方大水と云、損毛四千五百石 内 三千五百石 畑方
- 九尺方壹丈迄之水には、損毛五千五百石 内 四千五百石 畑方

右之心得にて大旨可考知。尤、時分により高候而も損毛輕き事も有之、能々可考。

一、本庄村甲崎用水上井手下村々。本庄村、木庄村、奈良津村、吉津村、三吉村、深津村、手城村、市村、引野村、吉田村、拾ヶ村。下井手下村々。野上村、多治米村、川口村、三ヶ村。

一、服部大池、近來埋強、用水行届不申、難儀致候に付、郡奉行座間十郎左衛門、郷手代纏三谷孫七發端ニ而、中須村々戸手村へ新溝を堀候而、向後不殘 御上御普請諸入用共被 仰付、入足之儀ハ其時之御吟味衆へ申達上、如何様共可被 仰付由、享保廿年卯六月廿五日、座間十郎左衛門、御普請方へ申渡。水下村拾ヶ村。新市、戸手、近田、万能倉、中嶋、倉光、拾九間屋、八間屋、道上、下加茂、中須、上岩成、以上之村々用水快廻に付、御年貢之外寸志米を差上、是寸志米之始なり。

新發改掉之事

新發所は壹反を七畝に打事也、毎歲勘定方出在にて、あらため侍り。或時、佐々木與次右衛門、馬場慰左衛門、上田新助、廻在より歸りて新發所何畝何歩の所を何畝に打て歸りしと語る。それは、いか様なる法にて致事にやと尋侍れば、有畝に七をかけぬれば知る、事なりと語りける故、左も侍りなんか、其畝歩を打掉は何尺にして可然哉といひければ、今迄左様の事ハ無之と兩人ハ答へ、壹人ハ、そこか數年の功にて目分量ニ而極らるゝ事也といひし。か様の功人を大切の改に被指出、御勘定組頭も功者なる事とおもひ侍る。所によりて有畝の延縮も有へき事なるに、棹を打すに改る功者と最眞偏頗は棹よりも慥成ものによ、某(著者自稱)の如く一度も出在せざるものは、疎敷こそ思ひ侍る。壹反を七畝に打掉ハ七尺七寸六分七リン五毛にて侍る。
算法。六尺五寸ヲ掛合、四十二坪二分五厘トシ、七ヲ掛、二百九拾五坪七分五厘トナル、是ヲ平法ニ開キ、五四三八ト成、是ヲ法ニ立、六尺五寸ヲ割ハ、一一九五トナル、是ニ六尺五寸ヲ掛レハ、七尺七寸六分七厘五毛トナル也。

十千にて年の吉凶を考

甲乙、木は風年。 丙丁、火は水年。 戊己、土は實入なし。 庚辛、金は實のる。 壬癸、水は日損。 此心得に

て氣を附、考合覺悟すへし。

百姓年中心掛

正月	春延御年貢才覺。	二月	借銀指引勘定、下吟味。
三月	勘定仕上、苗代拵。	四月	夏秋物植付、柴草取。
五月	耕田植、麥蒔こなし。	六月	田の草取、萬手入之時節。
七月	多葉粉、木綿めかき、休。	八月	鎌とき、稻實のるを待、休。
九月	稻蒔、木綿取。	十月	稻こなし、麥植付。
十一月	津出し、御納所。	十二月	御納所、翌年之積可考。

百姓暮方心掛

一、田地壹丁貳反 農家壹間(軒) 家内拾人 是積り一盃の百姓なり。壹人に付、一日壹分の擬作也。壹年壹反貳畝、壹人前なり。此心得にて百世營致度もの也。子共出來い者、右之心得にて田地を調る歟、下人を減る歟すへし。壹年宜敷とて右之心得を省い得者、次第身上のさわりとなるなり。此心得にて可致覺悟。
一、田地百丁の村ハ、山三百丁なければ、糞草、燃木共に不足ものなり。山なき村にては他村の山をかり、運上を出しても其心得にすへきなり。委細書あらはされず、可勘。
一、簀を著て家内へ入へからず。

扶木抄

衣笠内大臣

あまころも、簀きて家に、入事は、神やらいより、いむといふなり。
一、苗代の鳥おとしに正月のしめをはる。常の時、絢たる七五三にては、おそれざるとなり。
賤のおか、小田の苗代、しめはへて、むろのはやわせ、たねかしつらん。 親 隆
たのもしな、みたらし川を、せきかけて、みしめはへたる、みとしろのたね。 俊 成
一、春二月中に入て糶を池に漬し、日數を経て取上、三日過れば、もやし芽をふく、是を苗代に蒔なり。右、糶種を池にひたし、

苗代に生るまで百姓ども灸を忌なり。右、粃種を苗代へ蒔時、童共粃種をもらいに來り、少ければ燒蟬を苗代へ入ると呼る故、又やり侍る。兎角やきたるものを、いむなり。燒たるものをいるれば苗も蒸上り、燒蟬をいるれば、苗ちよけて延さるこそ。苗をまく時に

むらきみは、あめのあなたの、苗代に、神のくたせる、たねおろすなり。

此哥を三へんとなへ、まくなり。此哥夫木抄にあり、公朝の哥にて神のくたせる種おろすらしと有。

一、大豆は正月小にまめまくな、六月大に見直すといへり。正月、六月共に小なれば、大豆拂底し、又大豆をまきて取入るゝ迄に地震すれば不作するなり。藏の中の大豆もへるといへり。

一、十日一風、五日一雨、五日の雨、十日の風といふ事、是百姓年分の心得可有事なり。壹ヶ月の中、五日雨ふり、十日かせふき十五日日和、是常極也。然ハ壹年三百六十日の内、六十日雨、百廿日風、百八十日日和の割合なり。春雨多く降ぬれば、夏旱する事必せり。風も其ごとくにて、大かせのあさは静なるもの也。明和七庚寅、同八辛卯、兩年旱魃なりしゆへ、同九壬辰、安永二癸巳兩年、雨天打つゝき侍る。

一、牛疫病はやる節は、莖(莖)ごてを牛屋の口ニかけ侍る。又守の哥

ひやうすてに、やくそくせしを、わするなよ、川たちおのこ、氏は菅原。

此哥を短冊に百遍かきて、鼻くりに括つけ置なり○寛延の比、某(著者の自稱)手城村へ出役して傳次郎といへるものゝ方に止宿し侍り。或朝、馬を野飼に引出しけるが、熱甚敷由申けるまゝ馬にも此咒驗有事もやとおもひて遣し、鞆に結付置けれハ、早速熱さめ侍り、馬にも能にや。

一、大根は初雷の日を覺て、其日にまけは、やまいなく虫も付さるなり。たとへは正月廿日に初雷なれば、七、八月廿日にまくなり。又七月にても八月にても二十日にまけは、よしといへり。二十日を現當とするなり。

一、蠶豆は秋の彼岸より九月までに、日の日に植れば虫つかす、やまいなしと。日の日とは二日より十日迄。十日、廿日なり。一、蕎麥のこほれ種は、能はゆるものなり。稻荷の御供を備ふるに、蕎麥の二葉に生たるヲ扱て、御供の上に置て備ふれば、悦ひ玉ふと云ならはせり。左にはあらず。右之様にして備ふれば、犬か口を付ケさるとなり○蕎麥のこほれたね、粟、稗の中に生長して、高サ五六尺に生長して、花さき實のる。一もとに三粒、満足に登たるあれば、其冬甚取實あるとなり。

一、稻作は二月彼岸の比より、一人一日貳箇つゝのつもり苗代草をからせ、三月の節句前後、分際相應に粃種を下すへきほど、壹

畝貳畝又は貳坪三坪にても、あらおこしを什置て、其のち、ふかく掘上、苗代草を踏込、日より見立、其上を泥にて能ぬり、むらくと、いひて、池の上手樋の様なる所を拵置、是、大雨の節、水をぬきへき爲なり、是を苗代といふ。三月節句前後、粃種を莖菰につゝみて、溝池などに五日六日七日ほど浸し置。尤、拾日ほど置なり。久敷置は風につよくあたらさるとなり。

扱、取上ねさせ、二朝ほど日をあつれば芽を出すなり。何れの年にも、苗代水といひて水澤山なり、水をせきて苗代に溜置、清を待て種をまく。童ども粃種をもらいに來る、何ほどにてもあたへ侍り。あたへたるほど生るとなり。尤、辰之下刻より已之上刻迄、未之下刻より申の上刻までに蒔なり。已の中刻より未の中刻迄の中にまけは、種立て水にうき、落つかぬ也。尤、八十八夜の前日迄にまく。八十八夜を過て蒔たるは、やくにたゝす。それより芽を吹く、能日和を見立、水をおとす、是を實干といふ。如斯すれば、粃たね地に居りて根を能下すなり。粃を蒔てより砂地は五十日、眞土は六十日ほどに植る。七十日ほどになりたるをば老苗といふ、老苗を植れば虫もつかす、實入もよし。然ども、からたち見苦きものなり。右之通、老苗になりぬれば、虫もつかす、風にもあわす、實入よきと云事はしりぬれども、はやく植しまひて、稻の生立、眞菰のこころなるを手柄とする故、五十日ほど過れば人々早くうゆる事を、はけむなり。生付てのち、一番草より四番草迄取、一番草を取て、くむし又は山ごへを入れて、日和に逢ぬれば、田の水あかく、せうゆのこころになる。それより貳番草を取、三番草の草(節か)、干鯛を粉にして振かけ、四番取とき、下糞をするなり、是をぬり草といふ。右、いつも土用の内の所作なり。天氣よく、水ふつくとわくをよしとするなり。田植より四番草迄は水をたゝへ置、ぬり草より以後は、水をおとし乾すなり。

在方ニ而稻蒔初穂掛いたし候節の哥

出雲なる、さたの廣田に、穂掛して、我諸共に、五こくはんじやう。

右哥三篇(遍)も申して、出雲廣谷大明神へ上ル也。

備陽六郡外志

九郡村名

宮原直御輯錄

安那郡

箱田村、東中條村、西中條村、芦原村、北山村、山野村。

神石郡 三拾七ヶ村

古川村、相渡村、福永村、田頭村、木津和村、草木村、父木野村、上村、小畑村、長野村、新免村、油木村、安田村、太夫村、龜石村、篠尾村、小野村、有木村、上豊松村、下豊松村、上野村、時安村、井關村、高蓋村、牧村、高見村、阿下村、光信村、光末村、光(常光村か)、三坂村、井堰村、李村、坂瀬川村、中平村、近田村、花濟村。

甲奴郡 三拾四ヶ村

矢多田村、國富村、上下村、安田村、有福村、太郎丸村、小塚村、龜谷村、小堀村、稻草村、岡屋村、斗増村、佐倉村、井永村、水永村、階見村、有田村、坂湯村、黒目村、上領家村、中領家村、下領家村、五ヶ村、福田村、矢野村、深江村、本郷村、西野村、梶田村、千和村、木屋村、知和村、木延村、二森村。

御調郡 九拾四ヶ村

丸門田村、市村、大田村、宇津戸村、木梨村、木門田村、大町村、尾道、吉和村、栗原村、西村向嶋、立花村同上、重井村因嶋、大濱村同上、土生村、三原、山中村、美生村、宮内村、津蟹村、羽倉村、和草村、和泉村、下津村、江木村、因嶋、植野村、野間村、大原村、徳永村、今田村、丸河南村、神村、高尾村、貝か原村、公文村、綾目村、下山田村、千堂村、大山田村、木梨村山方、小原村、市原村、白江村、本郷村、菅村、江田村、國守村、二野村、大塔村、平木村、中野村、畑村、平村、花尻村、中原村、岩根村、本村、三郎丸村、小國村、釜窪村、諸毛村、篠根村、河面村、僧殿村、河南村、

世羅郡 五拾ヶ村

堀越村、川尻村、伊尻村、敷名村、甲山村、赤屋村、津郷村、宇賀村、寺町村、井折村、三郎丸村、西神崎村、東神崎村、小世羅村、東上原村、小谷村、上津田村、上野山村、飯田村、告原村、壹步村、中村、黒川村、下津田村、長田村、本郷村、重永村、青山村、西上原村、別迫村、青近村、松崎村、小童村、上徳良村、下徳良村、藏宗村、篠村、萩原村、福田村、小國村、中原村、田打村、加茂村、青水村、黒淵村、山福田村(山中福田村か)、徳市村、戸塚村、安田村、市丸村。

三谿郡 三拾九ヶ村

吉舎村、安田村、小田幸村、三若村、三玉村、灰塚村、檜村、辻村、川之内^{吉舎之内}、雲出村、丸田村、清綱村、矢野地村、海田原村、矢井村、敷地村、長田村、木乗村、志幸村、小田幸村、上田村、石原村、糸井村、有原村、海渡村、廻神村、江田川内、向江田村、高橋村、和智村、皆瀬村、仁賀村、光清村、豊原村、大谷村、多利村、三郎坂村(三良坂村か)岡田村、藁原村。

奴可郡 四拾貳ヶ村

入江村、小奴可村、川西村、八鳥村、始終村、久里村、大戸村、平子村、大佐村、別所村、田鋤村、尺田村、油木村、小鳥原村、賀谷村、内城村、宇山村、竹森村、中迫村、矢代村、大屋村、森村、所尾村、川鳥村、安田村、荒村、上千鳥村、下千鳥村、田殿村、福代村、川東村、中野村、山中村、植原村、栗田村、森脇村、小串村、田黒村、請原村、未渡村、高尾村、戸宇村。

三次郡 五拾ヶ村

横谷村、上作木村、山家村、畠敷村、上里村、青川村、上志和智村、岡三淵村、大畠村、森山中村、森山東村、光守村、伊加和志村、大津村、香淀村、門田村、下作木村、上布野村、下布野村、大山村、日下村、山家村、戸河内村、小文村、西河内村、東河内村、藤兼村、東倉村、西倉村、石原村、茂田村、樽田村、泉吉田村、

穴笠村、後山村、四拾貫村、南畠敷村、西酒屋村、東酒屋村、原地村、原町、下志和地村、上川立村、下川立村、上板木村、下板木村、太刀谷村、羽出庭村、福田村、三原、西野村、

惠蘇郡 四拾貳ヶ村

新市村、泉村、本郷村、和南原村、岡大内村、高慕村(高慕村か)、上里原村、上門田村、中門田村、下門田村、上湯川村、下湯川村、南ノ村、伊張村又森脇共、古屋原村、三川内小和田組、木屋原村、元常谷村、宮内村、湯木村、永田村、金田村、常定村、大月村、竹地谷村、濁川村、門田村、戸郷村、三門市村、上原村、下原村、市村、水越村、高越村(高茂村か)、下村、田原村、木戸村、川北村、尾引村、古頂村(古頂村か)、上村。

三上郡 拾八ヶ村

庄原村、峯村、高村、永末村、大久保村、小用村、高門村、春田村、是松村、新庄村、板橋村、實留村、一ツ木村、川手村、川西村、上谷村、宮内村、本村。

九郡古地 (古城)

安那郡

箱田村	平賀太郎左衛門隆宗	天文比	北山村	瀧山	宮越後入道光音	天文比
中條村	宮若狹守秀景	大永比	山野村		世良彈正左衛門勝重	
西中條	安原民部少輔元吉	大永比	徳田村		瀨越李之丞勝正	
加茂村	宮次郎左衛門景盛	大永頃			宮若狹守	
中野村	宮入道正味	天文比	神石郡	古川村	毛利壹岐守勝信	
芦原村	(記入缺)			相渡村	秋山治部太輔	
	渡邊信濃守家					

福永村 宮城
泉山

田頭村

木津和村

父木野村

草木村 銀助丸
檜原山

上村

小畑村 クキノ城

長野村 二子山、黒岩、矢夕、ス山

新免村

外志 御領分外村名古城等

高尾九郎四郎元信	觀應比	油木村	權現山、上井	高野邊左近	矢野對馬守	片山 <small>(片岡とある上に片)</small> 壹岐守
同又四郎元信	天文比	安田村		湯野八郎	湯喜徳若丸	湯喜徳若丸
岡上主膳承吉	永祿比	大矢村		川上屋原中進	馬部和泉守	宇部和泉守
同次郎左衛門承種	天正比	安田村		岡上屋原中進	馬部和泉守	宇部和泉守
岡伯耆守景信	天正比	大矢村		岡上屋原中進	馬部和泉守	宇部和泉守
同孫八郎義隆	天正比	大矢村		岡上屋原中進	馬部和泉守	宇部和泉守
同三左衛門知隆	天正比	大矢村		岡上屋原中進	馬部和泉守	宇部和泉守
馬屋原藏人宗正	貞和比	大矢村		岡上屋原中進	馬部和泉守	宇部和泉守
同備前守	貞和比	大矢村		岡上屋原中進	馬部和泉守	宇部和泉守
同但馬守正國	貞和比	大矢村		岡上屋原中進	馬部和泉守	宇部和泉守
同左衛門太輔	貞和比	大矢村		岡上屋原中進	馬部和泉守	宇部和泉守
同四郎兵衛	貞和比	大矢村		岡上屋原中進	馬部和泉守	宇部和泉守
同備後守	貞和比	大矢村		岡上屋原中進	馬部和泉守	宇部和泉守
同吉備	天正比	大矢村		岡上屋原中進	馬部和泉守	宇部和泉守
同山左衛門元進	天正比	大矢村		岡上屋原中進	馬部和泉守	宇部和泉守
同左衛門元進	天正比	大矢村		岡上屋原中進	馬部和泉守	宇部和泉守
同中郎元進	天正比	大矢村		岡上屋原中進	馬部和泉守	宇部和泉守
同庄郎元進	天正比	大矢村		岡上屋原中進	馬部和泉守	宇部和泉守
同高左衛門元進	天正比	大矢村		岡上屋原中進	馬部和泉守	宇部和泉守
同村左衛門兼光	天正比	大矢村		岡上屋原中進	馬部和泉守	宇部和泉守
相田對馬守	天正比	大矢村		岡上屋原中進	馬部和泉守	宇部和泉守

外 志 御領分外村名古城等

土野村
時安村

甲奴郡

矢多田村
國富村
上下村
安田村
有田村
太郎丸村
小塚村
龜谷村
小堀村
稻草村

江吹草右京守
伊山美濃守
金山與四郎
渡邊筑後守

矢田貝善三郎
和知豊後守元長
同知少輔五郎
長谷部大藏左衛門元信
長谷部大藏左衛門元信
永井伊賀守
竹内彌三郎
小越左兵衛佐入道
秋山五郎入道
秋山伊豆守
同伊達左馬守允
同福場與三郎盛勝
同藤備前守盛利
同新見能登夫守
和泉宗太夫守
永井田房亮

御調郡

丸門田村
市村
大田村
宇津戸村
木梨村
本(木か)門田村
大町村
尾道
吉和
栗原村
向鳴
西村
同花
立花
因ノ嶋

上里周防守實秀
池上久三郎
土倉對馬守夏平
毛利秀余
木梨左衛門尉信平
同又右衛門元清
同民部太夫元經
同宮内太輔廣盛
石原小次郎景直
石原彌次郎
森光新四郎景近
杉原民部太輔元經
持倉修理
宮村兵衛
宮村兵衛
大田垣新守
栗原豊後守
村上治部少輔
村上新左衛門
村上新左衛門尉義光
村上新左衛門尉義光
村上新左衛門

二〇八

世羅郡

三原
山中村
美生村
宮内村
津蟹村
羽倉村
和草村
和泉村
下津村
江木村
因島

櫻山四郎入道慈俊
三原清五郎
同早川左兵衛尉景
福島但馬
石原小次郎
澁川左衛門佐義光
同山左衛門尉
山中彈正
土屋長門守
三口助四郎
門田甚左衛門元賀
山名左近
門田甚左衛門和泉村(城築替)引
能長新左衛門
新島次郎
小寺重郎右衛門
林肥前守
下見加賀守
下見外記
椋梨左衛門尉包久

三谿郡

甲山村
赤屋村
津江村
宇賀村
黒川村
吉舍村
安田村
大田幸村
三若村
三谷村
入江村

奴可郡

上原右衛門太夫元佐
得能對馬守
東郷平内
矢野新助
江村八太夫
同知實春
同又九郎
同井四郎
今井小次郎元經
木梨源八兵衛
廣澤源八兵衛
三谷豊前守
久代彈正左衛門利吉
同左衛門亮景英
同小藤物利成
同宮内介景行
同上總前司景友
同彈正忠高
同野三正河
天野新兵衛元珍

外 志 御領分外村名古城等

二〇九

小奴可村

川西村 東城 五本竹

八鳥村 蟻腰

久代の家來田邊美作、田房の家來貞助何かし、高官の家來若林筑後、悪事有之、福永の岡孫八に被申付、未渡村國廣といふ所にて三人ともに成敗せらる。美作か末孫稻葉美濃守殿之内、田邊權太夫と云者有之由

三次郡

上作木村 三家城

作木新左衛門 尾關石見 三吉備後入道海雲 同 隆宗隆 同 隆資 同 新兵衛尉光茂 同 修理亮廣隆 同 式部太夫隆慶 同 新兵衛政慶 三吉三郎左衛門

陰徳太平記、式部太夫廣隆

同 大炊介

同 丹後守

同 飛彈守 三吉新兵衛尉尉直通

上里村 比熊山 上志和知村 八幡山 青河村

惠蘇郡

新市村 功德寺 泉村 黒岩

同 泉三郎左衛門信正

同 山内大和守直通

同 同 兵衛尉隆通

同 同 新左衛門 衛門隆通トアリ、上野介同人力

本郷村 曹山 庄原村 三上郡 峯村 篠津石藏山 高村

同 赤川左衛門亮 山口瀧口九郎通英

天文比

後得録

御調郡 因之嶋城主 甲奴郡 有福城主 三谿郡 木梨城主 同 郡 吉舎城主 世羅郡 甲山城主 八幡城主 木比城主

能鳴次郎顯長 系圖 別記 有 福 立 番 木梨平左衛門 和 知 彈 正 山内又五郎 上 原 元 祐 澁 川 兵 衛 石原小次郎

豊前中津領

安那郡

一、四百九拾五石四斗九升 一、貳百九拾石九斗九升 小以(原本(なし))

甲奴郡

一、百八拾五石三斗四升六合 一、百五拾五石壹斗六合 一、百五拾三石壹斗三升八合 一、六拾貳石七斗貳升三合(廣島縣史には六十 貳石七斗八升三合)

北山村 山谷村 斗増村 水永村 岡屋村 佐倉村

外志 御領分外村名古城等

神石郡 兼如か丸城主 同 郡 福永城主 福永村 暮か丸城主 泉山城主 御調郡(原本約二字缺)城主 神石郡 草木城主

岡左衛門尉景經 岡孫伯者 八守

安那郡 中條城主

清左衛門

福永村 暮か丸城主 泉山城主

宮高尾

御調郡(原本約二字缺)城主 神石郡 草木城主 檜原河内守吉秀

一、三百貳拾八石六斗八升 一、四百四石八斗三升五合(廣島縣史には四百 七石八斗三升五合) 一、貳百貳拾三石九斗四升九合 一、四百八拾貳石四斗三升五合 一、貳百四拾貳石六斗九升三合 一、六百三拾三石六斗三升六合(廣島縣史には六百三 十三石六斗壹升六合) 一、貳百七拾六石六斗九升壹合 一、七百八拾三石九斗七升九合 小以(原本(なし))

矢多田村 井永村 二森村 國留村 坂湯村 安田村 太郎丸村 階見村

神石郡

- 一、千四百四拾四石七斗八升八合
- 一、三百七拾石七斗五升貳合
- 一、四百四石六斗九升六合
- 一、五百四拾九石貳斗四升
- 一、六百八拾四石六斗貳合
- 一、七百拾八石九斗七升貳合
- 一、貳百五石七斗五合
- 一、貳百五拾六石壹斗貳升壹合
- 一、貳百七拾八石壹斗貳升八合
- 一、八百八拾八石八斗七升七合
- 一、千百六拾六石六斗壹升六合

- 福永村
- 牧頭村
- 田頭村
- 木津和村
- 父木野村
- 高蓋村
- 光末村
- 光信村
- 阿下村
- 草木村
- 永野村

- 一、八百拾五石五斗五升貳合(廣島縣史には八百十)
- 一、千三拾石四斗七升
- 一、八百八拾八石六斗壹升
- 一、八百三拾貳石六斗七升貳合
- 一、五百八拾貳石壹斗四升三合
- 一、七百七拾五石七斗八升三合(廣島縣史には七百七)
- 一、七百七拾四石九斗貳升
- 一、貳百七拾五石八斗七合
- 一、千貳拾五石八斗七合
- 一、七百拾七石七升七合
- 一、六百八拾八石七斗六升五合
- 一、六百七拾八石六斗六升三合

- 相渡村
- 高光村
- 東油木村
- 西油木村
- 安田村
- 小畑村
- 常光村
- 上村
- 下豊松村
- 新免村
- 三坂村

御調郡尾道向嶋

向嶋之内、西村、東村、立花村ト三村ニ分ツ

延喜元年菅丞相筑紫へ貶謫せられ玉ふ時、六月廿三日此嶋に繫船あり、炎暑甚敷、濱邊へ出給ひて納涼し玉ふ。金屋といふもの耕作して居けるか、丞相の勞倦し玉ふを見奉りて、麥餅と酒とを奉りければ、丞相、甚、甘心し玉ひ、狩衣の袖を解玉ひて、自ら衣冠の像を畫て金屋に給りける。其子孫今に繁榮して、毎歲六月廿三日、餅酒を備奉りて祭之。

御調郡

又水貢郡 又水調郡と云。

三原を柞原ヒハラ共云。尾道より三原迄の間を木梨の庄、長井の浦といふ。當時は糸崎といふ。此所に八幡の宮有、聖武天皇の御宇、天平元年二月八日鎮座有。境内に古井あり、長井の水と号す。神功皇后西征の時、此浦に泊船し玉ふ。木梨真人、水を貢す、因て郡の名とす。又、御船を繫し故、此井を鱸守井といひ、又所を井水崎イトサキといふ。今、糸崎と云は謬なり○長井の泊は、尾道の町内に有。

御調郡

尾道淨土寺

後太平記、六日。菊池肥後守武光、先帝第六の宮、東部親王良懷を肥後國に招すへ、關西親王征夷大將軍に守立て、九國一片に宮方蜂起す。仍之、足利義滿將軍十萬餘騎を率(率)し、應安七年三月十五日、京都を雷發し、四月朔日、備後國尾道に著せ給ひ、淨土寺に暫旅行の勞を休め坐しける。此淨土寺と申は、去、建武の軍に、父祖尊氏卿、西國に下向ありし時、此寺に久しく留滞在て、中國の軍勢を催促し給て、無程上洛ましくて、兵庫和田崎の合戦に討勝、素懷に叶せ給へは、先例を思召出され近國の御方を爰にて御催しの爲とそまこへける。佛前に三十三首の和哥を掛たり、取上是を見給ふに、尊氏卿武運を祈たまひて、嚴嶋大明神の本地大慈大悲觀世音に寄進の詠哥なり。執事武藏入道常久、跪て讀上給へは、普門品念彼觀音の誓願を和けて詠し給ふと覺て、院主道謙法師初首をそ吟せり。

世尊妙相具

たくひなく、妙なる法の、すかたこそ、うき世をてらす、しるへなりけり。(御調郡誌なりけれ)

弘誓深如海

わたつうみ、深き誓の、あまねさを(御調郡誌)あまねさに(たのみを懸る、法の船かな)

侍多千億佛

つかへこし、其のへにこそ、今もかく、信の道に、さはらさりけり。(御調郡誌)けれ

發大清淨觀(觀は願であらう)

心たに、ものによらすは、蓮葉の、にこりにかけぬ(御調郡誌)まけぬ、類成へし。(御調郡誌)成らし

聞名及見身

藤原高範

名をきくも、見るも御法の、ごもしひを、くらしき闇路の、證にやせん。(御調郡誌)しるへにやせん)

心念不空過

道 謙

迷ふへき、後をおもへは、此法を、こころにすつる、時の間もなし。

能滅諸有苦

源 賴 貞

我と知る、心のなくは、人の身に、愁なげきも、あらしこそ思ふ。

火坑反(變)成池

源 直 義 朝 臣

定まれる。すかたの物に、なき故に、やすくや火をも、水となす覽。

波浪不能没

同

障なき、心に應ず(御調郡誌)起す、誓にや、なみに入ても、をほれさるらん。

如日虚空住

賴 貞

中天に(御調郡誌)な(空に)、行とも見へす、しつかにて、あをけは高き、日の光かな。

釋然得解脱

尊 氏

わけわふる、あしのさはりも、今はなし、沖つ船をも(御調郡誌)を(は)、風に任せて。

還著於本人

同

よしおもへ、科なき我は、なけれども(御調郡誌)な(け)か(れ)す(とある)、うらみは人の、身にやかへらん。

時悉不敢害

桂 芳 法 師

時雨つる、雲をは風の、吹すて、のどかに月の、影をさやけき。

觀音妙智力

同

その際も、あらしこそおもふ、大悲者の、人を育む、ふかき心は。

能(能)救世間苦

直 義

身をすて、人を救は世に主も(御調郡誌)人を救は(る)世に(住)むも、ほとけの道に、かはりやもせん(御調郡誌)かはりやは(せむ)いろく(に)、千種の花に、順(した)か(ひ)て、結びかへぬる、野邊の夕露。

無利不現身、眞觀清淨觀

尊 氏

濁るへき、流れも更に、なかりけり、こころの水の、澄もまさら(御調郡誌)澄も(まさ)ら(は)。

廣大智惠觀

道 謙

月も日も、出入景(かけ)は、あるものを、心のかよふ、みちを際なき。

常顯常瞻仰、無垢清淨光

直 義

わするごと、思ひ出すや(御調郡誌)忘る(る)も思ひ(つ)る(や)、阻なき、一度法にいりしのちより。

さはりなき、心の月は、長き夜の、闇をもしら(て)、獨すむ也。

惠日破諸闇

道 謙

雲晴る、天つ空より、出る日の、照しのこせる、海山もなし。

能(能)伏災風火

賴 貞

もゆる火も、草焚捨し、その後は、春風吹て、また跡もなし。

普明照世間

高 範

おしなへて、照さぬ里や、なかるらん、獨(さ)や(け)き(御調郡誌)光(さ)や(け)き、秋の夜の月。

慈意妙大雲

同

自ら、いたらぬ空も、なかりけり、かせに順ふ、夜半の村雲。

滴甘露法雨

賴 貞

一たひも、そ(け)は、四方の、草木にて(御調郡誌)草木(まで)、若葉さし添、春雨の色。(御調郡誌)春雨の(頃)。

衆怨悉退散

同

も(と)さら(に)御調郡誌(も)と(さ)へ(に)、生れす死なぬ、身と知らは、命のはても、をしまれぬ哉。

是故須常念

同

志、わか身にありと、知ぬれば、わする(る)事は、一時もなし。

念々忽(勿)生疑

尊 氏

誓をや、ふかく頼まむ、うたかはぬ、心を法の、まことにはして。

能(能)爲作依怙

直 義

何事も、叶誓を、たのむより、身にはうれひも、煩ひもなし。

具一切功德

圭 芳

様々の、御法の姿、多ければ、かそへつくさん(御調郡誌盡さぬ)、ことほりもなし。

慈眼視衆生

直 義

重んずる(御調郡誌重くする)、身を忘るれば、諸人を、あはれむ而已や、思成覽。

福聚海無量

頼 貞

拾ひ置、數こそしらね、伊勢の海の、清き汀に、玉を集て。

是故應頂禮

圭 芳

よそに見る、色香はあかぬ、あやにくに、折てそかさす、花の一枝。

建武三年五月五日

三十三首の和哥を悉、誦上給へは、將軍もしはらく感吟まし〜て、大慈大悲の御念珠不怠、軍勢も不畏、軍陣中の思ひに傾き怨敵退散と誓ける。其後院主を被召、和哥の由來を尋給ひけるに、道謙法印、御前に出、蹲て霜眉を開き、抑此三十三首の和哥と申は、前大御所左大臣尊氏卿、畿内の軍に討負給て建武三年二月八日、兵庫に落させ給ひ、海路遙に筑紫へ御下之時、嚴嶋大明神へ祈願をかけさせ給ひ、吾此度鎮西の軍に討勝、九國を打治め味方につけて今一度上洛させせてたへよかし。仰願くは持明院の院宣を被下、君と君との御合戦と成ならば、尊氏八逆罪を被免、一定軍も勝と可成、偏、神明我か義に與し神威を加へ給へと誓願有し處に、靈驗忽新にして、筑前國多々良濱のい、くに討勝給ひ、此太刀風に恐て、筑紫九國は大半將軍方に靡順、無程大勢を催し、同四月廿六日、太宰府を討立給ひ、順風に纒解て五月朔日、嚴嶋に著給ひ、三日御參籠有て、様々奉幣を進め神樂を奏し給て、益天下太平の御誓願不怠、足利源氏(重)代之傳、來國光、國俊、神息の御劔を神納し給ける。不思儀成哉、結願の日の暮方に、三寶院僧正賢俊、爲勅使、持明院の院宣を被成下ける。尊氏感應不斜、則、宮中には是を拜賀在て神明の擁護、忽、利生を蒙り、其上、院宣を賜る上は、片時も急ぎ上洛可有と、同日御船に被召、隱(音)戸の瀬戸を漕過給へは、伊與國の守護人、河野對馬守通治、村上三郎左衛門義弘、兵船七百餘艘、兵八千餘騎にて馳加り。其外、周防、長門、安藝、石見、出雲、伯耆、備後、備中の軍勢、悉く馳付て、御勢程なく三十万騎に成にけり。尊氏朝臣、少目眼(眠)給けるに、南方より光輝を放て、觀音井、嬋妍たる御姿、船の舳先に現給、眷属の二十八部衆相隨て弓箭劔戟を帶、岐(巍)々として御坐す。尊氏驚覺て夢かと怪み見給へは、山鳩一羽、船の屋形の上に宿て両翼

を扣き、搔消様に失たりける。是則嚴嶋大明神の示現新なりし事共なり。抑、龍神と申は、千手廿八部の其一にて御座せば、觀世音井の畫像を自畫給て、船ごとに是を押させ、士卒武運の御誓ひ在て、其日、漸、當寺に著せ玉ひ、旅行の御勞を甘け給ひ、終宵普門品念彼の段、三十三首に和け、嚴嶋大明神本地觀世音井に手向給ければ、念彼の誓、新にして、軍旅の御謀も已に決し、聽て御船に被召、一族四十餘人、外様の大名百六十人、兵船七千餘艘に取乘、渺々たる海上一片に帆を列ね、海水蕩々と漲、崖打浪は山を動し、檣棹歌震天、無程、津の國、兵庫に著給て、忽、軍に討ち給ひ、天下永く武家の權勢に販る事、單に此三十三首の和哥の誓瑞なりと、暫、御物語申されける。父祖左大臣尊氏卿の先例に任せ、嚴嶋へ參詣可有とて、四月五日御立有て、安藝之國、己斐、古江、草津に繼て陣を取給と云々。

長井泊 尾道に有。

万葉第十五日、備後國水調郡長井浦船泊之夜、作歌三首。

大判官

海原を、八十嶋歸り(校訂者曰、「隠り」であらう)、きぬれ共、ならのみやこは、わすれかねつも。

歸るさに、いもに見せんに、わたつみの、興津白玉、ひかひてゆかな。(拾ひて行かな」であらう)

あをによし、ならの都に行人もかも、草枕旅行船の泊つけんも(泊告げんに」であらう)。

合(右であらう)之一首旋頭歌

尾道轉法輪山大乘律院莊嚴淨土寺

推古帝御宇、聖德太子當山を開基、五重塔、多寶塔、そのほか佛閣あまた建立し給て、鎮護國家の伽藍としたまふ。行基菩薩、後山におゐて虚空藏を造り、求聞持を修したまひ、又樂師如來をきき、玉ひて一字を建て満福寺と号し、當寺の奥の院とし給ふ。七

十(原本一字缺)代後白河院、日の御影の畫像を御寄附有て、寶祚延長の御祈願所としたまふ。九十五代後醍醐天皇、元弘三年、天下太平の御祈願所と被成下。重祚の御願成就し、因の嶋を御寄附有。九十七代光明院、足利尊氏に勅して五重の塔を再興したまひて、東寺の佛舍利を塔の本尊とし給へり。如此、御代々の帝、寶祚延長、天下太平の勅願今に不絶。然るに南都西大寺興正菩薩の御弟子定證上人、嘉元年中當山に移住し、加藍を修履し律法を興行して中興の功を成玉ふ。上人元來長谷寺の本尊の靈驗を得、つねに十一面尊の神咒を持誦し給ふ。仍てかの尊容を擬し、十一面大士を石坐に安置したまふ。この本尊は聖德太子、末世の衆生濟度のため大願を起、一刀三禮の尊容なり。然るに多田滿仲、夢の告有て當寺に移らせ玉ひしを、定證上人一字の精舎を建、本尊とす。尊氏、西國下向の時、當寺に詣して普門品一万卷を讀誦し、三十三首の和哥を法樂に備ふ。瑞夢有て湊川の合戦に打勝、太平の功を立。足利義滿、菊池、大友か乱を靜ん爲、九州におもむき、當寺に詣して丹精を盡し、程なく九州、二嶋を平均したまふ。その外、蜜(密)夫の身替に立給ひて、今に御身に刀の疵有。又、三谷か母に念珠、扇子を授玉ひて、二世の願望成就し侍り。

尾道の沖に鷺嶋と云有。其間に火のもゆる事有。是を古來よりたくろふと云、筑紫のしらぬ火の類なり。古哥に

西のうみ、千尋の底に、もゆる火は、東のうらに、たれかたくろふ。

後鳥羽院、承久三年、遷行の時、當浦泊船したまひし時、此火のもゆるを觀覽有。隱岐國加津田の行宮の沖にても此火のごとく、もえければ

隱岐の國、たくひの里に、たかぬ火と、備後の木梨に、いまそたくろふ。

奴加郡。又、奴可郡とも書。

菅村龜石の城は、奴可入道西叔(寂)か居城也。其後、飯田新助居住す。其以後、尼子の幕下、龜井武藏守慈經居城とす。其先、龜に似たる大なる岩有、仍而龜石の城といふ。其後如何なる故有てや打破ければ、夜なく光をはなちける故、取集、四方三十間餘に築上、天満宮を勸請し、龜割の城と改号しけることなり。

同村に萬松山德雲寺と云、曹洞宗の寺あり。道元和尚八世、覺隱禪師の開基なり。此寺より三十(丁)か(程)山奥に鬼臼有。昔濫婆鬼と云、鬼の住し所也。又、水鉢有、如何なる炎暑にも水絶る事なし、若たゆれば怪事有。

同郡に猫山といひて、絶頭(頂)か(か)まで五十丁之大山有、伯耆の大山を眼下にみおろす絶景なり。周廻三里あり。相傳ふ、米糶俵を負て、一日の中に三度めぐり、猫のまねをすれば、石化して猫になると。

同郡に圓通山見性寺と云有。本尊千手觀音、行基菩薩の作なり。庭に傘のごとくなる松有、高サ壹丈余。又、布袋草といひて、圓き葉にて美敷、赤白の花咲草有、他に類なき艸也。同郡尺田の郷、熊野權現は、聖武天皇、天平元年鎮座なり。老杉森々として殊勝なる宮居なり。山奥八丁ほど行は、那智の瀧といひて六十丈余の瀧有。觀音堂は大富の城主、久代上總介景盛、永祿四年の再建なり。

奴可郡西村猿渡山(密)嚴院法恩寺は、天平十年、弘法大師開基し給ひて、自ら五大尊を畫て安置し玉ふ。寺前に川有、其川の中に岩あり。讚州多度郡善通寺より猿來てこの岩の上に飛あそぶ、故に猿飛石といふ。

六郡外志

(校訂者曰ふ、原本の卷首には標題は掲げて無
い、が、著者自筆の表紙題目に依り之を加へる)

藝州廣島領備後安藝石高

備後御調郡

- 一、高七百三拾貳石七斗五升
- 一、同五百六拾貳石五斗壹升三合
- 一、同五百拾八石八斗壹升貳合
- 一、同百三拾三石五斗三升壹合
- 四ヶ村高、千九百四拾七石六斗六合
- 一、同四百三拾四石九斗貳升四合
- 一、同六百拾三石八斗九升貳合
- 一、高六拾六石九斗貳升五合
- 一、同百八拾石五斗四升
- 一、同五百貳拾貳石八斗六升八合
- 一、同百五拾三石八斗五升七合
- 一、同九拾七石八斗三升三合
- 一、同三百七石三斗貳升四合
- 一、同貳百六拾石貳斗三合
- 一、同百貳拾七石四斗三合
- 一、同八百六拾石四斗壹升七合
- 一、同五百六拾四石七斗貳升四合

三原
西野村三原町
東野村右同斷
山中村
木原村
不加村
本庄村
宮内村
美能婦村
津蟹村
福井村
かゝり村
野串村
か井地村
屋中村
梶山田村
境野村(堺原村
だらう)

備後三上郡

- 一、同八百四拾九石五升壹合
- 一、同五百五拾五石六斗六升七合
- 一、同貳百六拾壹石六斗五升
- 一、同四百三拾六石四斗五升
- 一、同五百八拾八石六斗九合
- 一、同六百七拾四石七升三合
- 一、同三百九拾七石八升
- 小以、千九百五拾三石四斗九升
- 一、高四百三拾九石九斗貳升三合
- 一、同千九百六拾七石貳斗四升八合
- 一、同七百貳拾壹石貳斗貳升
- 一、同五百四拾石九斗九升三合
- 一、同千四拾五石五斗八升貳合
- 一、同五百八拾七石八斗四升貳合
- 一、同百四拾七石三斗四升貳合(廣島縣史には百四十
七石三斗四升三合)
- 一、同貳百九拾四石三斗七升
- 一、同六百七石九斗八合

羽倉村
和佐宇村
阿佐宇村(あそ
原村か)
和泉村
惠木村
下津村
吉田村
宮内村
高村
川西村
上谷村
板橋村
新庄村
是松村
川手村

小以、千六百三十五拾壹石貳升八合

備後甲奴郡

- 一、高千四百拾貳石八斗貳升壹合
- 一、同六百拾七石九斗九升貳合(廣島縣史には四百七
十一石九斗九升貳合)
- 一、同三百五拾九石四斗壹升貳合
- 一、同五百九拾貳石八斗九升八合
- 一、同百七拾七石四斗六升六合
- 一、同七百拾貳石三斗三升(廣島縣史には七百拾
貳石三斗六升壹合)
- 一、同貳百八拾六石六斗四升壹合
- 一、同六百貳拾三石八斗八升八合

福原村(廣島縣史に
は稲草村)
千和村
梶田村
西野村
深江村
矢野村

備後奴可郡

- 一、高千八拾五石九斗四升壹合
- 一、同千四拾壹石六斗九升六合
- 一、同三百七拾四石三斗
- 一、同七百四拾九石三斗四升壹合

中野村
川原村(川東村
だらう)
福代村
服部村

備後三谿郡

- 一、同貳百拾六石七斗壹升五合

皆瀬村

安藝豊田郡

- 一、高三百四拾貳石四斗壹升貳合(廣島縣史には三百四
十貳石四斗一升五合)

須浪村

安藝高宮郡

- 一、同千五百拾壹石三升
- 一、同貳千百貳石三斗七升貳合
- 一、同七百四拾貳石三斗六升三合
- 一、同五百七石
- 一、同五百六拾石九斗五升
- 高合三萬壹石九升五合
- 内
九千九百壹石九升六合
- 六千三百五拾貳石四斗貳升八合
- 四千五百拾三石四斗四升八合
- 三千貳百五拾壹石貳斗七升八合
- 貳百拾六石七斗壹升五合
- 四千六百九拾八石壹斗八升
- 千六拾七石九斗五升
- 右之内
三千六百三拾石七斗貳升
四千三百貳拾七石三升四合

乃美村
南方村
眞良村
小田村
矢口村
御調郡貳拾三ヶ村
三上郡九ヶ村
甲奴郡八ヶ村
奴可郡四ヶ村
三谷郡壹ヶ村
豊田郡四ヶ村
高宮郡貳ヶ村
八幡之庄
杭之庄

右三原領

- 畝貳千六百拾八丁九反七畝拾八步
- 高貳萬五千四百九拾四石七斗四升九合
- 御藏入

内

- 一、高八百三石壹升三合(廣島縣史には八百三石三升壹合) 後地村
- 内 (四百壹石五斗八升三合) 庄屋 嘉七郎右衛門
- 同 (四百壹石五斗八升三合) 尾道町
- 一、同三百貳拾七石四斗九升九合 向島東村
- 内 (四百六拾五石九斗貳升四合) 庄屋 安兵衛
- 内 (四百六拾五石九斗八升四合) 同 藤兵衛
- 同 (四百六拾五石九斗八升四合) 同 兵右衛門
- 一、同千五百八拾五石九斗八升六合 西村
- 内 (千四百四石九斗貳升三合) 庄や 六右衛門
- 内 (百八拾壹石六升三合) 兵右衛門
- 一、高三拾四石五斗貳升 立花村
- 一、同八拾壹石壹斗三升七合 若子嶋 若子嶋歟
- 一、同貳百七拾壹石三斗六升四合 大濱村
- 一、同四百九拾八石四斗八升六合 重井村
- 一、同百五拾四石七斗八升五合 土生村
- 一、同貳百七拾石四升壹合 田熊村
- 一、同五百五拾五石九斗八升五合 三之庄村
- 一、同五拾七石壹斗三升六合 椋之浦
- 一、同九拾七石九斗貳升七合 鏡外浦
- 一、同六百七拾七石六斗壹升八合 中之庄村
- 一、高合六千五百拾九石六斗五升七合 村數拾四ヶ村、浦邊、嶋方
- 一、同貳千三拾壹石九斗六升八合 栗原村

内 (千六百四拾三石五斗貳升七合)

- 同 (三百八拾八石四斗四升壹合) 庄や 利右衛門
- 一、同四百四拾五石八斗 久山田村
- 一、同四百七拾石六斗七升壹合 中之村
- 一、同八百七石五斗五升八合 本郷村
- 一、同七百七拾九石貳斗五升三合 木門田村
- 一、高三百四拾五石四斗五升七合 畑村
- 一、同五百八石貳斗貳升八合 市原村
- 一、同貳百三拾四石五斗五升 白江村
- 一、同七百四拾六石八斗貳升貳合 三成村
- 一、同七拾三石八斗四升三合 猪子追村
- 一、同六百六拾石六斗 木梨村
- 一、同貳百四拾七石四斗 同山方村
- 一、同七百拾石三斗五升七合 小原村
- 一、同百拾六石九升 國守村
- 一、高三拾九石三斗九升八合 岩根村
- 一、同百九拾八石八斗壹升六合 中原村
- 一、同五拾六石壹斗四升貳合 花尻村
- 一、同貳百拾石七斗九升五合 平村
- 一、同百貳拾壹石三斗三升八合 菅村
- 一、同百七拾貳石八斗八升六合 江田村
- 一、同七拾貳石七斗四升壹合 平木村
- 一、同百五拾五石四合 菅山方村

- 一、同貳百石五斗八升 大町村
- 一、同三拾貳石七斗五升六合 釜窪村
- 一、高百九拾九石貳斗六升六合 本村
- 一、同貳百三拾石三斗四升五合 三郎丸村
- 一、同拾四石七斗八升六合 小國村
- 一、同三百四拾四石七升四合(廣島縣史には三百四十四石四斗七升四合) 貝か原村
- 一、同貳百六拾壹石貳斗 白太村
- 一、同百三拾四石四斗 大藏村
- 一、同百九拾石三斗四升 河南村
- 一、同百八拾五石七斗六升四合 大塔村
- 一、同三百六拾石壹斗貳升三合 篠根村
- 一、同八拾九石四斗貳升四合(廣島縣史には八十九石四斗貳升貳合) 河面村
- 一、同百拾四石七斗六升八合 僧殿村
- 一、同五百三拾九石七斗三升貳合 諸毛村
- 一、同九拾壹石三斗九升 千堂村
- 一、同貳百八拾三石七斗五升 大山田村
- 一、同百拾石八斗四升 下山田村
- 一、同千百拾五石四斗貳升八合 宇津戸村
- 一、同貳百五拾四石四斗九升壹合 公文村
- 一、同六百七拾壹石五升 綾目村
- 一、同三百四拾石五斗六升六合 大原村
- 一、高五百貳拾五石五斗五升七合 植野村
- 一、同貳百七拾石三斗七升(廣島縣史には貳百壹石三斗七升) 野間村

尾道御支配村數六拾六ヶ村

- 御調 甲奴御藏入給地共ニ村數九拾三ヶ村 外高尾
- 但三原御城付四ヶ村 外黒河
- 貳万五千三百拾九石九斗八升七合 田方
- 壹万七百四拾六石壹斗八升五合 畠方
- 千貳百六拾六石四斗七升七合 屋敷
- 百貳拾石 鹽濱
- 九斗四升 後地御藏屋敷

- 一、同三百八拾九石七斗 今田村
- 一、同五百六拾五石五斗五升五合 丸門田村
- 一、同五百四石八斗四升六合 丸河面村(丸河南村だらう)
- 一、同四百三拾四石五斗三升貳合(廣島縣史には三百四十四石五斗三升貳合) 徳永村
- 一、同四百六石四斗四合 神村
- 内百拾石三斗三合 高尾村
- 一、同四百四拾七石三斗九升七合 大田村
- 一、同五百貳拾八石五斗四升三合 市村
- 高合壹万八千九百七拾五石九升貳合 村數五拾貳ヶ村、外ニ
- 都合高貳万五千九拾四石七斗四升九合 高尾、黒河、御藏入地方、御藏入地嶋

新開高

- 一、貳拾石七斗七升六合
- 一、三拾貳石九升六合
- 内 (貳拾貳石五斗五升四合 九石五斗四升貳合)
- 一、八石五斗六升九合
- 一、三拾石六斗六升七合
- 一、拾壹石七斗七升貳合
- 一、八拾三石壹斗八升五合
- 一、拾石四斗五升九合
- 一、三石八斗壹合
- 一、三石八斗五升五合
- 一、七石九升三合
- 一、四斗三升
- 一、壹石七斗六升九合
- 高ノ貳百拾四石四斗七升貳合
- 一、高四石五斗七升
- 一、同四拾七石五斗五升貳合
- 高ノ五拾貳石壹斗貳升貳合
- 都合貳百六拾六石五斗九升四合

黑河 白佐宇村

和泉村 白佐宇村

惠木村

下津村

吉田村

境原村

か井地村

野串村

福井村

津蟹村

宮内村

美濃婦村

知和村

梶田村

甲奴郡御給地分

御調郡御給地分

御藏入新開高

- 一、高壹石四斗貳升八合
- 一、同八斗八升六合
- 一、同四斗三升五合
- 一、同貳石五斗六升壹合
- 一、同壹石壹斗四升
- 一、同貳拾石五斗九升壹合
- 一、同四石壹斗貳升四合
- 一、同四拾五石貳斗壹升五合
- 一、同貳百四石七斗壹升貳合
- 一、同拾石五斗八升貳合
- 一、同四石九斗四升貳合
- 一、同壹石九斗六升
- 一、同七拾石六斗八升六合
- 内 三拾五石三斗六合 三拾五石三斗八升
- 一、高拾四石五斗貳升
- 一、同五拾八石三斗六升六合
- 一、同拾七石六斗四升五合
- 一、同六石壹斗五升壹合
- 一、同壹石五斗六升八合
- 高ノ四百六拾七石五斗壹升貳合
- 一、同三拾四石六斗四合

上ノ村

久山田村

白江村

大藏村

後地村

岩子嶋

大濱村

中ノ庄村

向西村

同入作

野間村

栗原入作

向東村

庄や 藤兵衛

庄や 彌兵衛

向東村入作

重井村

土生村

田熊村

掠之浦

天満屋畠

一、同百拾三石六斗八升九合

高ノ百四拾八石貳斗九升三合

都合六百拾五石八斗五合 元祿十二年丑之御改

同 濱

廣嶋町組村々

- 一、高六百七拾四石七斗八升
- 一、同五百三拾三石
- 一、同貳百七石三斗
- 一、同四百貳拾七石壹斗七升
- 一、同九拾五石四斗五升五合
- 一、同五拾四石五斗九升壹合
- 一、高五拾七石五斗壹升六合
- 一、同四百八拾四石九斗四升
- 一、同五百八拾壹石五斗貳升五合
- 一、同七拾三石六斗七升貳合
- 一、同貳百六拾六石
- 一、同貳百拾壹石四斗壹升九合
- 一、同百拾八石壹斗六升貳合
- 一、同貳拾四石八升五合 (廣島縣史には貳拾四石八斗五合)
- 高ノ三千八百九石六斗壹升五合 村數拾三ヶ村

廣瀨村

觀音村

川田村

船入村

加子町新開

吉嶋新開

六丁目村

國泰寺村

竹尾村 (竹屋村 だらう)

大黒村

比治山村

古川新開

山崎新開

榎木新開

廣嶋町組村々

- 一、高貳拾四石三斗貳升
- 一、同六石三升
- 一、同拾石四斗九升
- 一、同三拾九石四斗
- 一、同壹石六斗六升三合
- 一、同三石六斗
- 一、同四石
- 一、同三石貳斗四升
- 一、同貳拾九石八升七合
- 一、高三石九斗九升七合
- 一、同六石六斗三升三合
- 高ノ百三拾壹石九斗貳升貳合
- 都合三千九百四拾壹石五斗三升七合

廣瀨村

觀音村

川田村

船入村

竹屋村

段原村

比治山村

矢數村 (矢賀村 だらう)

大須賀村

明星院村

白嶋村

安藝沼田郡

- 一、同四百六拾貳石八斗壹升六合 (廣島縣史には四百六十貳石九斗五升六合)
- 一、同四百八拾五石五斗五升
- 一、同五百九拾壹石四斗五升
- 一、同七百六拾壹石貳斗四升六合
- 一、同七百七拾六石七斗七升四合
- 一、高千九百四拾九石四斗壹升四合
- 一、同千貳百貳拾三石六斗四升八合

楠木村

西山本村

本山本村 (東山本村 だらう)

南下安村

北下安村

伴村

小河内村

- 一、同千六百拾貳石四斗四升
- 一、同千四百拾貳石七斗貳升貳合
- 一、同合番石六斗三升四合(廣島縣史には八百三十一石六斗三升貳合)河戸村(阿戸村)
- 一、同七百五石四斗壹升四合(廣島縣史には七百七十七石貳升五合)久地村
- 一、同五百五拾四石七斗四升八合
- 一、同三百三拾壹石七斗七升貳合
- 一、同四百九拾石五斗壹升
- 一、同貳百四拾九石貳斗八升(原本村名缺。)筒瀬村(だらう)
- 一、高五百六拾壹石
- 一、同四百六拾七石(原本村名缺。)温井村(だらう)
- 一、同四百七拾五石
- 一、同七百拾八石壹斗
- 一、同六百八拾貳石(廣島縣史には六百九拾貳石九升六合)
- 一、同五百拾五石
- 一、同四百五拾八石五斗(廣島縣史には四百五十八石九斗貳升六合)後山村
- 一、同六百九拾貳石五升八合
- 一、同三百六拾貳石貳斗
- 一、同三百三拾五石六斗
- 一、高七百九拾五石
- 一、高八百八石三斗
- 一、同八百六石壹斗
- 一、同六百六石八斗
- 一、同七拾三石

緑井村
西平村(西原村)
河戸村(阿戸村)
久地村
長束村
長樂寺村
打越村
東原村
中須村
大町村
新庄村
中調子村
後山村
大塚村
相田村
毛木村
吉山村
上安村
八木村
高取村
宮野村

- 一、同四拾七石八斗九升五合
 - 一、同八拾四石五斗四升四合
 - 一、同貳百拾七石七斗九升
 - 高壹万六千五百五石貳斗壹升四合 村數合三拾壹ヶ村
- 安藝安藝郡**
- 一、高九百六拾八石八斗三升
 - 一、同八拾九石九斗三升七合
 - 一、同千六石壹斗
 - 一、同三百九拾八石七斗六升七合
 - 一、同千零九拾石壹斗七升七合(廣島縣史には千貳百九十九石一斗七升四合)温原村(温品村)
 - 一、同合番石三斗四升貳合(廣島縣史には三百五十九石貳斗壹升四合)船越村
 - 一、同三百四拾五石六斗六升貳合
 - (廣島縣史には海田市三百貳十三石五斗貳合、外二新町屋敷十貳石一斗六升二合)海田市
 - 一、同八百七拾六石七斗
 - 一、同九百八拾五石
 - 一、同千三百拾九石四斗壹升五合
 - 一、同七百七拾貳石壹斗(廣島縣史には七百七拾貳石三斗)
 - 一、同六百七拾七石四斗
 - 一、同百九拾壹石四斗貳升六合
 - 一、同八百拾四石
 - 一、同壹萬石四斗壹升貳合(廣島縣史には三百九拾貳石七斗六升五合)敬古屋村(警固屋村)

江侍村(江場村)
箱嶋村
川田村
牛田村
新山村
中山村
矢賀村
海田市
上瀬野村
下瀬野村
矢野村
坂村
庄村
山田村
和庄村

- 一、同千貳百九拾四石四斗四升九合
- 一、同千三百五拾六石壹斗五升(廣島縣史には千三百五拾四石四斗貳升六合)瀬戸田嶋(瀬戸島)
- 一、同千六百石七斗八升六合(廣島縣史には千六百五拾八石九斗)渡子嶋
- 一、高五百八拾石九斗
- 一、同九百拾八石五斗五升九合(廣島縣史には九百八拾八石五斗五升七合)仁保嶋
- 一、同五百四拾五石五斗七升八合
- 一、同千八拾壹石五斗貳升
- 一、同貳千三百九拾七石四斗六升壹合
- 一、同九百九拾貳石貳斗三升壹合
- 一、同千六百六拾五石五斗八升
- 一、同千七百拾石五升
- 一、同貳千五百五拾八石六斗五升
- 一、同百六拾壹石三斗
- 一、同百拾壹石七斗三升八合
- 一、同五百貳拾七石五升
- 一、同貳百貳拾五石九斗七升
- 一、同八拾三石九斗壹合
- 一、同貳百七拾壹石貳升(廣島縣史には貳百七十壹石貳升四合)
- 一、同五百九拾壹石貳斗八升四合
- 一、同四百五拾石
- 一、同三百八拾貳石五斗六升
- 一、同六百五拾三石八升

瀬戸田嶋(瀬戸島)
渡子嶋
仁保嶋
江田嶋
戸坂村
府中村
畑賀村
奥海田村
中野村
熊野村
川角村
栃原村
焼山村
押込村
平谷村
大屋村
吉浦村
宮原村
段原村
大須か村

安藝高田郡

- 一、同三拾四石八斗九升貳合
 - 一、高三拾九石壹斗四升四合
 - 一、同五百四拾石九斗九升七合
 - 一、同貳百拾貳石四斗七升(廣島縣史には貳百拾貳石四斗六升九合)苗代村
 - 高(原本記入缺) 村數合四拾壹ヶ村
- 安藝高田郡**
- 一、同千八百五拾石七斗八升
 - 一、同百八拾三石七升四合(廣島縣史には百貳拾六石五斗三升八合)常樂寺村
 - 一、同百四拾五石五斗四升九合
 - 一、同六百五拾五石九斗四升貳合
 - 一、同千四百九拾石六斗八升
 - 一、同千七百三拾九石壹斗八升
 - 一、同貳百九拾壹石貳斗六升
 - 一、同千五百三拾壹石貳斗六升
 - 一、同五百三拾石壹斗貳升
 - 一、同六百九拾三石七斗
 - 一、同七百八石三斗七升貳合(廣島縣史には七百八拾三石三斗七升貳合)穗垣村
 - 一、同千百拾八石壹升(廣島縣史には千八百十八石壹升)
 - 一、同千貳百三拾六石貳斗貳升
 - 一、同貳百貳拾五石八斗八升
 - 一、高百六拾五石四斗壹升
 - 一、同九百壹石四斗

明星院村
白嶋村
尾長村
苗代村
吉田村
山部村
相合村
井原村
志嶋村(志路村)
古屋村
長田村
小越村
有富村
坂村
戸嶋村
國司村
小山村
上小原村

- 一、同八百九拾貳石五斗(廣島縣史には八百一十石一斗八升) 下小原村
- 一、同五百八拾三石九斗五升 高田原村
- 一、同五百九拾三石八升五合 深瀬村
- 一、同貳百九拾九石八斗五升九合 秋町村
- 一、同貳千三拾九石七升九合 栗原村(粟屋村)
- 一、同千五百九石七斗 船木村
- 一、同六百七拾八石壹斗壹升五合 (下甲立村) 中江村
- 一、同三百三拾貳石六斗八升(廣島縣史には三百三十石六斗四升) 房後村
- 一、同貳千五拾七石貳斗七升 佐々部村
- 一、同四百七拾壹石八斗八升七合 羽佐竹村
- 一、同千三百五拾貳石三升八合 三田村
- 一、同四百八拾九石三斗貳升八合 秋山村
- 一、同五百拾三石六斗三升五合 市川村
- 一、同百五拾五石五斗 尚山村
- 一、同四百九拾壹石五斗五升五合 上根村
- 一、同六百四拾八石壹斗 下根村
- 一、同五百九拾六石四斗四升六合 佐々井村
- 一、高三百三拾七石貳斗三升八合 勝田村
- 一、同四百五拾五石六斗六升 上入江村
- 一、同四百四拾八石八斗(廣島縣史には四百八拾八石貳斗) 下入江村
- 一、同四百七拾石五斗貳升 福原村
- 一、同三百六石六斗八升 竹原村

- 一、同七百四拾八石六斗八升八合 土師村
- 一、同三百三拾四石六斗九合(廣島縣史には貳百三十七石八斗七升四合) 長屋村
- 一、同四百四拾七石五斗 中馬村
- 一、同七百八拾九石九斗三升四合 桂村
- 一、同七百貳拾七石九斗八升九合 原村(原田村)
- 一、同貳拾石三升貳合(廣島縣史には來女木村六百八十石七斗三升貳合とある) 妻木村(來女木村)
- 一、同七百拾七石六斗九升 川根村
- 一、同百五拾九石四斗壹升壹合 稼地村
- 一、同貳百九拾石八斗七合 淺塚村
- 一、同八百拾六石壹斗四升八合 生田村
- 一、同千三百貳拾四石五斗四升(廣島縣史には千三百貳拾四石五斗貳升) 多治比村
- 一、同千三百八石七斗七合 横田村
- 一、同貳百九拾五石九斗五升九合 桑田村
- 一、同千五百八拾三石九斗九升七合 北村
- 一、同貳百拾八石壹斗 西浦村
- 一、高六百九拾七石八斗八升(廣島縣史には六百九十七石八升) 常友村
- 一、同五百石 山手村
- 一、同千貳百六拾石三斗五升貳合 本村
- 一、同百四拾三石六斗四升 高野村
- 一、同四百三石七斗五升 川本村
- 高(原本記入缺) 村數五拾八ヶ村

安藝高谷郡 (高宮郡の誤であらう)

- 一、同七拾貳石三升(廣島縣史には七拾貳石三斗) 哥部町
- 一、同六百四拾壹石六斗四升三合 上中ノ村
- 一、同四百(原本四百とあるが廣島縣史には四百九拾八石三斗五升七合) 下中ノ村
- 一、同五百拾三石五升八合 上四日市
- 一、同貳百七拾五石六斗四升貳合(廣島縣史には貳百七十五石五斗六升七合) 下四日市(原本には此の一行のみ石高村名共に記入が缺けて居る)
- 一、同百六拾壹石壹斗 上原村
- 一、同六百拾三石九斗三升七合 上深川村
- 一、同八百六拾石五斗八升六合 中深川村
- 一、同五百六拾石四斗七升九合 下深川村
- 一、同三百八拾六石八斗貳升三合 小河原村
- 一、同九拾六石八斗壹升四合 末光村
- 一、高貳百六拾六石貳斗 中嶋村
- 一、同四百九拾九石壹斗九升貳合 榎田村(福田村か)
- (廣島縣史に福田村は四百九十九石一斗九升四合とある)
- 一、同七百五拾壹石六斗四合 狩留家村
- 一、同貳百三拾六石壹升 水落村
- 一、同六百六拾貳石壹斗壹升壹合 大毛寺村
- 一、同六百三拾石八斗八升 勝木村
- 一、同九百三拾貳石五斗六升 飯室村
- 一、同千拾八石八斗四升 鈴張村
- 一、同八拾貳石四斗六升六合 關屋村
- 一、同百三石貳斗七合 九品寺村

- 一、同五百五拾石貳斗八升六合 綾か谷村
- 一、同四百六拾七石三斗六升 岩之上村
- 一、同八百四拾六石六升四合 下町屋村
- 一、同五百三拾七石六斗壹升 上町屋村
- 一、同三百七拾四石壹斗八升四合 馬木村
- 一、同貳百五拾壹石四斗五合 諸木村
- 一、同千石八斗貳升 北庄村
- 一、同五百四拾石九斗七升壹合 久田村
- 一、同五百七石 小田村
- 一、同七百四拾石七斗壹升(廣島縣史には七百四拾七石一升) 桐原村
- 一、高八百貳拾六石六斗六升七合 大林村
- 一、同貳百貳拾三石七斗九升 南原村
- 一、同五百六拾石九斗五升 矢村
- 高(原本記入缺) 村數三拾五ヶ村
- 外、五百三拾三石六斗五升 東野村分り

安藝山縣郡

- 一、同九百六拾九石九斗 穴村
- 一、同貳百拾七石 坪野村
- 一、同四百三拾三石五斗 津波村
- 一、同千貳百八拾八石五斗八升(廣島縣史には千貳百八拾石) 加計村
- 一、同三百三拾壹石六斗壹升 下筒關村(下筒賀村)
- 一、同五百三拾八石八斗五升 中筒關村(中筒賀村)

- 一、同四百五拾九石五斗四升 上筒關村(上筒賀村)
- 一、同八百貳拾七石(廣島縣史には殿河内村) 藤河内村(殿河内村)
- 一、同千六百六拾貳石(廣島縣史には千六百六拾六石四斗三合) 戸河内村
- 一、同千五百九拾石八斗四升六合(廣島縣史には千五百九拾九石八斗四升九合) 本地村
- 一、同五百貳拾貳石四斗六升三合 石井谷村
- 一、同貳百八拾五石貳斗八升 木次村
- 一、同九百五拾三石三斗三升 南方村
- 一、高四百九拾七石九斗八升九合 丁保余原村
- 一、同四百九石六斗六升 河井村
- 一、同九百八拾九石七斗貳升六合(廣島縣史には五百八十九石七斗貳升六合) 宗森村
- 一、同四百九石八斗六升壹合 川東村
- 一、同三百八拾四石三斗貳升九合 川西村
- 一、同五百拾九石四斗 壬生村
- 一、同百三拾七石壹斗貳升 古保利村
- 一、同千四百拾九石四斗五升四合 有田村
- 一、同五百壹石六斗六升(廣島縣史には五百壹石九斗六升) 後有田村
- 一、同九百七拾壹石四升 今田村
- 一、同三百拾八石 春木村
- 一、同貳百六拾五石貳斗六升 有間村
- 一、同貳百七拾五石四斗六升四合 溝口村
- 一、同七百貳拾九石九斗貳升八合 寺原村
- 一、同五百貳拾三石五斗八升九合(廣島縣史には五百貳拾三石五斗貳升九合) 藏迫村

- 一、同千壹石九斗壹升五合 川戸村
- 一、同五百貳石壹斗八升 岩戸村
- 一、同三百八拾四石(廣島縣史には三十八石四斗とある) 宮迫村
- 一、同百三拾五石五斗八升五合 中山村
- 一、同七百七拾七石貳斗八升三合 吉木村
- 一、高七拾八石六斗 川小田村
- 一、同五拾石壹斗四升 南間原村(南門原村)
- 一、同百三拾石七斗八升四合(廣島縣史には百三拾四石七斗八升四合) 田原村
- 一、同百六拾石七斗三升 上石村
- 一、同九拾四石四斗 中祖村
- 一、同百拾四石貳斗 奥本石村(奥中原村)
- 一、同九拾四石四斗六升(廣島縣史には九拾四石四斗六合) 敬所村(政所村)
- 一、同六拾九石六斗壹升八合 米澤村
- 一、同七百貳拾五石七斗貳升貳合 都友見村(都志見村)
- 一、同九百九拾六石壹升 戸谷村
- 一、同三百七拾四石八斗五升壹合 中原村
- 一、同千八百九拾六石八斗四合(廣島縣史には千八百九十六石八斗四升) 大塚村
- 一、同三百三拾五石六斗四升五合 穂原村(移原村)
- 一、同百三拾四石九斗貳升三合 今吉田村
- 一、同五百七拾七石四斗壹升(廣島縣史には五百七拾七石四斗五升) 志路原村
- 一、同貳百八拾六石四斗七升六合 阿坂村
- 一、同六百四拾七石六升貳合

橋山村

一、同八拾四石七斗 高(原本記入缺々) 村數合七拾四ケ村

安藝佐伯郡

- 一、高貳千三百八拾四石五斗 西能美嶋
- 一、同八百六拾六石 東能美嶋
- 一、同八百六拾六石 飛渡瀬村
- 一、同九拾八石 柿浦村
- 一、同百貳拾貳石 大君村
- 一、同百五拾壹石 大原村
- 一、同百五拾貳石 小古江村
- 一、同百六拾壹石 深江村
- 一、同八拾四石七斗 中村
- 一、同七拾七石九斗 大王村
- 一、同貳拾貳石 岡村
- 一、同貳拾三石九斗 畑村
- 一、同三拾七石九斗 是長村
- 一、同拾八石 高祖村
- 一、同三拾石 三吉村
- 一、同五拾石 高田村
- 一、同七拾石五斗 津久茂村
- 一、同九拾石 高千八百六拾六石

- 一、同三百拾六石六升貳合(廣島縣史には三百拾六石六升八合) 長篠村
- 一、同百九拾壹石九斗 西八幡原村
- 一、同百五拾壹石九斗壹升六合 東八幡原村
- 一、高百四拾壹石 荒神原村
- 一、同六拾壹石六斗 宮地村
- 一、同百貳拾石貳斗七升四合(廣島縣史には百貳拾石貳斗七升四合) 苜屋形村
- 一、同百貳石六斗九升(廣島縣史には百貳拾石六斗九升) 細見村
- 一、同八拾六石貳斗四升(廣島縣史には八拾六石貳斗七升) 小原村
- 一、同貳百五拾壹石五斗(廣島縣史には貳百拾五石五斗) 下石村
- 一、同三拾石 海通寺村(海應寺村)
- 一、同百貳拾三石 舞岡村(舞綱村)
- 一、同八百三拾貳石四斗 新庄村
- 一、同百五拾九石六斗 奥原村
- 一、同百貳拾四石四斗 雲料村(雲耕村)
- 一、同貳百五拾八石 西宗村
- 一、同貳百拾貳石五斗四升三合 筏津村
- 一、同百七拾石三升四合 大暮村
- 一、同九拾三石六斗 大利原村
- 一、同貳百九拾四石五斗 才乙村
- 一、同百四拾四石六斗四合(廣島縣史には百四拾四石六斗四升) 高野村
- 一、同百拾八石七斗 土橋村
- 一、同九拾石三斗 草安村
- 一、同九拾石三斗 野々原村

六ヶ村

- 一、同四百貳拾石八斗
 - 一、高七百三拾四石七斗三合
 - 一、同三百壹石五斗(廣島縣史には三
百壹石五斗九升)
 - 一、同千七百七石七斗八升
 - 一、同七百四石七斗九升八合
 - 一、同八百八拾三石七斗五升
 - 一、同六百八石五斗(廣島縣史には
六百八石五升)
 - 一、同三百四拾八石五斗
 - 一、同六百三拾四石八斗貳升四合
 - 一、同三百六拾三石三斗
 - 一、同四百三拾貳石六斗八升
 - 一、同四百四拾六石
 - 一、同貳百貳拾九石八斗
 - 一、同四百六拾七石貳斗四升
 - 一、同百拾三石壹斗
 - 一、同八拾六石八斗五升壹合
 - 一、同百拾四石八斗三升(廣島縣史には四百
十四石八斗三升)
 - 一、同貳百六拾壹石五斗七升壹合
 - 一、同八拾石貳斗
 - 一、同貳千貳百三拾九石七合
 - 一、同三百六石壹斗四升
 - 一、高七拾九石貳斗四升四合
- 鹿川村
己斐村
井口村
五日市村
佐方村
八日市村(廿日市村
だらう)
地之御前村
菅澤村
古江村
和田村
麥谷村
下村
皆永村
中須か村
寺地村
高井村
利相村(利松村
だらう)
和田村
山田村
石内村
上小深川村
下小深川村

- 一、高六百四拾三石壹斗貳升
 - 一、同三百貳拾六石貳斗七升貳合
 - 一、同百四拾貳石九升
 - 一、同貳百四拾貳石七斗四升八合
 - 一、同四百五拾四石九斗六升五合
 - 一、同四百三拾六石壹斗貳升(廣島縣史には四百
三拾六石三斗貳升)
 - 一、同三百八石四斗六升七合(廣島縣史には三百
八石四斗六升三合)
 - 一、同三百拾石六斗八升三合
 - 一、同貳百三拾石
 - 一、同千九百九拾七石貳升八合
 - 一、同五百七拾三石三斗三升七合
 - 一、同千貳拾四石五斗六升三合
 - 一、同三百七拾八石九斗七升五合
 - 一、同三百拾九石四斗五升
 - 一、同三百四拾五石五斗六升四合(廣島縣史には三百拾
五石五斗六升四合)
 - 一、同六百貳拾貳石四斗
 - 一、同貳百三拾壹石三斗壹升
 - 一、同五石石三斗壹升(廣島縣史には吉和村千八百
九拾七石一升五合とある)
 - 一、同九百五石六斗七合(廣島縣史には九
拾五石六斗七合)
 - 一、高百拾四石四斗四升八合
 - 一、同百三拾壹石八斗壹升八合(廣島縣史には百三十
一石八斗一升五合)
 - 一、同千貳百拾七石五斗六升七合
 - 一、同七百四拾六石五斗四升貳合
- 上河内村
下河内村
寺田村
保田村(保井田村
だらう)
倉重村
三宅村
屋代村
平良村
原村
白砂村
葛原村
上伏谷村
多田村
寄山村(虫所山村
だらう)
吉北村(吉和村
だらう)
飯山村
中道村
津田村
栗栖村
淺原村

安藝加茂郡

- 一、同四百石
 - 一、同五百八拾石九斗五升(廣島縣史には五
百八十九石五斗)
 - 一、同三百石(廣島縣史には三
百三十三斗貳升)
 - 一、同九百七拾四石八斗六升三合(廣島縣史には四百七
十四石八斗六升三合)
 - 一、同千六百六拾六石壹斗貳升七合
 - 一、同百七拾壹石四斗九升五合
 - 一、同九百三拾壹石四斗六升貳合
 - 一、同百六石三斗八升
 - 一、同百貳拾石四斗貳升
 - 一、同百貳拾石四斗貳升
 - 一、同八拾石八斗
 - 一、同百貳拾七石五斗六升
 - 一、同百三拾七石三斗
 - 一、同九拾石四升壹合
 - 一、同三百貳拾五石四斗壹升
 - 一、同百六拾四石八斗八升七合
 - 一、高四百七拾壹石三斗六升七合
 - 一、同百三拾石四斗六升
 - 一、同三百九拾八石壹斗五升貳合
 - 一、同六拾六石
- 河内原村(河津原
だらう)
友田村
長原村
宮内村
峠村
口谷尻村
大野村
渡瀬村
松か原村
奥谷尻村
後原村
小栗林村
大栗林村
谷和村
久波村
黒川村
小方村
細見村(油見村
だらう)
大竹村
小野村

- 一、同七百九拾四石六斗五升八合
 - 一、同百石貳斗九升七合
 - 一、同百三拾石壹斗五升六合
 - 一、同六百七拾八石貳斗壹升八合
 - 一、同七百貳拾五石八斗九升四合
 - 一、同貳千九拾貳石四斗壹升八合
 - 一、同九百五石九斗六升六合
 - 一、同九百六拾壹石五斗五升五合(廣島縣史には九百六
十一石五斗五升一合)
 - 一、同七百九拾貳石貳升四合
 - 一、同貳百拾石八斗九升五合(廣島縣史には貳百
拾石六斗九升五合)
 - 一、同百三拾九石三斗貳升三合
 - 一、同百貳拾貳石三斗三升八合
 - 一、同四百拾七石七斗
 - 一、同六百九石九斗三升四合
 - 一、同六百壹石五斗三合
 - 一、高三百八拾石九斗八合
 - 一、同百五拾壹石七斗七升五合
 - 一、同九百六拾三石六斗五升九合
 - 一、同千五百五拾八石貳斗八升三合
 - 一、同九百九拾九石四斗四升壹合
 - 一、同六百貳拾壹石三斗九升五合
- 内海村
下垣内村
三津口村
風早村
下市村
竹原西村
竹原東村
西條東村
大田村
兼廣村
四日市村
福本村
川尻村
内海跡村
女子畑村
小松原村
上津村(三津村
だらう)
下野村(下野村は後に
ある、全く重複)
次郎丸村
志芳内村

- 一、同千八百七拾五石六升八合 志芳坂村(志和堀)
- 一、同四百五拾九石七斗六升四合 志芳西村
- 一、同千六百六石四斗五升三合 志芳東村
- 一、同貳百九拾石八斗 宗吉村
- 一、同三百貳拾六石壹斗 原飯田村
- 一、同四百五拾八石貳斗七升 正力村
- 一、同七百三拾石(廣島縣史には七百三十九石) 高屋堀村
- 一、同千拾石四斗三升四合 高屋東村
- 一、同六百六拾石八斗壹升三合 七條村
- 一、同貳百拾壹石三斗七升五合 糺坂村
- 一、同貳百九拾三石九斗八升 米滿村
- 一、同七百五拾壹石三升 溝口村
- 一、同八百八拾九石八斗五升六合 上三永村
- 一、同三百四拾八石壹斗七升八合 下三永村
- 一、高千三百六拾七石貳斗九升七合 篠村
- 一、同千六拾石三斗六升九合(廣島縣史には千六拾六升九合) 御蘭宇村
- 一、同六百貳拾貳石九斗九升六合 新庄村
- 一、同貳百三拾八石四斗 宗近村
- 一、同貳百六拾石九斗 小多田村
- 一、同四百四拾壹石九斗五升貳合(廣島縣史には百四十一石九斗五升) 大多田村
- 一、同百六拾九石七斗 菅田村
- 一、同六百八拾貳石壹斗 津田村(津江村)

- 一、同三百七拾六石七斗三升 兼澤村
- 一、同貳百三拾八石四斗六升 郷原村
- 一、同八百七石九斗九升七合(廣島縣史に郷原村は六百七十一石八斗四升とあり、此石高は郷村のもので全く誤りとおもふ) 仁方村
- 一、同貳百五拾壹石九斗四升四合 白市村
- 一、同五拾九石七升五合 上保田村
- 一、同九百六拾九石七斗壹升四合 別府村
- 一、同千九百九拾九石四斗壹升 奥屋村
- 一、同七百四拾六石七斗貳升壹合 冠村
- 一、同五百三拾石八斗六升 飯田村
- 一、同貳百三拾石壹斗壹升七合 造賀村
- 一、同八百拾四石貳斗 坪原村(行原村歟)
- 一、同貳百三拾五石四升九合(廣島縣史には二百三十五石四斗四升九合) 眞重村
- 一、同百貳拾三石 重道村(重兼村)
- 一、高四百四拾壹石七升七合(廣島縣史には四百四十三石七升七合) 助實村
- 一、同貳千五拾三石四斗壹升 寺家村
- 一、同七百拾貳石九斗三升四合 下見村
- 一、同四百八拾石三斗三升 熊野跡村
- 一、同四百六拾貳石四斗六升 吉川村
- 一、同百六拾石五斗 吉郷村
- 一、同貳百拾壹石四斗 小比曾村
- 一、同三百三拾五石四斗 大河内村
- 一、同三百三拾五石四斗 大澤村

- 一、同貳百四石八斗壹升四合 馬木村
- 一、同五百七石五斗八升六合 國近村(森近歟(國近森近での高である))
- 一、同四百七拾壹石七斗八升七合 南方村
- 一、同七百八拾五石四斗 能火ノ尾村(乃美尾)
- 一、同貳百貳拾四石三斗 中畑村
- 一、同百四拾八石八斗九升五合 赤向坂村
- 一、同百六拾貳石七斗四升貳合 原ノ畑村
- 一、同三百拾六石 中切村
- 一、同貳百九拾七石七斗三升七合(廣島縣史には貳百九十七石三斗三升七合) 丸山村
- 一、同三百六拾貳石八斗 市飯田村
- 一、同百五拾五石 切田村
- 一、同貳百貳拾石五斗九升三合(廣島縣史には千四百貳拾四石三斗九升三合) 廣村
- 一、高八百八拾石六斗九合 阿賀村
- 一、同百貳拾八石貳斗三升 内平村
- 一、同九拾壹石 川角村
- 高(原本記入缺)
- 一、同貳百三拾八石四斗六升 郷村
- 一、同三百七拾石四斗三升五合(廣島縣史には三百九十石四斗一升五合) 大畠村
- 一、同七拾石四斗九升八合(仁方村は既に掲げてある姑く後考を待つ)にかま村(仁方か)
- 一、同天百七拾石五斗五升六合(廣島縣史には千八百七十二石五斗一升六合) 原村
- 一、同五百貳拾八石六斗四升 田口村
- 一、同百貳拾九石壹斗四升壹合 十文字
- 一、同千五百五拾八石貳斗八升八合 下野村

- 一、同貳百八拾三石三斗八升八合 中嶋村
- 一、同四百五拾九石壹斗壹升八合 右同斷村(吉行村)
- 一、同貳百貳拾壹石八斗八升八合 檜山村
- 一、同四百拾貳石 稻木村
- 一、同五百三石壹斗 宮領村
- 高(原本記入缺)
- 一、高三千七拾八石四斗三升八合 生口嶋
- 一、同三百四拾三石五升八合 瀬戸田村
- 一、同貳百五拾九石七斗三升 福田村
- 一、同貳百六拾壹石(廣島縣史には貳百六十四石) 垂水村
- 一、同百五拾壹石 萩村(萩村で)
- 一、同貳百貳拾七石 宮原村
- 一、同百八拾六石四斗四升三合 御寺村
- 一、同百八拾三石三斗 原村
- 一、同貳百貳拾三石(廣島縣史には貳百貳拾三石四斗貳升四合) 洲之江村
- 一、同四百五拾九石三斗 双荷村(名荷村)
- 一、同貳百五拾三石七斗七升九合 林村
- 一、同三百壹石八斗八升八合 中浦村(中野村)
- 一、同百貳拾七石四斗三升八合 澤村
- 一、同百壹石五斗貳合 廣田村(鹿田村)

一、同三千貳百貳石壹斗六合

大崎村

内

一、八百三拾七石五斗

東野村

一、七百五拾四石三斗

中野村

一、四百拾貳石壹斗

原田村

一、百五拾石五斗

大串村

一、百九拾四石五斗六合(廣島縣史には百九十四石五斗)

明石方村

一、百八拾貳石壹斗

沖浦村

一、三百拾八石壹斗

大長村

一、三百五拾三石壹斗

久比村

一、高三千八百九拾三石五斗七合

安直村

内

一、四百三拾石七斗四升九合

松江村

一、貳百四拾五石四斗六合

小平村小原村

一、五百貳拾五石七斗壹升三合

宗定村ツツシ

一、九百拾壹石七斗(廣島縣史には九百一十一石七斗)

納所村

一、三百三拾四石貳斗九升

末廣村

一、四百三拾四石八斗五升八合

本市村

一、七百壹石九斗八升壹合

七寶村

一、三百九石四斗四升

片嶋村

一、高四百拾石貳斗八合

高根嶋

一、同百五拾六石六斗

向田之浦

一、同百七拾三石三斗七升

大濱村

一、同三百三石九升

豊嶋村

一、同(原本約三字缺)六斗九升九合(廣島縣史には三石六斗九升九合)いつき嶋村

一、同九百六拾九石五斗

木之谷村

一、同八百貳拾七石七斗

吉名村

一、高百七拾七石貳斗七升四合

高崎村

一、同百六拾七石八斗九升八合

福田村

一、同千八拾五石五斗

田方里村

一、同九百七拾貳石貳斗六合(廣島縣史には九百七十三石貳斗六合)萩路村

一、同貳千五百三拾九石六斗八升五合

本郷村

一、同三百五拾五石三斗三升八合

須浪村 三原領

一、同八百拾八石六斗九升

沼田下村

一、同千貳百五拾四石貳斗六合

小坂村

一、同四百三拾四石三斗

兩名村

一、同九百拾石六斗七升

末光村

一、同四百拾七石六斗四升壹合(廣島縣史には四百一十七石一斗四升一合)釜山村

一、同八百石

小泉村

一、同貳千五百拾石貳斗貳升壹合(廣島縣史には貳千五百五拾石貳斗貳升壹合)南方村

一、同千貳百三拾七石三斗六升

上北方村

一、同千貳百四拾石四斗六升八合

下北方村

一、同三千三拾壹石五斗九升四合

船木村

一、同千貳百九拾石八斗五升

眞良村

一、百拾六石貳斗八升壹合

別迫村

内

一、同百七拾七石

土取村

一、高四百五拾壹石壹斗五升貳合

中之村

一、同貳百拾壹石

小林村

一、同貳百拾七石五斗

別所村

一、同百七拾八石貳斗

福田村

一、同千四百七拾五石七斗五升

大草村

一、同六百六石六斗貳升貳合

北木村(和木村)

一、同貳百七拾六石壹斗壹升六合

大具村

一、同六百八拾七石六升九合

椋梨村

一、同三百拾三石貳斗九升七合

下草井村

一、同三百四石

上草井村

一、同千三百三拾壹石壹斗

安宿村

一、同三百八拾三石八斗貳升壹合

鍛冶屋村

一、同千貳百七拾貳石六斗貳升(廣島縣史には千貳百七拾貳石九斗四升四合)清武村

一、同千五百拾壹石三升

乃美村 三原領

一、貳百九拾七石貳升九合(廣島縣史には貳百九十七石貳升六合)別府村

一、同千六百五拾五石六斗七升

久芳村

一、千八百七拾石三斗五升貳合

入野村

一、同九百貳拾貳石壹斗七升

小谷村

一、同貳百七拾六石

上河内村

一、同五百拾四石九升四合

中河内村

一、高貳百貳拾壹石九斗五升(廣島縣史には貳百一十一石九斗五升)下河内村

一、同千貳百五石

河戸村

一、同千五百石五斗六合(廣島縣史には千五百石六斗六合)小田村

外 志

藝州廣島領備後安藝石高

一、同千四石

上山村(宇山村)

一、同七百七石六升

能良村

一、同千八百貳拾石九斗三升九合

戸野村

一、同九百六拾五石六斗(廣島縣史には六百六十五石六斗)造賀村

一、同貳百五拾四石壹斗九升七合

上竹仁村

一、同八百八拾四石貳斗四升四合

下竹仁村

高(原本記入缺)

安藝八郡 高(貳拾九万八千三百六拾壹石九斗六升七合) 此村數五百貳拾六箇村

備後世羅郡

一、高八百四拾四石五斗四升三合

川尻村

一、同六百八拾七石五斗八升

赤屋村

一、同八百八拾六石壹斗五升六合

小谷村

一、同五百五拾四石四斗九升四合(廣島縣史には五百四十四石四斗九升五合)松崎村

一、同八百八拾六石五斗六升

松尾村

一、高六百貳拾八石三斗九升七合

別迫村

一、同千九百九拾八石九斗三升九合

小童村

一、同七百貳拾貳石五斗(廣島縣史には七百貳拾貳石五斗)宇賀村

一、同五百三拾三石四斗

戸張村

一、同七百六石七斗九升

安田村

一、同九百九拾六石七斗三升

西上原村

一、同六百六拾四石壹斗三合(廣島縣史には六百六拾四石一升三合)東上原村

- 一、同千三百三拾八石六斗六升四合 大田本郷村
- 一、同千三百四拾九石三升 重永村
- 一、同八百八拾四石三斗四升貳合(廣島縣史には八百八十八石八斗四升貳合) 寺町村
- 一、同四百四拾貳石貳斗貳升三合 井堀村
- 一、同五百七石壹斗七升四合 東神崎村
- 一、同三百六拾貳石八合 西神崎村
- 一、同四百七拾六石六升五合 田町村(田打村)
- 一、同貳百七拾石三斗貳升貳合 相山村青山村之
- 一、同百三拾七石壹斗八升 三郎丸村
- 一、同三百九拾五石九斗四升四合(廣島縣史には三百九十五石九斗四合) 中原村
- 一、同五百四石壹斗三升壹合(廣島縣史には五百四十四石一斗三升貳合) 堀越村
- 一、同四百拾壹石九斗壹合(廣島縣史には四百一十一石九斗八合) 京丸村
- 一、同三百六拾七石七升六合(廣島縣史には三百六十七石一斗四升四合) 香水村
- 一、同五百拾八石三斗三升貳合(廣島縣史には五百八十八石三斗三升三合) 灰原福田村
- 一、高千五拾六石七升九合(廣島縣史には千五百六十六石九升七合) 上徳良村
- 一、同六百九拾石八斗四合 下徳良村
- 一、同貳百貳拾五石九斗三升七合 藏宗村
- 一、同九百六拾七石壹斗四升四合 吉原村
- 一、同百拾八石四斗五合 中村
- 一、同六百四拾三石七斗壹升五合 上野山村
- 一、同三百九石壹斗 青歩村(壹歩村)
- 一、同千百拾壹石四斗八升四合 敷名村
- 一、同八百九拾四石八升四合 上津田村

- 一、同八百四拾六石九斗貳升貳合 下津田村
- 一、同九百四拾壹石四斗五合 小國村
- 一、同四百五拾四石壹斗三升壹合 黒川村
- (校訂者曰、廣島縣史には黒瀬、瀨は淵の誤と認む、村が四百五十四石一斗三升一合、黒川村が九百八十四石六升九合となつて居る)
- 一、同五百七拾三石三斗 山中細田村(山中福田)
- 一、同三百貳拾三石貳斗七升四合 飯田村
- 一、同五百拾壹石四斗三升 長田村
- 一、同千拾貳石七斗貳升壹合 徳市村
- 一、同千五百貳拾七石四斗貳升六合 本村萩原村之
- 一、同百六拾壹石六斗三升八合 篠村
- 一、同九百八拾四石六升九合 黒淵村
- 一、同千四拾三石五斗六升三合 津郷村
- 一、同四拾貳石七斗五升五合 甲山村
- 一、同七百拾貳石三斗九升六合 小世羅村
- 一、同千三百四拾貳石六斗 伊尾村
- 高(原本記入缺)
- 一、高七百五石三斗九升八合 吉舎村
- 一、同三百貳拾石壹升八合 三室村(三玉村)
- 一、同五百貳拾貳石貳斗七升七合 灰塚村

- 一、同三百拾九石壹斗四升五合 檜村
- 一、同四百拾九石壹斗壹升 辻村
- 一、同百八拾三石貳斗五升 吉舎河内村
- 一、同貳百貳拾壹石壹斗八升 雲追村(雲通村)
- 一、同貳百七拾七石五斗八升貳合 丸田村
- 一、同四百七拾三石三斗三升 清綱村
- 一、同六百八拾壹石貳斗三升 安田村
- 一、同貳百四拾六石五斗貳升 矢野地村
- 一、同三百拾七石三斗九升七合 海田原村
- 一、同貳百拾四石七斗五升六合 矢井村
- 一、同九百三拾四石四斗壹升七合 敷地村
- 一、同四百七拾石貳斗三升七合 長田村
- 一、同百拾三石三斗九升貳合 木乗村
- 一、高三百五石四斗貳合(廣島縣史には三百五十三石三斗四升貳合) 志幸村
- 一、同千貳百貳拾九石三斗五升 太田幸村
- 一、同貳百九石四斗 小田幸村
- 一、同三百五拾石七斗 上田村
- 一、同三百四拾八石八斗八合(廣島縣史には三百四十八石八斗八合) 石原村
- 一、同六百三拾六石八斗八升八合 鳥井村(糸井村)
- 一、同七百拾四石六斗三升 三若村
- 一、同三百六拾七石四斗貳升三合 有原村
- 一、同三百八拾五石七斗五合 海渡村
- 一、同九百六石九斗六升五合 迫神村

- 一、同七百三拾九石六斗七升六合(廣島縣史には七百三拾九石六斗七升五合) 高杉村
- 一、同六百七石壹斗七升壹合 江田川地村(江田川之内)
- 一、同千三百拾貳石貳斗五升六合(廣島縣史には千三百拾石貳斗五升六合) 和知村
- 一、同千七百六拾貳石七斗壹升三合 向江田村
- 一、同貳百拾六石七斗壹升五合 萱瀨村
- 一、同五百六拾八石三斗五升八合 仁賀村
- 一、同百九拾石六斗貳升 光清村
- 一、同百貳拾八石五合 豊原村(棗原村)
- 一、同八拾九石七斗三升八合 大谷村夏目村
- 一、同三百貳拾七石三升(廣島縣史には三百貳拾七石三斗) 多利村
- 一、同九百九拾三石七斗九合 三郎坂村(三良坂)
- 一、同貳百六拾壹石五斗壹升八合(廣島縣史には貳百六拾六石五斗一升八合) 岡田村
- 高(原本記入缺)
- 一、高六百貳石六斗八升八合 久里村
- 一、同貳百拾八石壹斗五升三合 大戸村 大塔村也
- 一、同七百拾三石九斗貳升六合 平子村
- 一、同七百三拾石六斗三升四合 大佐村
- 一、同六百三拾三石貳斗三合 入江村
- 一、同百拾九石九升六合 別所村
- 一、同八拾六石六斗三升六合 田鋤村

備後奴可郡

- 一、同百拾壹石八斗七升貳合 尺田村
- 一、同貳百貳拾五石五升九合(廣島縣史には貳百貳拾五石五斗九合) 油木村
- 一、同三百四石七斗九升八合 鳥原村
- 一、同百七拾六石七斗九合 加谷村
- 一、同四百三拾四石四斗 内堀村
- 一、同四百貳拾三石壹斗九升 宇山村
- 一、同八百七拾石七斗九升四合(廣島縣史には八百七拾石一斗九升四合) 戸宇村
- 一、同三百九拾九石貳斗 竹森村
- 一、同貳百七拾四石九斗 中迫村
- 一、同九百拾六石九斗壹升三合 矢代村(久代村)
- 一、同九百石四斗六升九合 大屋村
- 一、同六百三拾八石五升八合(廣島縣史には六百三拾八石五斗八合) 森村
- 一、同百七拾八石六斗八升七合 所尾村
- 一、同八百石 小奴可村
- 一、同五百拾九石七斗九升六合 川鳥村
- 一、同百九拾石五斗九升(廣島縣史には百九拾石五斗九合) 安田村
- 一、同三百石三斗九升六合 荒村
- 一、同百七拾八石三斗壹升九合 上千鳥村
- 一、高百三拾七石四斗七升六合 下千鳥村
- 一、同百八拾三石六斗四升七合 田殿村
- 一、同三百七拾四石三斗 福代村 三原領
- 一、同千四拾壹石六斗九升壹合(廣島縣史には千四拾壹石六斗九升六合) 川東村
- 一、同千七拾八石壹合 川西村

- 一、同七百四拾九石三斗四升壹合 服部村
 - 一、同千八拾五石九斗四升壹合 中野村
 - 一、同貳百七拾壹石七斗貳升貳合 始終村
 - 一、同貳百六拾四石九斗三升三合 山中村
 - 一、同四百貳拾六石九升九合 垣原村(垣原村)
 - 一、同千三百八拾九石壹斗五合 栗田村(栗田村)
 - 一、同百貳拾四石五斗 森脇村
 - 一、同百八拾七石貳斗貳合 小串村
 - 一、同百九拾九石五斗 清原村(清原村)
 - 一、同貳百六拾六石三斗六升(廣島縣史には貳百六拾六石三斗六升七合) 田黒村
 - 一、同五百三拾壹石八斗 東渡村(未渡村)
 - 一、同百拾四石 高尾村
- 高々(原本記入缺々)

備後三上郡

- 一、(高)三百拾八石八升貳合(廣島縣史には三百拾八石八升貳合) 長末村
- 一、同三百六拾貳石四斗四升九合 大久保村
- 一、同四百貳拾八石八斗五升三合 小用村
- 一、同九百九拾石七合(廣島縣史には九百九拾石八斗貳升貳合) 庄原村
- 一、同千八百五拾七石壹升貳合 本村
- 一、同三百七拾四石四斗四升六合 高門村
- 一、同千三石九斗九升七合 峯村
- 一、同七百七拾石九斗六升壹合 春田村

- 一、高貳百九拾四石七斗七升(廣島縣史には貳百九拾四石三斗七升) 是松村
 - 一、同五百八拾八石貳斗六升貳合 新庄村
 - 一、同千四拾五石九斗三升貳合 板橋村
 - 一、同九百四拾九石三斗九升貳合 實留村
 - 一、同百四拾七石三斗四升貳合(廣島縣史には百四拾七石三斗四升三合) 一木村
 - 一、同六百七石九斗八合 川手村
 - 一、同七百貳拾壹石貳斗貳升 川西村
 - 一、同千九百六拾七石貳斗四升八合 高村
 - 一、同五百四拾石九斗九升三合 上谷村
 - 一、同四百三拾九石九斗貳升三合 宮内村
- 高々(原本記入缺々)

備後三次郡

- 一、高百八拾六石三斗八升三合 日下村
- 一、同百七拾九石三斗貳升四合 三原村
- 一、同三百三拾七石壹升四合 大山村
- 一、同三百四拾九石壹斗壹升四合(廣島縣史には三百四拾九石一斗四升四合) 香淀村
- 一、同百七拾五石八斗六升七合 門田村
- 一、同貳百三拾貳石八斗九合 下作木村
- 一、同六拾貳石壹斗九升壹合 大津村
- 一、同貳百拾七石四斗四升七合 伊か知地村(伊賀和志)
- 一、同百六拾七石四斗貳升貳合(廣島縣史には百六拾七石四斗四升七合) 森山西村
- 一、同貳百七拾石壹斗七升八合 森山中村

- 一、同百九拾石壹斗九升七合 森山東村
- 一、同百五拾五石四斗六升五合 岡三淵村
- 一、同五百貳拾五石四斗六升五合 横谷村
- 一、同百三拾七石三斗六合 大畠村
- 一、同百六石七斗五升六合 光守村
- 一、同貳百拾八石八斗八升五合 西野村
- 一、同百四拾三石六斗六升九合 上作木村
- 一、同八百貳拾九石五斗壹升四合 上布野村
- 一、同七百五拾五石四斗貳升貳合 下布野村
- 一、同三百九拾九石五斗貳升九合 戸河内村
- 一、同三百拾九石五斗八升四合 山家村
- 一、同三百三拾五石壹斗七升九合(廣島縣史には三百三拾五石七斗九合) 石原村
- 一、同貳百八拾貳石五斗四升貳合 藤兼村
- 一、同五百七拾六石六斗八合(廣島縣史には五百七拾六石一斗三升) 西倉村(西入君村)
- 一、同貳百三拾六石貳斗九升四合 茂田村
- 一、同五百五拾七石壹斗三升 櫃田村
- 一、同貳百拾七石貳斗八升三合(廣島縣史には貳百拾七石貳斗八升三合) 泉吉田村
- 一、同七百九拾九石六斗貳升 東倉村(東入君村)
- 一、同貳百五拾九石貳斗九升九合 西川内村
- 一、同百五拾九石壹斗八升壹合 小文村
- 一、同千百貳拾八石四斗八升四合 原地村
- 一、同七百八石三斗八升三合 後山村
- 一、同三百四拾石八斗八升 後山村

- 一、同六百拾九石七斗七升貳合 四拾貫村
- 一、同千七百拾八石三斗三升六合 畠敷村
- 一、同六百拾貳石八斗七升八合 西酒屋村
- 一、同七百貳拾石七斗九升六合 東酒屋村
- 一、同三百七拾貳石六斗八升 南畠敷村
- 一、同三百五拾五石壹斗壹升三合(廣島縣史には三百三十五石壹斗壹升三合) 東河内村
- 一、同三百貳拾石壹斗六升 穴笠村
- 一、同四百五拾六石壹斗六合 上早村(上里村)
- 一、同五百七拾七石四斗四升九合 青河村
- 一、同七百拾石八斗貳升三合 下志和知村
- 一、同六百四石八斗四升四合 上志和知村
- 一、同三百八拾壹石壹斗九升三合 下笠村(下川立村)
- 一、高峯路石七斗三升四合(廣島縣史には六百四十六石一斗九升三合) 上笠村(上川立村)
- 一、同百四拾石貳斗四升四合 福田村
- 一、同九百貳拾貳石五斗貳升七合 羽出庭村
- 一、同貳百三拾壹石三升壹合 大力谷村
- 一、同三百五拾石八升壹合 上板木村
- 一、同四百貳拾七石九斗七升壹合 下板木村

高々(原本記入缺)

備後惠蘇郡

- 一、高貳百八拾八石六斗壹升貳合 高茂村
- 一、同五百八拾七石壹斗壹合(廣島縣史には五百八十七石壹斗壹合) 水越村
- 一、同五百三拾三石五斗六升七合 下村

- 一、同貳百八拾九石八斗七升四合(廣島縣史には貳百拾七石七斗九升五合) 尾引村
- 一、高三百貳石貳斗貳升三合 木戸本組
- 一、同貳百五拾六石壹斗七升四合 木戸新組
- 一、同千九拾貳石五斗五升八合 上村
- 一、同貳百九拾壹石六斗八升六合 殿垣村(殿河内村)
- 一、同六百拾石壹斗六升四合(廣島縣史には八百拾石一斗六升四合) 本郷村
- 一、同七百七拾三石壹升三合 市村
- 一、同貳百五拾三石八斗九升壹合 田原村
- 一、同千貳百拾六石六斗壹升三合 下原村
- 一、同千九百九石三斗四升壹合(廣島縣史には千九百九十九石三斗四升一合) 上原村
- 一、同八拾六石九斗七合 三門市村
- 一、同九拾三石壹斗七合 戸郷村
- 一、同五百三拾七石三斗四升七合 川北上組
- 一、同七百七拾石六斗九合 川北下組
- 一、同四百拾五石七斗六升 門田村
- 一、高四百九拾六石三斗四升貳合(廣島縣史には四百九十六石三斗七升八合) 濁川村
- 一、同七百八拾四石壹斗七合 森脇村
- 一、同五百八拾五石三斗四升貳合 比和村
- 一、同貳百六拾貳石六斗壹升貳合 本常村
- 一、同五百三拾五石八斗六升四合(廣島縣史には五百四十九石九斗九升貳合) 木屋原村
- 一、同三百貳拾九石五斗九升九合 古須村(古頃村)
- 一、同三拾貳石三斗三升九合 越原村

高々拾貳万四千百貳拾七石六斗四升三合

備後九郡

村數(原本記入缺)

兩國郡數拾七郡

同村數(原本記入缺)

惣高都合四拾貳万貳千四百八拾九石六斗壹升

外ニ 新涯七百貳拾七ヶ所 元祿十二年丑之改

(校訂者曰ふ、此卷の石高村名は廣島縣史第一編地志第五章市町村第一節舊村高と照較して大部分は其の異なる点を掲げておるが、尙他に誤りがあるかも知れぬことを斷つておく)

- 一、同四百六拾五石四斗八升五合 福田村
- 一、同八百拾貳石壹斗三升三合 小和田村
- 一、同貳百貳石三斗壹升六合 常定村
- 一、同三百三拾九石八斗五升八合 金田村
- 一、同九百拾壹石六斗九升四合 永田村
- 一、同四百六拾五石貳斗五升六合 大月村
- 一、同九百七拾七石九升壹合(廣島縣史には九百七十七石七斗九升壹合) 向泉村
- 一、同九百五拾三石九斗五升九合 湯木村
- 一、同四百三拾七石八斗三升三合 宮内村
- 一、同三百三拾四石七斗八合 竹地谷村
- 一、同貳百貳拾九石八斗五合 貝門田村(奥門田村)
- 一、同貳百三石貳斗七升八合 中門田村
- 一、同貳百貳拾四石九斗七合 下門田村
- 一、同貳百三拾貳石三斗貳升五合 高暮村
- 一、同五百拾貳石壹斗七升九合(十貳石一斗七升九合) 新市村
- 一、同貳百拾九石四升壹合(廣島縣史には貳百拾九石九斗四升壹合) 上里原村
- 一、同三百拾三石九升 南村
- 一、同貳百四拾貳石四升五合 岡大内村
- 一、同四百三拾四石八斗九升七合 和南原村
- 一、同三百壹石五斗貳升五合(廣島縣史には三百四十二石九斗六升四合) 下湯川村

高々(原本記入缺)

備陽六郡志

附録

(校訂者曰ふ。本書は福中圖書館から義倉圖書館に移管された。寫本中には無いのであるが、著者自筆の原本が現存して居る)

宮 原 直 御 編 輯

分郡 鞆

養和元年睦月五日の夜、有儀町にて額田入道西寂を生捕たると、芥川に記せり。源平盛衰記と甚違へり。額田入道トアリ。治承五年二月十七日從伊與國飛脚有て六波羅に着、披狀曰。當國の住人河野介通清、去年の冬之比より謀叛を發て、道前道後の境、高繩の城に引籠。備後國住人額入道西寂、鞆の浦より數千艘の兵船を調て、高繩の城に押寄、通清をは討取れ共、四國猶不靜。西寂、伊豫、讃岐、阿波、土佐、四國を鎮んか爲に、正二月ハ猶伊與國に逗留す。爰に通清か子息四郎通信、高繩城を遁出て、安藝國へ渡りて奴田の郷より三十艘の兵船を調へ、獵船の体にもてなし、忍て伊與國へ押渡り、偷に西寂を伺ひけるをも不知。今月朔日、室、高砂の遊君を集て船遊する所に押寄、西寂を生取、高繩の城に將行て、八付にして父通清か亡魂に祭りたりとも申、又、鋸にてなふり切に頭を切たり共申、異説雜口多といへとも、死亡決定也と云々。

孝靈天皇御子伊豫王之三男、越知親王末孫伊與國司親經

女子

通 清 河野新太夫

通 考 父ト氏ニ殺サル

賴義ノ末子三島四郎

三島大明神ノ申子

通 員 右ニ同

郎ヲ掣トシ河野伊

幼名、物耻ト号、

通 信 中河四郎

與介親清ト号

奴可入道西寂ニ被

殺

承久ノ乱ノ時、三島ノ明神ト忠烈ヲ爭論ス、大忠ノ剛ノ者也

陰德太平記七十曰。初、通清、江州西坂本にて捨子を拾て養育し、後、出雲房宗賢と稱す。通信かれと志を合せ、親の讐奴可入道を討んとするに、流落の身なれハ、空、月日を送けり。然に入道、備後國を恩賞に賜りしか、榮花に誇、鞆の浦に出、室、高砂の遊君をあつめて遊宴す。通信周廻三尺餘の大砲をもとめ、宗賢と二人彼所に赴き、伊與の今治の海士にてい、御遊興と承り、可然肴を得て持參仕いと云。西寂悦て幕の内に招入、盃出す所を、宗賢飛か、西寂を虜にし船にのせ、是ハ河野四郎通信也、父の仇を眞斯するものと云。西寂は高繩の城、通清の墓の前を三度引渡、首を刎けるに、西寂もさるものにて、墓の上に尿す。自レ此して當家に墓を築事を不用とかや。

磯の室の木の古跡知れず。尤、万葉の哥のこく常世にあれとみし人そなきといへれハ、今世しれさるも斷(ことわり)なり。

陰德太平記一に將軍義植、西國下向の處に、磯野室野に夜を明す月や旅寢の鞆のうら阿伏兔の觀音伏拜ト云々。其後大内義興大軍を催し、義植公の供奉し上洛す。永正四年十二月廿八日軍艦を備後國鞆のうらに着たまふ。爰に御越年有。已に永正五年に移りぬ。海日生殘夜、江春入舊年しかハ、雲霞海を出、梅柳江を渡(校訂者所藏の陰德太平記には度ルとある)、春の氣色、南海はやく長閑にて、仙醉(同上泉水とある)山の松のあらしも、今朝よりハ聲温み、白石島の岸の荒浪も、夜の程に穩かなれハ、人の心も自ら春陽の氣に揚々として、上下分外の勇をなす。正月三日出船有と云々。

正平の比、純反兄弟謀反し討手として藤原良文、當浦迄下向しけるか、源賴義に退治せられ事濟たりとき、歸京しけると、前太平記に見へたり。

百貫島遊擊將軍か墓あり。鞆の口碑に傳ふる所者、陰德太平記に載するといひし。文錄(祿)二年三月中旬、遊擊將軍沈惟敬、大明より來り誓紙を以て和睦してけり。慶長三年八月十八日大閣秀吉公、於伏見城薨去ならせ給ひけり。去々年九月沈惟敬來朝して大閣に奉調、渠、懷中より丸藥取出し服用す。公それハ何の藥也哉と尋させ玉へは、是ハ老人の若返る良藥にていと申す。公老て二たひ若ならん樂は日本にかへても求まほしき物を、我に得させよと宣ひけれハ、即、奉けり。其座に輝元、利家、善乗坊など伺公(伺候)しけるに、公其人々にも給りけれ共、利家、輝元は、かゝる藥、古より有といふ事を不聞、怪とおもひ服する様にて頓て懷中す。善乗坊ハ即吞けるゆへ、公と同年に死去せられぬ。公、長生し玉ハ、大明一統に征伐せらるへし。然者、沈惟敬か一身を捨て大明國中の人を救ハ大忠なるへきと思惟して、鳩毒を良藥と偽て我身も服し公にも奉りけるときこへしか、渠か謀の中におとされて、はかなくならせ給ふこそ口惜けれと云々。又、鞆の語にハ、遊擊將軍、丹藥を混向服しけるを、秀吉乞て服し給ふと。慶長三年八月、遊擊、海上を詠けるに、飛船多ク通りけれハ何事ぞと問けれハ、大閣公薨し玉ふと云。遊擊されハこそ望たりぬ、我も命是迄なりといひけるか、倏死しけるとなり。

安國寺惠瓊西堂ハ、大欲熾盛の僧にて游説を能しける僧なり。公方義昭卿、信長矛盾に及由、其間へ有ける間、御和睦の義可有とて、毛利輝元より林木工允、備後の安國寺惠瓊長老、吉川元春より井上左衛門春尙、小早川隆景より包久内藏允景喜を被上けるに、公方ハ槇島に遷りおはし、信長大軍を率て押寄、河を隔て屯を張る。安國寺を始四人之者共彼所に至り、羽柴藤吉、日乘上人に付て取扱ひ、義照(昭)公ハ御命を助け奉り、紀州へ御越可有との内議にて、河州若江迄送り申ける。斯て安國寺等京都へ上

り歸國仕由案内を遂けれハ、信長對面有て毛利三家に對し少も不存疎意、信長ハ關東を征伐すべくハ、三家は九州を退治せられ
いへ。輝元、信長無別心様に、和僧能可被申と宣へハ、安國寺畏存いとて下向しけり。井上、包久ハ藝州へ下りけるか、安國寺ハ
宇喜多直家かもとへ立寄、岡山より元春、隆景へ書翰を送ける。

態致啓上ハ、京都之儀、如形相調、今日十二至備前岡山罷着ハ、尤其表、雖可致參上、長途之儀ハ、先、吉田へ罷下ハ。
殊更從信長、大事之馬被差下、輝元へ被進ハ、片時も急申ハ。

一、上様御歸洛御操之事、我等京着仕ハ翌日、羽柴藤吉郎、日乘、我等差下被申操ハ、上意之御事、人質能々御取堅ハハては
と被仰ハ。人質之儀者進上申間敷之由、藤吉者申ハ。それにて一日相支ハ所に、羽柴藤吉何と分別申哉、左様上意にて底迄
御甘なくハ者一、大事之義ハ、唯、行方不知、見へ不申之由信長へハ可申ハ條、早々何方へも被成御忍可然之由被申ハ而、
翌日大坂迄罷歸ハ。我等日乘を一日跡に残し置ハ而一往之御異見可申上之由申候條一通御異見申上ハハ、いかにも御甘無之
間、是迄者藝州方も申操ハ上意之所、強て申上ルも、いかにも。扱此上にも自然西國などへ御下向ハハ可爲御大事
ハ。能々御納得承すハ而可罷下と申上ハ所、西國へも唯今之分ハ備と御下向有間敷ハ。紀州に可有御逗留之由ハ條、今度
御退座之御音進納仕、御返事取ハ而京都へ罷上ハ。公方様ハ上下廿人之内外にて小船に被召ハ而、紀州宮崎之浦と申所へ御
着ハ。信長茂唯討果し可申にても無之ハ間、彼所に可有御逗留ハ。先々此國へ御下向なき事をは随分申究ハ、可御心安ハ。

一、阿州三好許容有間敷由、朱印相調申ハ。
一、但州之儀、來二月に羽柴藤吉爲大將乱入之儀定ハ。唯今も半國ほとハ羽柴へ御行ハ。來春御延引ハ而者不可然ハ。この御分
別專一ハ。

一、備、播、作之朱印、宗景へ被出ハ。是も對藝州進之由、殊外之御納(校訂者所藏陰德太平記には口納)にてハ。
一、別所、宗景間之儀も當時持々と相定ハ。別所茂自身罷上ハ、一座にて両方へ被申渡ハ。宗景へ三ヶ國之朱印御禮自夕庵(ヒキヤン)
分に申懸ハ。おかしくハ。

一、日乘走舞異見者、昔の周公旦、大公望などのごとくにハ。似合たるもの出合たる御事にてハ。雖然、仕過されハハて今の分
にてハハ、藝州の御爲、重寶にてハ。今度の調も悉皆彼仁馳走にてハ。唯危存ハ々々。藤吉などの取次迄、日乘にてハ。是
にて可有御推量ハ。

一、若君様御けなりけにハ。信長宿に置被申ハ。來春ハ御禮御申ハ而可然之由ハ。但過分之御禮、信長へも若君へも申通ハ。御

推量よりも二月の行、早、可被申付ハ。國茂則時(即時)に可相果ハ。是もケ條に被載、何と佗言ハとも許容有間敷ハ。

- 一、山中鹿助、柴田に付ハ而種々申分もハ。是又睨與許容有間敷之由、朱印被出ハ。
- 一、播州廣瀨之事雜掌付置ハ間、雖不罷仰聞ハハケ條に載ハ而披露仕、是も放狀調申ハ。左ハ條今日十二、直家と面談仕、來
春先廣瀨へ被取懸ハと申事にてハ。内々直家も其望にてハ條、彼表へ可罷向之由令納得ハ。右被仰聞條々多分此通かと存ハ。
- 今度信長機嫌能ハ。上下之間にて少々緩怠人ハも者接合則時(即時)可申付之由ハ。今度宗景使者同道仕ハ。藤吉郎一段之被申
様共にてハ。彼使も大汗をかき申、頂に大やい、どうすへたる様にハ而目出ハ。左ハ條其御狀(校訂者所藏本には口狀)御無用之
由ハ、折々不捨御申ハ而、無御無音ニ様にとの信長直に被申事にてハ。
- 一、今度三好左京大夫内衆成易ハ而腹を切ハ。代々如此いと申ハ、さりとてハの腹を切いと申ハ。
- 一、河内高屋之城、由佐と四國衆植籠ハ、相城被取付ハ。其人數打入ハ者、信長も歸國之由ハ、定而此比たるへくハ。
- 一、信長之代五年三年は可被持ハ。明年あたりハ公方などに可被成ハかと見及申ハ。左様ハ而後、高ころひに、あをのけに、こ
ろはれハいと見へ申ハ。藤吉郎、さりとてハのものにてハ。面上之節方々可申上ハ。明日十三、吉田へ罷下ハ。自吉田可致言
上ハ。此由宜敷可預御披露ハ。恐惶謹言。

十二月十二日

安國寺 惠 瓊

山 縣 越 前 守 殿
井 上 又 右 衛 門 殿

右輝元より扱の使に被遣、始て秀吉公へ謁し、無二の御懇意となりける。備中松山、三村備中守家親、去永録(祿)九年二月、浮
田直家に被討、其子修理亮元親、孫次郎實親、元春の手に属て直家を討んと欲し、浦上宗景も直家か不臣の恨を報せんと三村、浦
上、使札を輝元へ馳、誅伐の兵を乞と議ス。直家はを聞て、毛利と中違てハ惡かりなるとおもひ、急ぎ洲波隼人入道如慶を以て
隆景へ參らせ、安國寺を深頼み、三村、浦上を討て備中一國を輝元へ進上可仕と申訴、隆景遂に三村、浦上を捨て直家に戮シ力、三
村、浦上を退治せらる。直家八幡山に於て饗膳を可進と申越、是全、饗應にハあらず。元春、隆景ヲ方便て討シ爲なり。兩將へ内
通のもの有て委細に隠謀聞えけれハ、黑澤山の陣を拂て歸國せらる。宇喜田か家臣戸川肥後守秀安ハ、次男孫六を毛利へ人質に遣
し、備後國に在けるを如何して引取んと志意を勞しけるか、安國寺上京有と聞て、少申談度事有と招提す。惠瓊、歸路の時節、何
心なく越けれハ、是を捕へ置て、此由藝州へ申遣けれハ、人質替にすへしとて、河部川にて引かへにす。其後清水長左衛門宗治か

籠たる備中高松の城ヲ秀吉水責にせらる。此時安國寺を秀吉へ被召、引出物を被下、扱に入られ、宗治并に兄月清、末近左衛門に腹を切せらる。此時信長、明知日向守に被討玉ふ由注進有けれハ、秀吉、毛利和睦有て、秀吉歸京有。惟任、柴田を退治の功なりて天下武將の上に座し給へハ、東西の國主、南北の郡令來て禮を執、資を獻す。然ハ吉川、小早川も去年於高松一和睦し玉ふ爲ニ一禮一人ツ、被指上よかしと、秀吉公、安國寺へ被仰。元春ハ已に隱居有て家督を元長に讓玉ふ故、元長より舍弟民部太輔經言に小坂越中守(校訂者いふ、二宮李助も副へられた)を被添、隆景ハ嗣子なけれハ舍弟藤四郎秀包に杜民部、浦兵部を相添、安國寺を爲案内、天正十一年九月被差上。秀吉甚悦喜有、御饗應の上、經言、秀包へ太刀其外引出物被下、小坂、桂、二宮へハ御馬を被下、經言ハ霜月に御暇被下歸國有、秀包ハ御留被成、翌年尾州小牧、紀州雜賀の合戰に被召連、筑後の久留米にて六万石給り、侍從に被任。秀吉の御舍弟羽柴美濃守秀長を大將として四國退治有。一等(一統か)に平均し、長宗我部元親も扱に隨ひけれハ、秀長を始、中國勢も各歸船の後、土佐一國元親に賜、阿波一國蜂須賀彦右衛門に給り、其内一万石赤松拜領、讃岐一國仙石權兵衛、其内二万石三好存保拜領、伊與三十五万石小早川に給り、其内二万三千石安國寺拜領、一万四千石來島助兵衛、三千石得能太郎左衛門拜領す。同十月小早川隆景、吉川元長、殿下に見可給とて藝州を發足せらる。輝元よりハ安國寺、渡邊石見守を上せらる。秀吉公甚饗應を被盡、自ら案内にて毛利の家人百五十人ほど天守へ被召連、御劔持蜂屋出羽守はかり御供なり。不敵大膽絶言語。いづれも御引出物、被物を給る。諸國奏達の事をは統而黒田官兵衛、安國寺を頼けるほどに、安國寺追日驕奢横平甚敷なりぬ。

小早川隆景、肥後國へ打越、邊春の城へ粟屋四郎兵衛、朝枝右京亮、安國寺、四千餘騎を差添攻させける。城中弓鉄炮の達人多かりけれハ、透間なく防けるほどに、朝枝右京、真中射ぬかれて失にけり。粟屋も肩を被射けれとも不眉、堀の手四五間に攻寄、已に乗破んとせしかハ、邊春某、今ハ斯とや思けん、某壹人切腹仕、残る者共一命被助けへと佗言する由、粟屋、安國寺カ隆景へ注進し許容之旨返答有。邊春大に喜悅し、隆景の御領許も偏に御所所の御吹舉に所依也。御芳志無所謝、然ハ某幼少の男子一人いを安國寺へ進置度い。若成長い者僧法師にもなし給、我亡後の追善をも修せしめい様御指南被加い得とて、十二三なる子を安國寺に渡しける。即此子を請取、御心易いへ、某、能に計ひいへしと有けれハ、彌奉頼と手を合、悅て、邊春ハ腹十文字に切にける。彼子ハ北村五郎左衛門とて、安國寺に從者して、成人のちハ武名を專にせし勇者なり。

佐々成政、肥後一國を退治しけれハ、則、肥後一國を給り、驕奢甚敷、好色に耽、阿蘇宮の神主カ妻女を奪取ル。神主憤堪かたく殿下へ訴ける。是のみならず國政非儀無三云計。彼國の一揆原に命而、目安を可舉被仰付けけれハ、數十カ條を記而訴ふ。仍て島津義弘に仰て成政を可打果由御内意有。島津大口迄出陣せられけれとも、成政カ小舅相良一味し、七浦、八代の者共與しけれハ、島津容易に押よする事ならず跟跡す。斯て殿下の命に仍て安國寺、筑後カ肥後へ越、一揆を手に付て成政ハ訴狀に付て可被糺糺實否ためなれハ、急上洛可有由云傳。成政畏いとて從者四五人召連、天正十六年二月攝州尼崎、廻向山法園寺に旅宿す。殿下より成政に自害させよとて一柳伊豆守、毛利壹岐守を檢使に被遣。兩人態と小勢にて何となけに行たりしに、成政、両士に向、莞爾と笑て、成政に腹切レとの御使にいやと云ければ、さんいと答ふ。成政聞て、今迄こそ遅かりつれ、天下を可奪勇將ハ某なり。秀吉恐惶の心常に胸襟の間に不靜、我世に在ん限ハ寢食に安かるまし。今自殺するは武名の潤色する所なりとて沐浴し、客殿の正中につゝ立て、腹十文字に切破り、腸腸て天井に打付、曳ヤツト大音揚、前なる庭へ一丈計飛び下り、首打と云けれハ、郎等則首を打。彼天井に龍の繪有しに、腸を投付けけれハ、血活と付、今に残て其有様、夕陽をふくむ雲中に、龍の蟠屈するかこくなり。

四國九州漸屬、安靜けれハ、毛利輝元、小早川隆景、吉川廣家、天正十六年七月七日藝州を發し、殿下へ謁見のため上洛せらる。同十九日大坂着、廿日前野但馬守を上使として慰勞せらる。廿二日黒田孝高を案内にて入洛有。爲御迎前野但馬守、淺野彈正忠を淀迄被差出。其外大小名、淀、鳥羽、東寺邊迄罷出、或ハ使者を差越。輝元ハ妙顯寺、隆景ハ本法寺、廣家ハ妙蓮寺に旅宿有。淺野彈正、石田治部を御使にて、八木千石被下。廿四日聚樂に登城有。三家各々御太刀、馬、鷹、白銀、糸等を被獻。奏者前野但馬守相務。上檀(壇)に殿下の御座を被定、客居第一座輝元、次、峰屋出羽守、隆景、廣家被座。數疊間有て横列に輝元の臣穗田元清、福原左近允、口羽下野守陪り。主居第一座聖護院御門主、前田筑前守、安國寺、永岡越中守、池田三左衛門、島津修理亮、立花左近將監、龍造寺山城守、金森兵部少輔、施樂院御相伴にて御饗應を被尽。三家の人々被任、豐臣姓、羽柴氏、桐の頭の御紋を被許下。供奉の面々御盃を給。廿五日輝元被叙從四位上、被任侍從、兩川從五位侍從に被任。廿八日殿下御同道にて三家參内有。輝元參議、兩川從四位下に被任。廿九日大和、大納言秀長卿へ、殿下三家御同道にて御越、諸大將御相伴にて夕飯後亂舞有。今春八郎、脇、春藤六右衛門、狂言。今春彌右衛門、笛。安仲、鼓。幸五郎次郎、同。春藤與三、大鼓。大倉二介、樋口屋石見、太鼓。今春又二、東方朔。田村、老松、三輪。附祝言高砂。八月四日三家、聖護院宮へ御招待有、蹴鞠有。同十五日於聚樂亭、和哥の御會有。宵の程ハ雨降しか共、頓て空晴、吟骨を清ふせらる。

詠八月十五夜和歌

名も高き今宵の月の音羽山なかめにあかし夜はふけぬとも
今夜みる月の桂の花もさそ秋のなかはささかりなるらん
相に逢て名もみかく覽夜半の月曇なきさへ猶正す世に

關 白 秀 吉
大 僧 正 道 澄
常 胤

高き名のかさしと見る時に逢て今日の今宵の月の桂は
 千年へん光もわきてしるさかな名たゝる月に君か代のあき
 天下残らすてらす月もなをわきてこよひの名にやみつらん
 見人の心のくまもなかりけり今夜の月の影にひかれて
 所からなをも光やまさる覽心にあまる秋のよの月
 白妙の月はあきの夜かく計越路の山の雪もありきや
 君か代の名も高してふ秋の月幾年々の光添覽
 空はなをかはらぬ影もいかなれば今夜の月と分てめつ覽
 月こよひ光名たかき九重のそら曇りなき世々の行末
 大かたの遠近人のなかめさへこよひの月のわきて名たかき
 所から月も一しほ色そへて猶な(名)をゑたる秋のよの空
 おさまれる代をこそ仰け九重の今夜の月をみるに付ても
 玉敷のみきりや今夜久かたの月の光も猶てらす覽
 中秋三五愛_三宵長。唐詠和歌共俊良。一統乾坤君與月。無_二人不_レ道_レ借_二恩_レ光_一。
 月今宵音羽の嶺のおとにきく婁捨山の影もおよはし
 秋なかは陸奥山に咲花をかさねあけたる庭の月影
 常にこそ曇るもいとへ今宵そとおもふを月のひかりなりけり
 こよひなを澄るかうへにすむ月やわしのおやまの影を添覽
 秋ことこのこよひなからも所から猶あたらしき月をみるかな
 讀講終て數盃の興を被催。九月三日三家京都を立て、な良路を經、大坂に下り、殿下御下向有。十一日御暇乞の饗應有。秀家の姉
 君を以、廣家の室に被仰付。
 朝鮮征伐の時、石田三成、増田長盛、大谷吉繼、無謀の軍を以て河下の城を攻、日本勢敗軍に及ける時、吉川廣家自ら再拜(采配)
 を振て下知せられるに、千弩百箭簇々として射けるほかに、眉間したゝかに射たりけれハ、流るゝ血、眼に入れれ共、少も不疼、

- 右大臣 晴季
- 正二位 雅春
- 權大納言 親綱
- 權大納言 家康
- 參議右近衛中將 秀家
- 參議右近衛中將 景勝
- 參議 輝光
- 左近衛中將 雅繼
- 左近衛少將 賴澄
- 左近衛少將 忠興
- 侍 從 秀一
- 侍 從 隆景
- 侍 從 廣家
- 安國寺 惠瓊
- 法 印 立旨
- 法 印 立旨
- 法 橋 紹巴
- 法 橋 昌巴
- 沙 彌 由巳

三の郭へ攻入んとす、まれけれども、諸手崩立けれハ、無是非敵に利を付、味方に多く手を負せる事の口惜きよと齒嚙をして御座けるか、頓て討取たる五の頭を三奉行へ_{石田、大谷、増田、}もたせ被送けれハ、惣軍利を失ひ引退所に、廣家の手へ敵を討取給事最勇の至、粉骨抽他い。此旨不移時日、日本へ可致言上にていとハ云けれども、我手の勢、逆木の一重も不得破、徒に諸卒に打死させて引たる事、勇智拙に似たりければ、吾惡を隱さんため、人の忠義を覆て、大閤公へハ披露せさりけり。惣して元春、元長、廣家父子三人何れも安國寺を邪智有て人を誑かす賣主僧也と憎給ひしによりて、安國寺常に廣家の事を三成に讒しけるゆへ、三成と廣家、半不_レ宜、さしもの大忠をも度々云消し大閤へ披露せず。○或時大閤、隆景并安國寺を召て、輝元既に四十に及ぬ、如何して養子の義はなきや、隆景、安國寺か忽緒也と宣けれハ、隆景、さんい、穗田伊豫守元清か嫡子を輝元養子に申名付いと申給ひけれハ、扱は宜事な、左様の事をも不知、朝日孫兵衛かの事なり_{木下肥後守}三男左衛門督を可遣と思たりしハと仰ける。秀吉公、高麗へ責入、主上後陽成院を大明の帝王とし、秀次を關白、輝元、秀家を左右の大臣として、日本をば秀吉公の所存に可被任との企にて、朝鮮の二王子を可_レ捕由御下知有。仍而諸所に城を築て長陣の經營とす。蔚山にハ加藤清正より加藤清兵衛以下三千餘騎を入置、日夜を不分普請せり。其役を承る人にハ淺野左京太夫幸長、奉行にハ太田飛彈守政信也。毛利家より宍戸備前守元繼、吉見大藏太輔廣行、日野上總介就征、冷泉民部太輔元滿、阿曾沼豊後守元秀、三村紀伊守親宣、口羽十郎兵衛元良、和知庄兵衛元盛、都野三左衛門就勝を被出ける所に、慶長二年十二月廿一日卯刻、明兵楊鎬、麻貴、兩大將にて高麗、河南勢相加り、百廿万騎にて攻寄る。此時、清政(正)、蔚山に有。此注進をさして吾可領城を敵に被取て、八年來の武功いたつらに成なん事口惜とて、竹葦のことく取巻たる正中へ香象の浪を遊ことく、面もふらす切て入、無難城へそ入にける。それより日々戰、手詰の勝負に至てハ日本人一人に十人向ても不叶跡なれども、城中纔の勢にて百廿万騎の敵をふせく事なれハ、逆も難及。太刀儼刀はさゝらのことくになり、矢玉も乏、兵糧絶々になりける間、後詰の來るを待居けるこそ心細き。然處諸所の寄手追々後詰しけれハ、大明引色になりける。廣家、山頭に打上り、敵の勢ヲ見渡し、三十万か二十万の勢ならハ中々可恐なれども、百万餘の大軍なれハ恐るゝにたらず。故如何となれハ、あの猛勢何として惣軍一味平等に軍法を可用哉、皆區々にそいへき。今見よ陣中に火事か寢劫かいたしなは、混騒きに騒、取靜る事を得ましきぞ。供崩れに崩れて、いかに制することも靜る事を得ず、大崩れに成へしとて、遠見しておはしけるか、何とやらん敵陣物騒みへ、小荷駄に物を負せて人の歸るかと見へたりけるを、廣家はやく見給て、二宮兵介、同勘太夫に、敵は引退ハと宣は、さんいと答ふ。いさ一番に追かけて討取んと、馬引寄、打乗打下さんとし給ふ所へ、安國寺瓊西堂來りて、廣家朝臣ハ物が付て狂給か、軍ハ明日と定い軍法を破給ん事、甚以不可然。其上百万の大敵に五百騎や千騎にて蒐入、徒に大死して敵に利を付るのみか、永代

の瑕瑾にていそと、荒らかに制しけれハ、廣家、いかに安國寺、已か軍たてハ圍ひ得、施餓鬼の仕様、行導の折様なとこそ可知なれ。弓矢取すへをハ武士か知そと、したゝかに叱り、馬を眞逆に被蒐下。諸軍、あれハノと云中に河中へ被打入。吉川こそ河を渡すなれといふやいなや、馬に打乗、打入々々渡しけり。廣家一番に川を渡し、大軍の正中へ切てかゝり玉へハ、吳惟忠、茅國器か兵、稠戦といへとも、忽被突立、一度に崩れて引退。吳惟忠等後陣より返て戦けるを見て、殿に有(在)ける漢南勢、是も返して切てかゝるを、廣家不届、士卒を下知し喚叫て敵中へ切て入玉へハ、敵、鉦取直し廣家に突てかゝるを馬上より突落し、押て首を搔玉へハ、押續て吉川肥前守春政、森脇作右衛門長清、杉岡(校訂者所藏の陰德太平記には松岡とある)安右衛門春佳、二宮兵助長實、中間の九助(同上九介)も能敵打けるほどに、敵、此勢ひに避易して、我先にと逃走スト云々

慶長三年三月、高麗蔚山普請成就せしかハ、加藤清政(正)を被入置。西生浦にハ黒田長政、竹島にハ鍋島加賀守、釜山浦にハ寺澤志守、古泉にハ立花左近將監、久留米侍從、筑紫上野介、高橋主膳、順天にハ島津兵庫頭、梁山にハ小西行長を入置。其外の諸將ハ歸城すへき旨台命有て各歸船し、伏見に上着せしかハ、戦功の輕重を糺し相應に感じ被下。此時迄日本に木綿を織績する事を不知。高麗より歸り來りしもの共、婦女に教て糸となし、織て衣と作りけり。以前は麻布を表裏とし、綿を入れて布子と号し着せしかや。去程に、早川主馬、垣見和泉守、大閤の御前にて蔚山の合戦、敵敗北の事、加藤か武威無二の覺悟にて城中へ不入ハ、三日を不待没落可仕い。又後詰の勢、罷向て合戦ハ明日と定い處、吉川廣家、敵の模様を見切、纔の勢にて一番に欠(懸)入い。無左い者、敵の多勢に恐怖而、敢て近傍せず、乙々と敵を遁し可申いに、吉川一番に切掛りい故、大明迄の間も追崩したるに成い。吉川か戦功抽他い。此段ハ安國寺能存知にていと申けれハ、安國寺折節御前に有(在)て、兩人言上の如く無比類、働キ、吉川、加藤同等にていと申けり。大閤先年伯耆半國、出雲三郡、隱岐一國、吉川に與へッ、其後又關國あらハ可遣旨、如水を以て吉川に云聞せぬ。今度南條か跡式、東伯耆三郡、因幡の藏納、其外本領に引加三十万石餘可宛行ハいかに宣ハ、石田、安國寺、御説宜クいと申て御前を立けるか、頓て二人閑所に於て心を合せ小領許して御前へ出、袖搔合申けるハ、吉川於朝鮮、數ケ度の戦功によつて伯州一國、因州の御藏所可被宛行由、御尤い。乍去今少御思惟いへきか。彼者戦功は去事にいへとも、元來大機なるものにてい故、今度蔚山に於ても僅千騎にて百廿万の大敵の中へ、諸將に狀(牒)しも不合、一番にかけ入い事ハ、大膽不敵ノ仁にてい。又明日と定たる軍法破い事も、いかゝにい。此者手勢二万共持い者、此後若天下に小事もいはんに、いかなる所存を可企も不知御事にい。此度は先、金銀等の御褒美にて、所領之儀者御思案いて宜いへしと申ける。是ハ石田、廣家と元來半不和也。安國寺ハ佞僧なる故、元春、元長、廣家共に生賣坊守也、行すへ毛利家の外道と可成者也と、以之外憎給ふ。殊に今度蔚山にて廣家殊外置給し故、かれ

も亦腹立し、石田と領き合て斯識しけるとかや。

右始末、陰德太平記を採萃す。惠瓊、禪侶の身に拾二万石を領し、猶飽たらずして石田に組し、終に死刑に行れぬる事(原本には此の以下何も記してないが、沼名前神社所藏著者自記の同書により補ふ)天の有さゝる所なり。

福禪寺は文録(祿)より以來朝鮮の使价來朝の旅館たり。正徳元卯の歳、李南岡、**日東第一の勝景**(形勝)と一篇を掛。(校訂者曰ふ、福山志料にも頼浦志を引用して此額をかけたのは正徳元年としてあるが、後の圖解のところには享保亥年としてある、考ふべし)誠に景趣目を窮かたし。享保四亥の秋、朝鮮の三使來朝す。儒臣伊藤重藏長英、與汝弼、周伯一通刺、并ニ詩を賦す。

韓客唱酬錄

僕姓伊藤、名長英、字十藏、号梅宇、見爲備後州福山府文學。僕姓成、名夢良、字汝弼成、均館進士、自号長嘯軒。

右通刺畢テ後、互ニ揖禮ス。

奉呈 朝鮮國書記成公

萬里修ニ交聘。辺々向レ日行。海程因ニ本道。鼓吹和ニ濤聲。聞説詞華富。定知經術明。觀レ風吳季子。不レ墜ニ使乎名。

奉和 梅宇辱示韻

花宮臨ニ大壑。形勝擅ニ寰瀛。簾外熬山色。枕邊蛟杼聲。擁レ炬三影會。對レ榻一灯明。襟袍元相照。何勞問ニ姓名。

成

一會在ニ本國(ナライノク)慣(ク)間 藤仁齋、蔚爲(トイフ)日東儒宗。思欲(シ)望(シ)履(シ)門下(ノ)一聞(ク)性理之説。今獲(シ)私(シ)於(ニ)執事。執事實(ニ)仁齋之胤也、其爲(ニ)忻幸(シ)如何々々。先公論(ニ)辨(シ)性理(ノ)書必有(ニ)家藏。伏望(シ)遂(シ)平昔尊慕之意。且使(シ)歸(シ)示(シ)本國學者(ニ)以知(シ)貴邦儒風之盛。如何々々。

承(シ)先人之卑名。足下嘗(シ)於(ニ)貴邦(ノ)間(ク)レ之。推賞殊渥。平素所(ニ)言論(ノ)聚爲(ニ)一書。名(ニ)童子問(ノ)明日託(シ)芳州公(ノ)宗對州公之儒臣、致(シ)レ之。幸傳(シ)貴邦(ノ)先人之志願足矣。

尊先集。許(シ)以贈(シ)行。歸誇(シ)本國(ノ)使(シ)知(シ)道學(ノ)一脈(ノ)在(シ)洛日之東。忻幸々々。

梅、謹問(問)

- 一、慵齋叢話。不著撰人名。跋云成文公所著。予伯氏曰。東文選中有成侃慵夫傳。恐即是人。不知是非。
- 一、貴國之書多傳于本邦。攻事最要畧叙貴國大王世次。書成于嘉靖中。故自是而後不載。吾文祿之時。貴國大王諱日旁從公。其後人旁從宗。日傍從軍。廟號諡號如何。在位年數多少到今。大王知是幾世。幸蒙報知。
- 一、吾明曆壬申來聘之次。李石湖學士携來東人詩話。來今刊傳于世。此回一行諸官員亦齎到奇書不。若有副本幸不恡惠投。或册數不多速騰奉還。
- 一、貴國書有看多介匠者。是造何等物。又有荷葉綠匠者。海東諸國記中云。本國周防州有荷葉綠。未審爲何物。幸蒙告示。
- 一、辛卯歲來聘一行諸官員皆無恙否。李學士并三書記皆健在否。予時在京避近學士于行館忽擾之中。風流文采宛尙在目。
- 一、神主題式。本宗四世考妣文公家禮中具有成法。旁親子弟妻侄及諸卑幼諸書不載其法。貴國密邇中夏。素稱禮儀之邦。凡此諸式想其有成法并明清人所書其法如何。幸蒙教示。
- 一、中國今亦有聞人否。陳廷敬徐乾學汪琬等文字東來。列位亦識其人否。
- 一、懲慈錄不著撰人。壬戌之歲。貴國人云。柳氏成龍所著。或云武備志中云。柳求龍即其人也。然否。

答

- 一、慵齋叢話即我國成侃所著。成侃號慵齋。一號虛白堂。成侃號真逸齋。慵齋之弟也。二公於僕爲族祖。
- 一、東人詩話即徐四佳居正所著也。今行。別無奇書齎來。
- 一、荷葉綠即鑰銅器上所生綠也。我國以此爲樓閣丹青之資。
- 一、辛卯上副使無恙。從事李南岡棄世。李東郭前年亦已作古人。而書記三公共好在。
- 一、神主題式。子則題曰亡子某神主。妻則曰亡室某氏神主。弟與侄若無後孫附則亦稱亡弟亡侄。此規我國士大夫家通行。皇明儀禮亦不出此規。
- 一、中國今世間有露霖爲名以學名世知。尊朱子云矣。
- 一、懲慈錄即柳西涯成龍所撰。梅宇歸。不。欲。揖。禮。斯。嘯。軒。指。ヲ。以。疊。ニ。書。ノ。曰。明。早。辭。去。餘。情。難。禁。暫。止。忽。擾。之。中。得。接。芝。眉。且。蒙。教。示。感。荷。々々。

奉呈 梅宇几下

聞說仁齋學。能迢北野賢。真源邇河洛。至理察魚鳶。澤與溟波遠。名俱島日懸。典刑庭王在。青眼一燈前。

嘯 軒

奉餞 嘯軒成公

江頭傾蓋文場會。懷抱知君海水深。解纜錦帆明日去。百年難得對清襟。

梅 宇

學士申維翰。恙臥。故不上旅亭。賦一絕。忠海マテ送。

梅 宇

國寶百年方善隣。星槎万里掛天邊。觀風知有遠遊賦。聞說從來筆若椽。

青 泉

奉和 伊藤梅宇見寄

孤雲獨鶴與爲隣。落月空汀繫纜邊。何處素琴傳別調。古梅香裏屋三椽。

青 泉

僕姓申。名維翰。字周伯。号青泉。乙酉進士。癸巳狀元及第。官至祕書閣著作。行年三十九。萬里乘槎。往來道途皆於貴館下一經宿而參差一會期亦自有數恨。如之何朝從嘯軒成君。奉惠韵朗誦之正。欲薄言下渚。而船又念々發奈何。

唱和集 畢

寬延元戊辰歲朝鮮三使來朝。當時正襲公大坂御城代之節にて、豫州宇和島の城主伊達大膳太夫村候公へ當津の御馳走等被仰付。豊後御代官岡田庄太夫、越前御代官官村孫左衛門、當津の御用掛被仰付。宇和島の本役役檢垣彌三郎といふ者を被差越。

庄太夫かれと計て阿彌陀寺を三使の旅館とせらる。福禪寺の住侶甚愁て曰、當寺は大閻公朝鮮征伐以後、官使の旅泊たる事、毎度に不闕。然るに此度阿彌陀寺に被轉事、愁るに斷たりと。庄太夫曰、往より福禪寺を以て韓人の旅館とする事甚謬れり。故如何となれハ寺中に井なくして水利不宜。其上、前は町家狭、後は數十丈の截岸にて、眺に眩、東の脇に細き一道有而已。万一火難の時自由なるへからず、尤景趣云計なしといへとも、韓客釜山浦を出て大坂迄万里の波上を渡來り、日夜船中の苦辛を勞す、何ぞ此景趣を珍とせんや。岸下の波の聲枕に響き安眠する事なるへからず。又、阿彌陀寺は火難といふとも水澤山にして其上何ほどの大勢といふとも退にわつらいなし。濱邊より遙に隔たりたれハ波のこゑ騒しからず。旁以、阿彌陀寺を旅館とすへしと定られ、隣寺の南禪坊、淨泉寺、源正寺を以て下宿として、卵塔石牌(碑か)等を取除、雪隠、厩、浴室などを建けれハ、檀越の歎悲云計なし。四月十四日三使着岸して駕を阿彌陀寺に來ス。韓客の内、享保四年來朝したるもの有て福禪寺の道を知て直に福禪寺に至る。俄に道を塞といへとも垣を破て庭前に入込て眺望す。三使隨從の官人、三使に告て曰、是福禪寺にあらずと。三使通詞を以て、此度之旅

館福禪寺を轉したる事ハ何哉(如何哉)と。庄太夫曰、福禪寺燒失せり、仍て當寺に轉すと。三使曰、福禪寺は日本第一の勝景なり、回祿すといへとも其佳境を眺望すへし、然るに今現に福禪寺無異變之事を聞き、何欺ニ異朝、客哉と、甚憤激して夕殮をも不喫して乗船す。庄太夫、彌三郎、此度の儲空敷なりて基本意を失りと。又歸帆の儲をなす、當所用達の町人胡屋庄右衛門、柳屋彌兵衛と云者を被 仰付置けるか、庄右衛門を以て李南岡か書たる日東第一の額を借玉へと福禪寺へ數度申乞けれとも不許。此時、落書、輕口夥し。七月十日歸帆の節、三使直に福禪寺に登り景趣の勝れたるを稱美し、酒飯快ク喫して樓上砌下に徘徊眺望シ。行樂拊怡し、終夜興宴を尽し、各詩を賦す。

萍交唱和集

延享五年韓使來朝、四月十四日、維繼於舳浦、臣輝祖與宇和島府儒臣藤知冬安藤萬藏會ス其學士書記等于福禪精舍、有唱和若干、謹茲編上。

僕姓伊藤、名輝祖、字必大、一字大佐、見爲備州福山府講官、自号霞臺。

謹奉呈 制述官朴公 玉梧下 乞 郢正、

洋海三千里。星椽修舊盟。錦帆侵浪駛。旄節截風明。山有鳩來氣。人稱專對名。百年隣好在。青翰照心情。

奉 次 霞臺惠韻

壯游符昔夢。異域得新盟。積水紅旗迴。新晴粉屋明。清詩山海氣。小刺斗牛名。聊以永今夕。彤毫照兩情。

謹奉呈 三書記案下 伏乞

奉 使河源遠。漢家重博望。風增旗色壯。星擁劍光裝。魚海恩波潤。鯨城別意長。翻々諸記室。詩賦各登場。

奉 和 霞臺惠贈韻

何曾魂夢到。山海只相望。花迥仙源水。雲隨漢使裝。萍蓬團會穩。金薤炳靈長。家學箕裘立。奚徒擅藝場。

奉 和 霞臺瓊韻

豈無聲氣似。万里祇相望。萍水東游日。瓊路北去裝。能成山館會。不信海天長。喜遇仁齋後。難忘語一場。

覺和

乾坤有南北。別後遙相望。落日明金障。高雲濕海裝。佩蘭心共烟。折柳夢應長。文軌欣同俗。依々翰墨場。

奉 呈 席上諸君

客心天地外。許國爲官游。豈莫山河感。難登王粲樓。

次 霞臺韻

有路通奇境。無詩記壯游。霞臺袖中筆。呼月入高樓。

奉 和 霞臺惠贈韻

聞說蓬瀛外。異鄉事遠游。雲雲何處是。落日獨登樓。

奉 酬 霞臺瓊韻

掛席蒼々去。應思今夜遊。青霞披十丈。明月坐高樓。

奉 酬 霞臺贈韻

不有諸賢會。如何慰旅遊。他時俱万里。能記此禪樓。

奉 送 矩軒、醉雪、濟菴、海阜四先生之東都

禪林逢使客。一夕拜清儀。雅會感情密。萍交歎遇奇。視風東上日。航海西歸時。君子毋相遺。秋來以爲期。

霞 筆語

謹稟僕先人長英、已亥歲、祇役於此地、與書記成公會、雅筵唱酬之間、大蒙眷顧、且以下藤仁齋爲日東儒宗、書必有家藏、數語上見問、推弊殊渥、因奉贈童子問一部、不知成公今健在否、先是辛卯聘使、東郭李公亦辱不棄矣。承、前年已作故人、敢問有後否。

濟 答。童子問、不爲嘯軒、帳中、論衡、鄙邦學士皆見而賞之。東郭有螟兒、家聲零替、嘯軒亦於三年前游岱耳。

濟 問。仁齋徽名僕已慣聞万里外矣。嘗見童子問一部而已、今遇足下、心有所感、不知足下能不墜家庭之學、而克給

(紹介)沼名前神社本には終とある庭業否。先公文字、童子問外、又有著述否。自東武歸路、一使寓目則幸矣。

霞 答。童子問外、有論孟古義、中庸發揮、大學定本、語孟字義等書、得還旆之日、可下託蘭菴君傳達之。語孟字義、今幸携來、不知達之否、左右否。

海 願得一覽。

霞 憑 蘭菴君奉呈。

謹稟 矩軒足下 欽高誼久矣。忽獲侍清筵欣幸何極、固千載奇遇一時良辰哉。只恨別意匆匆不能飽厚德耳。伏請 足下

賜僕以別号、且辱運大筆、不啻南金之惠也。扁之齋中、當以為珍玩、或慰他日奉憶之懷、如何々々。

矩答。聞足下生於名門、且見肇錫之義、可知。足下昔堂之有、其才矣。以肖齋二字、額于足下之堂、似得宜而僕平生不

閑於大字、無心勵勤、意可歎。
謹奉呈。寫字官某公、薄紙數張持來、雖執事之賢勞可知也、伏願勿吝換鵝之物、不知許之否。蓋我邦人士重貴

邦之書久矣。故得隻字片言者亦猶之兼金夜珠焉。僕先人前年請成公以梅宇二字、僕家以為永世之珍耳。今日幸與執

事會、敢不有以請耶。
稟 更已深矣。陽州有官事辭去。僕亦將別諸君、伏期星槎西歸之日耳。

答 草々逢場不足、以了此肝膈、他日歸途幸毋相棄也。

秋七月十日幹(韓)使歸檣、于軸浦、臣輝祖與臣元資及宇和島府、儒臣臆知冬、讚州、隱士滕豹等、將復接伴客館、何意唯三使

臺館(福禪寺其餘在船中、而不就館、是以不能唱酬如昔時也、可謂人生之遺憾矣。故憑馬島儒臣阿比留蘭菴致前所

約家書發揮、大學定本、古學指要於書記李海臯、簡牘及寄贈詩附焉。別呈七言律一首、朴學士、而報章未來、蘭菴言、當自歸

途致之。
山川悠遠炎蒸殊甚 足下賢而勞可知。雖然使事既竣、遂得于此地、欣慰何既。曩者與足下傾蓋山館也、聆教言而飽

厚德者多々。材非千里之良、叨辱伯樂一顧、僕之大幸也。思欲再接清筵、而交臂於文酒之間者有日矣。何意弗能果、謁

福山府講官霞臺伊藤輝祖頓首拜

也。葉葭蒼々之嘆不啻耳。嗚呼遇與不遇、命也、其奈之何。思之則雨淚滲々然下。足下冀諒察焉。前蒙下問家書、謹憑阿

比留蘭菴奉呈、供他日之覽幸甚。家書猶未及於斯、只恨部帙重大、遽難以奉贈已。五言律一首謹呈之。案下一兼奉簡

柳李二書記、七言律一首別奉寄。朴學士、煩足下之致意、艸々不一。

日本延享戊辰秋七月十日
奉呈
朝鮮國書記海臯李君案下

謹奉呈

海臯君玉梧下兼奉簡 柳李二書記

秋風吹舊館。明月自依々。萍蹟恨難合。蓬心空爲飛。雲隨旂帛遠。人寫海山歸。相憶隔波浪。不唯昔夢違。

奉寄

制述官矩軒朴君玉梧下
萬里萍蹤桑與韓。秋風吾有別離嘆。班荆空憶遺遙跡。折柳更知寄贈難。月照樓臺偏寂々。雲連島嶼自漫々。舊遊曾許母

相棄。不使神交如玉蘭。

萍交唱和集 畢
岡田庄太夫、檜垣彌三郎、阿彌陀寺の儲、空敷成たる事本意なく、使を馳て、三使御馳走宇和島へ被仰付たる事にい得ハ、宇和島

の幕を打、并に高提灯を燈し可申と申越けれハ、阿彌陀寺を官屋に被極、被加御修理御待請之事にい、福禪寺は伊勢守役人共罷

在役所に拵置申。然所三使押而駕を被曲事にい得ハ、不能是非、此方の役所へ其元の御幕を打、御提灯を燃候儀不罷成と返

答しけれハ、福禪寺の下の町屋へ高提灯を立つけたりけるを、下官唐人共、手々に蠟燭を奪取争喰けるほとに、宇和島の提灯一

張も燃したるはなかりけり。

三使其外福禪寺にての詩作

福禪寺樓次杜工部韻
前輩乘樣至。人々說此樓。海低沙所極。樹老與同浮。孤月留吾客。千燈繫郡舟。雞鳴猶未起。河漢已西流。

戊辰初秋 題寺樓 朝鮮國通信正使澹窩 走草

東南形勝地。第一此高樓。浩々天無阻。飄々岸欲浮。長風吹素月。孤燭繫歸舟。半夜清虛界。新秋又火流。

夜上福禪寺次杜少陵韻 朝鮮副使 竹裏 稿

滾々難窮水。搖々不定樓。月逢歸客上。山對老僧浮。天海他無物。旗旒獨返舟(福山志料には有舟とある)。憑欄望不

盡。宸北夜雲流。

戊辰七夕後三日 寺樓夜坐 朝鮮通信從事 題

名下無_レ虚士。果然_レ第一_レ樓。魚龍杯外靜。星月鏡中浮。雲_レ翳千年樹。天_レ低萬里舟。藤蘿歸路黑。燈火映_二寒流_一。

戊辰秋 福禪寺 反求齋 洪景海叔行 稿

脚踏扶桑盡。西歸始_二此樓_一。蒼松留_二月上_一。(福山志料には留_二月近_一とある)。白塔共_二雲浮_一。華額知誰筆。新秋又客舟。岳陽果何似。剩得大名流。

信使幕府 李吉儒士迪 稿

重々山海_レ曲。繫_レ纜有_二高樓_一。島嶼隨天_レ遠。星河與_レ岸浮。村_レ分離合水。燈_レ曳去來舟。莫惜歸時晚。遲々_二沂_二月流_一。

矩軒 朴敬行仁則 題

戊辰初秋 題福禪寺

西_二歸_一萬里客。東極百尺樓。益信滄溟濶。還疑大地浮。濤聲潮送_二月_一。燈影岸維_レ舟。夜色知何似。唯看河漢流。

醉雪 柳近子 拜艸尋_(愆か)

夜登寺樓

所_レ過便萬里。今夜又登_レ樓。海月侵_レ庭出。秋山引_レ檻浮。空明僧在_レ水。今古客停_レ舟。坐久潮聲裏。還疑岸盡流。

海阜 李命啓子文 草

戊辰初穉 福禪寺夜坐

積水三韓客。秋雲百尺樓。僧依龍氣定。月與磬聲浮。浩劫飛仙夢。明晨錦帆舟。東南第一勝。少坐作風流。

朝鮮 濟庵 李鳳煥聖章

右の數首 正龔公御覽被成、軸表紙被 仰付、一卷となし被下。又、海叔行。對潮樓と云額をかけ侍り、是又左之通被 仰付。

叔行、何とそ海上より見ゆる様にとの望にて、閣上の外にかけ、舟中よりあさやかに見ゆるなり。

享保亥年、李南岡も一篇(扁)をかけたなり。此額ハ閣内(に)有。此外韓客の筆跡多し。

(校訂者いふ、李南岡の額を書いたのは前には正徳元年とあり。福山志料にも靉浦志を引て同じく正徳元年辛卯秋九月、朝鮮聘使李邦彦南岡といふ人、風景の美を賞歎して日東第一形勝と云ふ六字をかき、額となして掲ぐ云々とある)

對 潮 樓
戊辰秋 朝鮮南陽 洪景海叔行書

(書隸字文)

日 東 第 一 形 勝
李南岡

(書行字文)

(校訂者曰ふ。原本には『日東第一勝形』とあるが、是れは『日東第一形勝』の誤である)

寶永八(正徳元)辛卯九月九日朝鮮の三使止宿し、翌日出帆し、歸帆の時、除夜に出船す。三使の作有。自是以前の作なし。海畔_二岬_一百尺臺。寺門高傍白雲開。寒潮極浦煙光淡。返照遙山雪色來。落帽曾成佳節飲。歸帆猶趁舊年回。天涯此日真堪惜。強舉樽前柏酒杯。

辛卯歲除夕東槎歸客

季(李)南 岡

縹緲鰲頭最上臺。八窓簾箔倚天開。天涯歲盡客登臺。大海遠山極望開。征棹曾隨秋月過。歸帆今趁夕陽來。空洲石出潮初落。絕域春生_レ欲回。賴有諸公同此會。不妨終夜罄深杯。

辛卯除夕

東韓 靖 庵

煙生極浦斜暉斂。雪罷遙山霽色來。海內幾人能此會。天涯遠客得重回。秋風不_レ尺登高興。又醉新年柏葉杯。

辛卯除夕

平泉 趙泰億 太平章

(校訂者曰ふ、前掲の二首は詩に闇い校訂者にも解しかねる所があるので種々探求したのであるが、福山志料には左の如くなつて居る。恐らくは本書著者の寫し誤りであらうと思はれる)

辛卯除夕平泉題于福禪寺 曾於重陽日過此結句及之

朝鮮國正使通政大夫參議知制教趙泰億平泉

縹緲鰲頭最上臺。八窓簾箔倚天開。煙生極浦斜暉斂。雪罷遙山霧色來。海內幾人能此會。天涯遠客得重廻。秋風不盡登高興。又

醉新年柏酒杯。

辛卯除夕東韓靖庵題

朝鮮國副使通政大夫弘文館典翰知制教任守幹靖庵

天涯歲盡客登臺。大海遙山極浦開。征棹曾隨秋月過。歸帆今逐夕陽來。空洲石出潮初落。絕域春生雁欲回。賴有諸公同此會。不妨終夜罄深杯。

延享戊辰年朝鮮信使來朝一行姓名記

正使。通政大夫、吏曹參議(議)、知製(制)教、洪啓禧、字純甫、号澹窩、本陽。年四十六

副使。通訓大夫、行弘文館典翰、知製(制)教、兼經筵侍讀官、春秋館偏(編)修官、南泰者、字洛叟、号竹裏、本宜寧。年五十

從事官。通訓大夫、行弘文館校理、知製(制)教、兼經筵侍讀官、春秋館記注官、曹命采、字疇卿、号蘭谷、本昌寧。年四十九

上々官 三員

僉知。朴(朴)尙淳、字子淳、号竹窓。年四十九

僉知。玄德淵、字季深、号疎窩。年五十五

僉知。洪聖龜、字大年、号壽岩。年五十一

上判事 三員

僉知。鄭道行、字汝一、号靜菴。年五十一

訓道。李昌基、字太卿、号廣灘。年五十三

主簿。金弘喆、字聖叟、号葆真齋。年三十四

製(制)述官

典籍。朴敬、字仁則、号矩軒。年三十九

書記 三員

奉事。李鳳煥、字聖章、号齋庵。年三十九

奉事。柳迥、字子相、号醉雪。年五十九

進士。李命啓、字子文、号海臯。年三十九

次上判事 二員 一員不相知

主簿。黃大中、字正叔、号蒼崖。年三十四

寫字官 二員

同知。金天壽、字君實、号紫峯。年四十

護軍。玄文龜、字者叔、号東岩。年三十八

押物判事 四員

判官。黃僅成、字大而、号敬菴。年五十四

僉知。崔鶴齡、字君聲、号芳譜。年三十九

主簿。崔壽仁、字大來、号美谷。年四十

判官。崔島齊、字汝高、号水菴。年五十九

良醫

幻學。趙崇壽、字宗哉、号活菴。年三十四

醫員

主簿。趙德祐、字聖哉、号松齋。年四十

主簿。金德崙、字子潤、号探立。年四十六

畫員

主簿。李聖麟、字德崇、号蘇齋。年三十一

正使軍官	七員	副使軍官	七員	從事軍官	三員	別破陣	二人	馬上方	三人
理馬	一人	典樂	二人	伴尙	三人	騎船將	三人		
以上	上々官至上官次官五十二員人								
都訓導	三人	卜船將	三人	禮單直	三人	聽直	三人	盤纏直	三人
小通事	十人	小童	十六人	三使目奴子	六人	一行奴子	四十六人	吸唱	六人
使令	十八人	吹手	十八人	刀尺	六人	蠶奉持	二人	節鉞奉持	四人
旗手	八人	以上							

中官一百六十三人

下官二百六十二名内記卜船沙一依中官例文供事以上
都合四百七十七員人

英長老 東福寺。 賢長老 天龍寺。

朝鮮人來朝鞞津御馳走御用伊達大膳太夫村候公へ被 仰付出豫州宇和島出役

家老	望月八郎左衛門	宿、さかいや	新四郎	中老	馬場六右衛門	宿	下中間跡
中老	梶田又兵衛	同、小豆島や	惣兵衛	番頭	梶田權兵衛	同	村上玄仙
物頭	萩森	同、正月や	新右衛門	物頭	大久保四郎五郎	同	喜右衛門
物頭	小野野與一右衛門	同	酒や	物頭	野宇左衛門	同	喜右衛門
給人	今泉市太夫	忠右衛門		給人	青木久三郎	同	むつや

物頭	山田七右衛門	同	あほしや	者頭	三條目五郎左衛門	同、はま口や	平
給人	村田奎之助	宿、さこ原や	與左衛門	取次	澤田源右衛門	宿、大坂や	平左衛門
者頭	松末奎兵衛	はかたや	宇右衛門	給人	佐藤權内	すみや	傳四郎
船	同 垣彌三郎	高松や	源右衛門	給人	鹿野久兵衛	高砂や	平
取次	鈴木兵左衛門	はりまや	與三右衛門	兵具奉行	瀧波善右衛門	米や	甚兵衛
大	同 内源左衛門	さかいや	四郎兵衛	勘定見届役	三浦安之進	さかいや	隠居
同	同 代新三郎	宿なし	船中	同	大谷十左衛門	はかたや	宇右衛門
銀奉行	中山八兵衛	れこや	太郎右衛門	徒目付	松本幸左衛門	れこや	喜右衛門
船奉行	淺野藤左衛門	服部屋	佐次兵衛	同	同 藤源右衛門		
山	山喜惣兵衛			同	同 岡源五右衛門		
大目付	今泉奥之進						
中小性	岩城與五右衛門						
同	同 井七右衛門						
境	同 万平						

給人 白井平太夫

ひせんや 惣右衛門

納戸 北川彌惣兵衛

さかいや 新四郎

徒士 中川定兵衛

なだや 安右衛門

小川安右衛門

中間 源右衛門

谷醫師 了閑

油屋 甚右衛門

八島了安

利こや 助

茶道頭 野島巡知

山田や 六兵衛

片倉平之丞

小豆嶋や

伊藤儀右衛門

さかいや 新四郎

三條目預組

相屋 平兵衛

檜垣百人者

成羽や 六郎兵衛

馬宿

鼠や 兵右衛門

安藤滿藏

みのみや 又右衛門

給人 松田角助

相屋 八郎兵衛

給人 鬼生田預組

松原や 兵衛

給人 安田角太夫

出來や 五郎右衛門

從福山出役

御年寄 三浦吉左衛門殿

上下拾八人、馬壹疋

御用人 中山七左衛門

上下拾四人、馬壹疋

本上孫兵衛

上下九人

御使番 松山傳左衛門

中小姓 川野丈太夫

ふひすや 文四郎

同 曾根右源太

はりまや 武右衛門

砂師 山崎茂左衛門

れこや 安右衛門

仕出し方 小川文五右衛門

富永 作左衛門

同 水知加左衛門

富永 分安

茶道 柴田宗久

保命酒屋

伊藤野久喜齋

いまりや 善右衛門

寺田林哥久

中庄兵衛

小下道具之者付

さかいや 兵衛

松末預組

なてや 久左衛門

船山百人者

米や 甚右衛門

勘定方 山脇要助

れこや 太郎右衛門

同 廣瀬惣右衛門

平のや 惣右衛門

給人 松川善太夫

船 中

同 伊藤淺之丞

上下三人

笠倉權平

上下八人、當日八九人

御廣間 小川 茂左衛門
堀同 孫平
御勘定頭 松本 郡右衛門
御料理人 飯房 沼石 德右衛門
御料理人 飯房 沼石 與左衛門
吟味役下役 橋本 數右衛門
同 鈴木 茂左衛門
同 中西 彦七
表御坊守 齋
御勘定方 荒齋 甚左衛門
早間 七郎左衛門
御勘定所子共 石坂 兩藏
御用人壹人

川崎 太左衛門
何茂上下七人宛、當日八八人
吟味役 馬場 宇平
板前御 中間
小遣御 中間
御飛脚 中間
御臺所目付 山本 佐五左衛門
綱川 左次兵衛
遠藤 甚七
佐藤 段八
小遣御 中間四人
御道具方 加藤 寄右衛門
吉金 小惣次
郡奉行 大平 彌一兵衛
御代官 高橋 仁兵衛
手代 貳人
御普請奉行 河 中彌 三郎
上下五人
上下八人
上下五人
上下貳人

普請方小奉行 添田 彦四郎
普請本方 村井 源太兵衛
御普請奉行 御普請奉行 久藏
佐藤 久藏
普請方小奉行 羽原 文七
同 梶山 彌藤 治
御徒目付 中島 助之丞
吉見 津内
御使番 吉村 彦六
上下貳人
上下貳人

石塚 久野右衛門
御田頭 瀧左衛門
儒者 伊藤 大佐
御勘定頭 馬場 藤右衛門
御物頭 近藤 猪左衛門
火廻立人 御足輕貳拾人
同 小頭 壹人
御使番 天野 蘭右衛門
上下五人
上下五人
上下七人

加藤權藏義者御廣間同斷、要害御番所相勤
加藤權藏、廣江又市兩人共二給人二御仕立、繼船御用掛相勤

輛奉行 加藤 全兵衛
御供番 同 權藏
御徒士目付 廣江 又市
御足輕 貳拾人
同 小頭 壹人

豐後御代官岡田庄太夫殿

手代 中山原中川 勝右衛門
外二壹人 中山原中川 儀右衛門

同 大堀 井翰 吉
德和 田左 忠 吉
澤 濟平 吉

下役 森山秀右衛門 川部清兵衛 福島三左衛門 西瀨新左衛門 黒瀨李左衛門 足輕五人

今千原郡右衛門 長野薩次郎 渡松寛右衛門 三右衛門 邊次郎兵衛

原野善四兵衛 宇野右衛門 谷市兵衛 澁井市右衛門 加村來市右衛門

越前御代官宮村孫左衛門殿

手代 (杉江) 清助 七 小室佐右衛門 高橋四郎左衛門 外 橋 貳 人

下役 (河野) 條左衛門 中野 奥右衛門 關村 六郎右衛門 加藤 加兵衛 武内 加兵衛 足輕五人

河野 儀兵衛 堀山 庄右衛門 片山 庄右衛門 野田 庄右衛門 山田 庄右衛門 堀田 庄右衛門 岡崎 庄右衛門 武兵衛

小松寺 小松の重盛手自松を植置玉ひしと言事いふかし。鎌倉實記に、佐殿頼朝にハ小松殿の薨せさせ給ふこと御歎き淺からざりしによつて、北條家よりの沙汰として、九月朔日は内府入道の松重盛入道淨蓮菟月忌始に伊豆小松寺建立シ小松ト云。治承三年八月朔日小松寺建立シ小松ト云。追善の法事をいとなまれける。小名又二郎時友從弟奉行す。佐殿、數々の作善あり。治承四年八月朔日、小松の内府の一周年、小松寺におゐて書寫の僧八人召れ、如法經の供養を被遂と云々。然ハ當寺而已にかきらす、他國にも有とみへたり。重盛當浦へ來り給ふことを不聞と云人有。琵琶法師傳曰、義專坊ト申ハ、讚岐密嚴寺ノ住侶大宮藏人實春カ養子也。實春ハ爲義カ子、淡路冠者カ弟也。幼少ノ時、小松殿ニ見參ニ入レシニ、淡路冠者ハ重盛、鞆浦ヨリ舟ニテ和田ノ御崎ヘ通ラル、時、風烈クアワヂニ御舟カ、リシニ、雜餉ヲ構ラレケルニ、福浦ノ上樹ト云里百丁ヲ賜ト、あり。藝州ヘ下向の時事なるへし。是にもかきらす重盛、當浦に滞留し給ふこと有。同書曰、小松殿在世の比は、斐流の船軍修練の爲にとて、知盛、教經の卿と年かわりに一たひ鞆の湊に下向有。其秘(秘)術を得させ給ふ。其時ハ備前に唐琴の泊、櫃石、鹽飽、此間に船百艘を置れ、瀨戸には水島鼻くり難所にて、船の掛引自由の櫓棍を覺たる船頭、水主を撰て軍船を備ふ。室、鞆、吹上、忠海、尾道、廿日市、三田尻、上關、下關の湊にハ御座船貳艘、役船貳拾艘ツ、國司の用意として、一院或は清盛などの嚴島詣て、鎮西渡海の爲などに兼而した、めもふけたる事、皆、小松殿の御計略なり。故に西海の船路百餘里の間、海を以て陸とするの術有とて、重盛、知盛、教經をは時の人、磯等の三將と申けりと云々。

斐ハ則、斐忠次郎氏舟カ事なり。船を乗る事を能鍛練して度々渡唐し、妙傳とも共有号しける。重盛存世の時、後世を鑑て金を妙傳といへるものに賣て、經山寺へ渡されし事、平家物語に有。氏舟カ法号を妙傳といひけるか。又、渡唐の時計、妙傳と名乗けるにや。平家船軍の大將十頭の内也。所謂、湊嶋次郎惟海、福浦太夫五郎成乘、藤戸太郎左衛門有之、多々羅十郎義遠、唯海、ナカ軍人俊行、斐忠次郎氏舟、門司藤内時元、紀四郎景則、阿波民部重能なり。

要害山時の鐘 水野家の御代々の鐘われけるゆへ、醫王寺の鐘を掛置れける所、寶曆三年の冬、鑄直され、江戸の儒者金丸要助に銘を被 仰付。

備後國都、元無ニ府城ニ元和之初、茅土互遷、水野勝成徙ニ封此地、時承ニ兵後ニ四郊有警、侯相ニ形勢ニ新築ニ新城、今福山城此、其本構城南三里、此曰ニ鞆津、沿海三津皆名ニ馬頭、東曰ニ兵庫、西曰ニ室津、各國所轄此居ニ其一、既置ニ津官、以テ其事、陸海所道常務甚急、迤南小島稱ニ大岬、一燈亭一座、望鏡一架、燈標ニ夜渡、鏡資ニ探察、本司所統誰何最嚴、後有ニ尾關季番、初來建議、舟驛所設百爾無缺、漏於ニ夜柝ニ獨爲ニ不利、更有ニ鼓鐘、鼓不レ如鐘、請朝置鐘以報ニ子午、軍國之用於是爲備、後數十年、鐘脉稍絶、啞音日進、寶曆癸酉本廳進議、再鑄改作、相府允報、悉如所乞、明年甲戌、委吏董功、銅錫得齊、肉孔如法、胎範工程凡數日成、聲力比舊、一里而遙。辭曰。

覺匠告成 龍鈕高懸 明晦不欺 風雨無遷 信以被民 敬以奉天 斯祈斯祭 一聲万年

臣 金秀謹 撰

寶曆四年甲戌春正月 本司臣小野忠高奉 命改鑄 治工 渡邊 信

鞆津祇園社棟之文

夫神垂以三祈禱爲先、冥加以三正直爲本、恭惟我 尊神之垂、跡播磨廣峯以來、山城之感神院、尾張攝津國々所々、無不崇尊奉祭、蓋寶劍之靈、實重德之成器、當與天壤無窮、八雲之詠是敬中之敬、固和歌之根元、天下生民具此義、一心持武器、斯乃 尊神之德光、可不仰哉、可不信哉、況生其土者、無黑心而以丹心奉仕禮、不有冥加乎、會神殿年舊破損、今茲此土氏人

等、相共戮力鳩工、造營修飾不日而成、亦是神明加被之力也、愈敬愈恭、宜致加有之禮奠矣、神官等潔齋(祓)除謹書。
天和二年戊五月日

野島攝津守吉定
中須賀大和守正景

箕島

箕嶋 回望

太白克醉

既隄之離邦也、榮懷之乘時也、胥一人所爲而成之、嗚呼人君厥疆諸矣、備後州福城郭者、水野氏勝成侯、高層武功、獨鎮勇業、矣、天正慶長之間、侯嗣大相公幕下、自毅其甲冑、敵其干、無敢不中、更備其弓矢、鍛其矛、靡又弗善矣、虜加々江之息於濃之垣城、以祭嚴父之魄、后陣々頭之旗於坂之櫻郭、而開軍主之眉矣、吁躬凝忠純、性尽孝弟、其惟侯乎、醉聽非學、唯行之在難、苟從其華、孰若其朴乎、侯雖未學、而立家業、振寰區、雖辭卿以遊、世望鳴人極、良厥報得乎、元和之比幸奉嘉名、覃知備之福縣、而乃隨山刊木、摧巖治水、西北高峻鎮其州、東南深廣貫其祭矣、就中尚五雉之城、長百雉之郭、功做極建地肥民處矣、所以酒非麴、羹非鹽、梅不和、侯者厥有焉乎、其令也爲君爲親、創寺齋僧、恤孤養老、馬牛之風、仍峙林、臣妾之逃、越勿逐、自華比德、庶少淫朋、豈其耻前賢乎、其登耳順也、遷在纏之席、遊無諍之庭、雍髮自号一分齋、參禪處、宗休居士、且知攝之府山、地有利、而克兵以永世、又解備之福縣、天有時、而讓封以興家矣、昔乞乞昔矣、今矣、春華於雨乎、秋葉於霜乎、其獲始終、侯唯其人乎、侯之從屬過、艸野多、予禪餘日、譚率賢侯、今吟其聽與、其餘烈云爾、候風浣下日將暮、回首備陽當世冠、草戶晚鐘吟古永、深津潮網罟今誰(誰か)鳥遊蘋藻寺崎澳、月舞櫻華萱野園、遺囑城頭松竹等、億千歲後告禪觀

右太白行脚袋ニ載ス。太白ハ越前ノ産ナリ。福山泉龍寺ニ住シ、詩文ニ工ニ、又文字ヲ能、激烈タル活僧ナリ。行脚袋六卷刊行ス。能登守教經、當島に三日繫船せられしといひ、或は陣所なりしと里俗に言傳り。河野の四郎繫船したる事有。是を謬り傳へたるなるへし。源平盛衰記曰、元暦元年、故六條判官爲義か孫、淡路冠者、掃部冠者、源氏方にて淡路國福良と云所に楯籠、越前三位通盛、門脇中納言教盛、能登守教經、淡路國へ押渡、一日一夜に責落し、兩冠者を打とり、百三拾貳人か首を取て姓名を書添、福原へ送り、教盛は福原へ歸給ふ。伊豫國住人河野四郎通信を責るとて、通盛、教經二手に分て四國へ渡る。通盛は阿波國北郡花園に着給ふ。能登守ハ讃岐國屋嶋の御崎に着。河野四郎此事をき、安藝國奴田太郎ハ源氏に志有故、一ツに成て軍せんとて奴田尻へ渡りけるか、今日は備後國養嶋に繫て翌日養嶋を漕出て奴田尻に着。能登守是をき、奴田の城へ押よせ一日一夜責たかふ。奴

田太郎降人に出けるを生取。河野は主從七騎にて落けるを、能登守の郎等平八爲員引詰々々射ける矢に、六騎射落す。河野口惜事也、かたき一人に六騎迄射落され、我壹人生て何のかいか可有と、太刀を額に當て、手負の上を飛越々々打てかゝり、終に爲員を打取と云々。

曆應三年朝軍之事

太平記廿二。曆應三年五月四日、脇屋刑部卿義助病死セラレケレハ、細川刑部太輔頼春、時ヲ不移、七千余騎ヲ率シ、土肥三郎左衛門カ籠タル奥州河江城ヲ責取。多年義時ニ順タリシ兵兵、土居、得能、合田、二宮、日吉、多田、三木、羽床、三宅、高市等、金谷修理太夫經氏ヲ大將ニテ、兵船五百余艘、土肥カ後詰ノ爲ニ海上ニ推浮フ。是ヲキ、テ備後ノ朝、尾道ニ船汰ノ、土肥カ城へ寄ントシケル。備、藝、防、長ノ勢下余艘ニテ押出シ、押合々々相戦。其中ニ大館左馬助氏明カ執事岡部出羽守カ乗タル船計十七艘、備後ノ宮下野守兼信、左右ニ別レテ漕並タル船四十艘カ中へ分入テ、敵船へ乗移々々終日戦ケル處ニ、俄ニ大風ニテ宮方ノ船ハ西ノ方へ吹戻、寄手ノ船ハ伊與ノ地へ吹送ル。大將經氏曰、運ノ通塞モ軍ノ吉凶モ可言處ニアラス。イサヤ今夜備後ノ朝へ押寄、其城ヲ追落、中國ノ勢ツカハ、西國ヲ責隨ヘントテ、其夜備後ノ朝へ押ヨスル。城中折節無勢ナリケレハ、卅余人有ケル者兵、暫戰テ皆打死シケレハ、宮方はニ機ヲ舉テ大可島ヲ攻ノ城ニ拵、朝ノ浦ニ充滿ノ武島、小豆島ノ御方ヲ待所ニ、備後、備中、安藝、周防四ヶ國ノ將軍方三千余騎ニテ押ヨセタリ。宮方ハ大可島ヲ後ニアテ、東西ノ宿へ船ヲ漕寄テ荒手ヲ入替テ戰。將軍方ハ小松寺ヲ陣ニ取テ濱面へ兵ヲ出シ、懸合々々採合タリ。戦屈ノ十余日ヲ經ケル處ニ、伊與ノ土肥カ城被責落、細川頼春ハ大館左馬助氏明ノコモラレタル世田ノ城へカ、ルト聞ヘケレハ、土居、得能以下ノ者兵、同ク死ナハ我國ニテコソ尸ヲ晒サメトテ、大可嶋ヲ打捨テ伊與ノ國へ引返ス。

足利直冬在大可嶋事

太平記廿六。貞和五年、西國靜謐ノタメ尊氏將軍ノ嫡男、右兵衛佐直冬ヲ備前國へ下サル。左兵衛督ノ計ヒトシテ西國ノ探題トナシ玉ヒケレハ人々歸服シ、備後ノ朝ニ在テ中國ノ成敗ヲ司リ、忠有者ハ不望ニ恩賞ヲ玉ハリ、咎有者ハ不罰ニ去其境。是ヨリ多年傍非犯上ツル執事兄弟カ惡行彌隱レ無リケリ。

同廿七。右兵衛佐直冬、中國ノ探題ニテ備後ノ朝ニワシケルヲ、師直、近國ノ地頭御家人ニ相觸テ討奉レト申ツカワシケレハ、貞和五年九月十三日、杉原又四郎、二百餘騎ニテ押ヨセタリ。俄ノ一ナレハ防ヘキ兵モ少クテ、直冬既ニ討レ玉フヘキ所ニ、磯邊左近將監カ若黨散々ニ防ケル故、十六騎ニ手ヲ負セ、十三騎馬ヨリ倒ニ射テ落シケレハ、杉原少シ疼テ懸得サリケレハ、其間ニ直

冬、河尻肥後守幸俊カ船ニ乗テ、肥後國へッ落ラレケル。

義宗義治漂泊事

後太平記十四。明德三年、南北朝御和平有。新田武藏少將義宗、脇屋右衛門佐義治、出羽羽黒山ノ麓ニ柴ノ扉ヲ挑ケ、深塾ノ衰老ノ霜降眉ヲ嘸テヲウシケルカ、南北御和平有ケレハ、無力四國ノ土居、得能、村上ト一手ニナラントテ、翌正月廿一日女性少キ人ヲ伴ヒ、四國路へ向玉ヒ、鞆ノ津ニ着玉ヒシニ、逆風ニ梶ヲ止テ、暫ク此所ニ日ヲ重給シト云々。豫州道後ニ義宗、義治ノ靈ヲ祭テ新田大明神ト云アリ。其子孫商家トナリテ新田屋ト云テ豊饒ナル町人アリ。

(校訂者曰ふ、私が昭和二年六月十、十一の両日、妻の貞子と共に、遠祖の御國である伊豫の道後に遊び、次で宗家河野の菩提所たる石手寺に詣で、並に河野家の城跡である道後公園——伊左爾波岡——を訪ひなどした時に求めた『道後温泉誌』——大正十五年十月十五日發行——及び『大松山と道後』の二書のうち、何れも新田靈社の事が記してある。参考のため左に之を摘録する。

新田靈社(道後温泉誌所載)

新田靈社二あり、共に湯山村に在り、字河中(舊稱日浦村)に在るものを上新田大明神と稱へ、其水口(舊稱別名村)に在るものを下新田大明神と稱へしが、現今下新田は上新田に合祀せらる、社前に碑あり、嘉永元年松山の文學日下伯巖の撰にして左少將新田公義宗、其從兄左(右)衛門佐脇屋公義治の事を勅す、二公の墓今尙社頭を東に距る數十歩の叢中に在り、二公隱遁に係る傳説多々あるも未だ定かならず。

両新田神社(大松山と道後所載)

湯の山村字河中にある。元は上新田神社(新田義貞の子義宗を祀る)下新田神社(湯ノ山村字水口にあり新田——脇屋——義助の子義治を祀る)の両社とに分れてゐたのを、明治三年に合祀したのである。惟ふに伊豫は元弘建武の際、土居通増、得能通綱、忽那義範、村上義弘等の忠臣興起した關係から、新田義助を始め(義助は興國三年今治地方の國分寺で病死した)新田義宗、義治の入國があつたのである。湯の山村藤野々にある圓福寺に義宗、義治の位牌がある。但し二公の末路に就ては種々の異説がある。

永尊院殿前武州刺史朝散大夫旭山法光大居士高靈

應永十二乙酉天十一月五日新田左中將源義貞公三男故少將義宗公

徳王院殿故右衛門佐朝散大夫源朝臣道立舜山大禪定門

應永十二乙酉天八月七日脇屋源義助公嫡男脇屋義治公

風雅集第九 九月十三夜、嚴嶋へ参りけるに、備後の鞆といふ所にて、海邊月といふことを。

あたらの、月を獨りそ、詠つる、おもはぬ磯に、浪枕して。

藤原公重朝臣

家集

俊頼朝臣

船どもは、鞆にとまれど、佗人の、なげく心は、過ぬるものを。

鞆の浦、柳か景に、船は出て、さやかにみゆる、あきの初かせ。

水野勝成公、和州郡山を神邊へ御移り、鞆津へ御越、福山の城成就の間、御滯留被成、御男子出生有て鞆殿と号す。早世にて禪照寺に墓所有。多門院殿花翁周權大童子と号す。

万葉之七

海士小船、帆義張流登、見左右荷、鞆之浦回二、浪立有所見。

又

好去而、亦還見六、大(丈)を脱するか夫乃、手二卷持在、鞆之浦回乎。

名寄

旅ねして、月計こそ、鞆のうらの、磯の室野に、明ぬ此夜は。

右之哥、各前に記といへども、よみ人たかひあるゆへ、以後考のため、こゝに記す。

備陽六郡志第二卷發行報告祭文

(昭和三年九月十六日福山市寺町一心寺に於る)

維れ時昭和三年歲次戊辰九月旬六、我が舊備後領の有せし郷土史研究の先驅、何有宮原直御翁の裔孫、陸軍中將宮原國雄大人の歸省を機とし、其の菩提所一心寺に齋壇を設け、些か清酌庶羞を列ね、虔仰報徳の衷悃を故翁の靈前に致す。

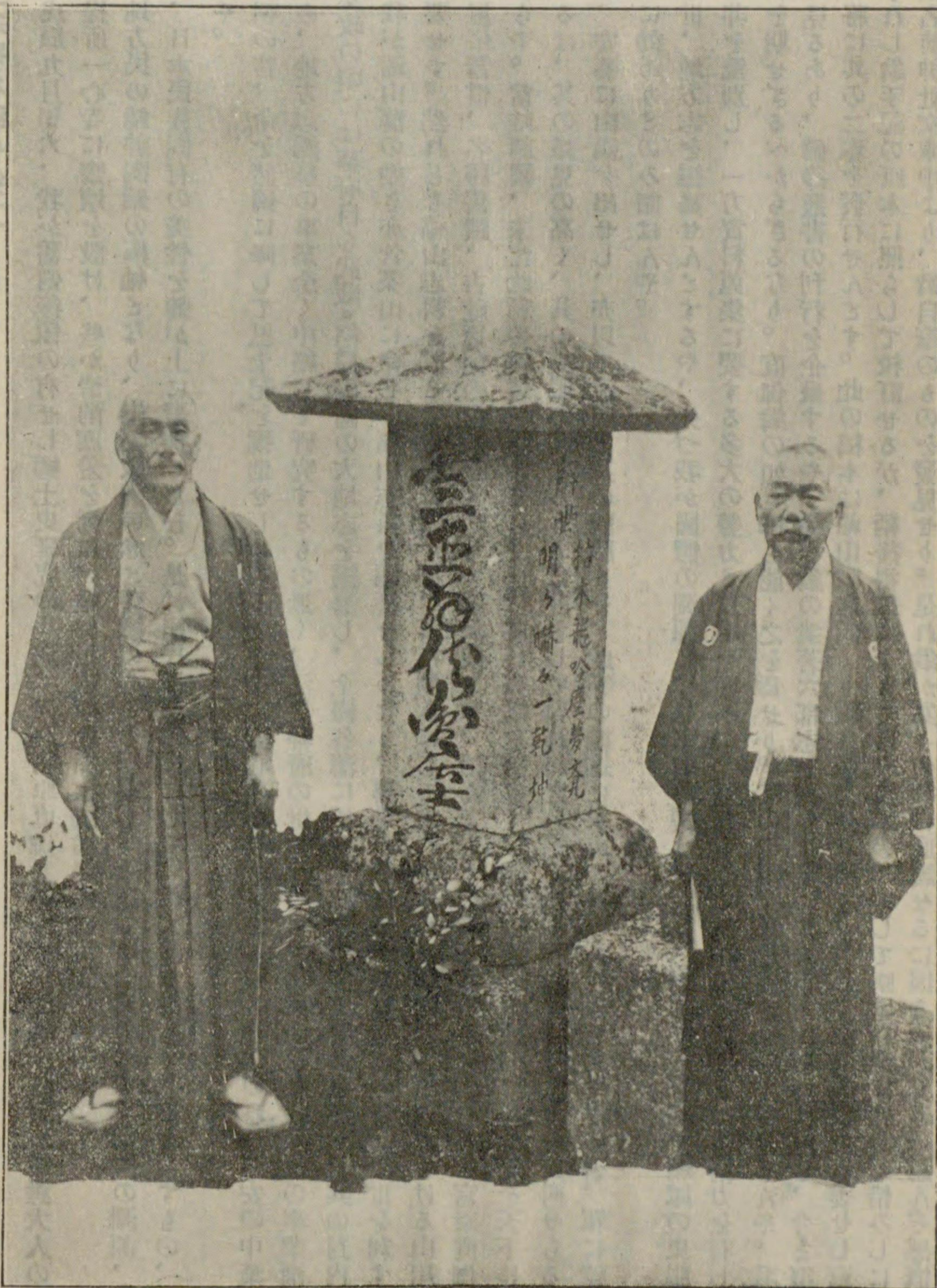
夫れ郷土志の教訓は地方民の精神陶鑄の樞軸となり、崇祀敬神の念と愛郷の心を涵養し、延ひては山河の精華、國體の淵源、民風の醇美を詳悉して、日本民族固有の美性を彌が上に發揮せしむ。是れ國民精神の糧にして、偉大なる滋味と効果を齎すもの、豈是に過るものあらんや。

熟ら攷ふるに、奈良朝の昔、命を諸國に降して風土記を撰進せしめらる、その大御心の存せしところ知るべきのみ。平安の中葉以還、亂世相繼げる爲め、地方志編纂の事業全く中絶して研究するもの無く、江戸幕府の世となつて、古典の學と共に此の事業漸く擡頭し來り、文化・文政の頃には幕府自ら武藏・相模兩國の大地志を編纂し、全國各藩に於ても相前後して藩命を下し、其の封内の事跡を調査せしむ。我が福山藩の如き亦菅茶山に命じ、福山志料を編纂せしめたり、藩定の載籍唯だ是れあるのみ。後世を利するの大なる敢て贅説を要せず。然れども福山志料を溯ること實に五十年、既に個人にして之れが研鑽に没頭し、領内における山川の形狀、産業の狀態、風俗習慣、名勝舊蹟、古社巨刹の由來を闡明し、細大洩さず、積んで以て浩翰なる冊子を成せる、宮原直御翁あるを思はざるべからず。當時諸國、未だ此種の撰述を見ざるに、已に業に先鞭を著けて、獨力刻苦、大成して以て範を天下に示し、績を後世に遺せるは、其の識見の高く、其の史眼の明なるものに非ずして孰れか之を能くせん。後世尊王大義の絶叫せらるゝに至り、備後に茶山、安藝に山陽を出せし、亦以て遠因と其の胚胎とを、此等の編述に求めざるべからず。六郡志の著、單に遠きを追ひ近きを釋ぬるに効ありとのみ謂はんや。

凡そ文化なほ蒙昧の世、地方志を編纂せんとするや、先づ我が國體の淵源と、皇室の尊嚴とを識り、而して後ち必ず燃犀の史眼を以て、所傳の信僞是非を鑑別し、一方資料蒐集に要する多大の勞力と費用を顧みず、堅忍不拔の意志の下に倦まざる精力を有し兀々歲月を閲して大成を期せざるべからざるなり。直御翁の如き即ち能く之を爲せり。其の偉績、豈顯彰せずして可ならんや。我が備後郷土史會こゝに見るあり、備後叢書の刊行を企畫するや、先づ翁の遺著六郡志を探り、既に其の第一卷を世に出し、今ま復た來る二十五日を以て將に其の二卷を發行せんとす。此の稿本は福山誠之館より義倉圖書館に移り、久しく篋底の蠹魚に委せし寫本を、宮原家に傳へられし翁手記の原本に照らして校訂せるが、輒後得録に至りては、寫本のみ存して原本の闕けたるを惜みしに幸にして本年六月、沼名前神社文庫中より、翁自筆のものを發見せり。是れ翁が冥々の裡に庇護せるに因るや必せり。焉んぞ感慨

なきを得んや。

抑も先賢は後進の顯彰に俟つて、其業、其德、彌よ顯はる。六郡志が博く世人の机上に繙かるゝに至れるは、我等同人の先賢に謁す微衷に外ならず。又た後進が坐ながら過去の史實を探り、隠れたる事蹟に一道の光明を得る所以のものは、先賢の遺勳に倚るに外ならず。斯くて相援き相俟つて兩々世に裨益すること、豈鮮少ならんや。此の意味に依つて我が備後郷土史會同人は、最も直御翁と因縁深く祖先後昆の間柄も管ならざるものあり、英靈の照鑑怡悦知るべきのみ。乃ち君、蒿悽愴として來り享けよ。



福山市寺町一心寺境内に在る著者の墳墓および其の裔孫宮原中將(向て左)と校訂者得能正通(向て右)の寫眞

(昭和三年九月十六日一心寺の墓前に撮影)

(著者の裔孫、陸軍中將宮原國雄氏より、校訂者への來柬を以て、敢に代ふ)

拜啓益々御清穆御起居之段奉賀候。陳者『六郡志』出版ニ就テハ、乍毎度不一方御盡力御配慮ニ預リ、難有奉存候。今般備後郷土史會ノ名ニ於テ、備後叢書之首頭ニ御刊行之事ト相成、百五十有餘年間、篋底ニ在リテ徒ラニ紙魚ノ餌トナリ居タルモノ、茲ニ初メテ天日ヲ仰クコトヲ得、所謂、枯木モ花ヲ着クルニ至リタルコト、著者本人ハ勿論、家門ノ光榮之ニ過キス候。本書ノ刊行力、多少ナリトモ郷土史研究上貢獻スル所アレハ幸甚ニ御座候。此機會ニ於テ郷土史會幹部諸士ニ對シ、特ニ厚ク御禮申上候。先ハ御挨拶申上度如此ニ御座候。敬白。

昭和三年十一月二十七日

宮原國雄

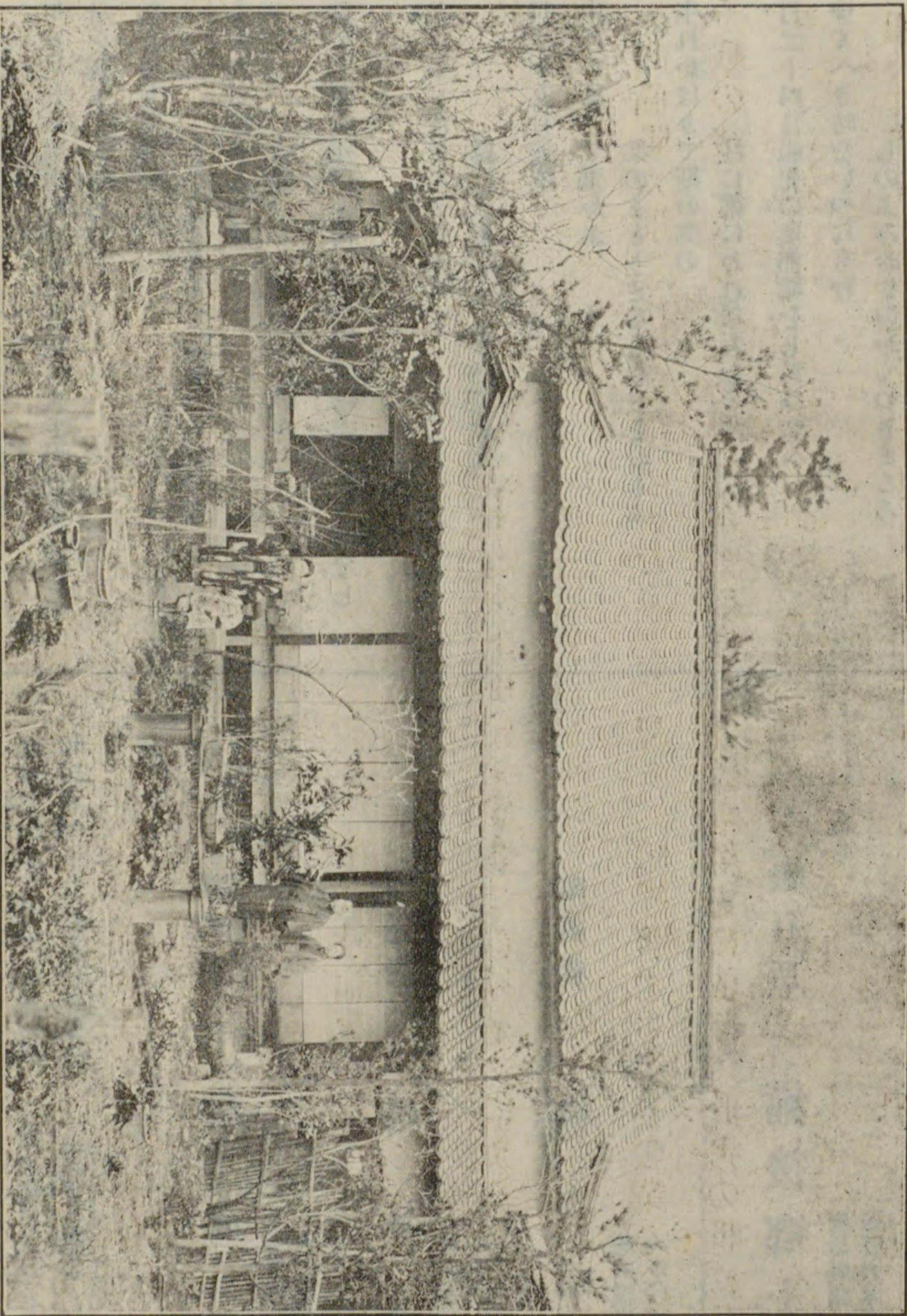
得能正通殿 尊臺下

備陽六郡志を讀みて感あり

本書に對して、予は昭和二年十月二十三日、故宮原翁の英靈を福山一心寺に祭り、本書刊行の舉を告げたる備後郷土史會の告文に全然同感す。翁は享保十七年三十歳の頃より、安永五年逝去の時まで、恐くは隨聞隨筆約四十五年間、此書の編纂に精力を傾注せられたものを見るへし。内篇の村々物成高の數字の如きは、今日に用無しと言ふなかれ、當時に在りては無上の重寶記なりしなり。予は外篇を讀み、翁か櫻山慈俊公の心事を忖度し丁寧に之を記しあらるゝを見て驚嘆せり、是れ全く予の嘗て述べたる所一致せり。予は櫻山公を欣慕するの念に於て、翁ご意見を一にせることを名譽す。其他翁の文中には、探史上經世上人をして則らしむるの點少からず、福山志料の成れるも此備陽六郡志に負ふ所多大なりしを見る。嗚呼著書豈容易の業ならんや。翁は友を千載の後に求められたり、今や得能正通氏の努力に依り、此書の世に公けにせられたるここに就ては、翁の在天の靈は必ず莞爾として首肯せらるゝならん。

昭和三年十二月三日

眞田鶴松



(人物説明) 向て右から、校訂者の妻貞子、校訂者、校訂者の孫晶子、娘千代子。

校訂者が本書を校訂した備後府中住宅の書齋、前栽の一部。

(影攝日五十二月三年三和昭)

養兔翁 越智宿禰 正通

昭和三年五月九日出身地深安郡湯田村大字湯野豊久保に
養兔神社を齋きまつるとて

大なむち神をまつりて兔かふ

わさのまもりと崇めたてまつる

兔かふ業のまもりと仰きまつる

大國ぬしの其の大かみを

同年八月二十四日残暑を冒して備陽六郡志の校正をなし
つゝ

にはたつみなかるゝ汗をふきもあへず

備陽六郡志またもみてをり

同年八月二十九日述懐

いくたひか生れかはりて兔かふ

業のまもりとならむとそおもふ

死にかはり生れかはりて斯の業の

柱に梁にわれならむとす

同年九月二十四日祖先の奥都城をしぬひつゝ

みそは近くゆくへき時やいつならむ

しのふみおやのおくつきどころ

昭和三年十二月十五日印刷
昭和三年十二月廿五日發行

(備後叢書第三卷)

備陽六郡志 三

編輯兼
發行者

得能正通

廣島縣蘆品郡府中町
大字府中五二五ノ一

印刷者

柳本 吳 策

岡山縣後月郡井原町
一千〇八十七番地

印刷者

柳本 印刷所

岡山縣後月郡井原町
一千〇八十七番地

發行所

備後郷土史會

廣島縣福山市三之丸町
振替大阪七四六四一番

5
6

5
6

57
62



577
62

